

第6次水俣市総合計画

第2期基本計画

(2023年度～2026年度)



**みんなが幸せを感じ
笑顔あふれる元気なまち 水俣**

水 俣 市

第6次水俣市総合計画第2期基本計画の策定に当たって

本市では、総合的かつ計画的なまちづくりの指針として、平成31（2019）年度から令和8（2026）年度までの8年間を計画期間とする「第6次水俣市総合計画」を策定し、将来像「みんなが幸せを感じ 笑顔あふれる元気なまち 水俣」の実現に向けた取組を推進してまいりました。



前半の4年間となる第1期基本計画の期間では、市の財政再建に着手し、足腰の強い財政基盤の確立を図りつつ、6つの基本目標（政策分野）について幅広く政策を進めてまいりました。

特に、経済・産業の分野では約20年ぶりとなる工場等の新設を伴う企業誘致が実現し、新たな雇用の場が創出されました。また、エコパーク水俣においては、新物産館「Shop&Cafe ミナマータ」及びみなまた木のおもちゃ館「きらら」がオープンし、本市の新たなランドマークとして多くの方々に御利用いただいております。加えて、教育・福祉分野では、市内小中学校への空調設備の導入やキッズサポーター基金の創設、子ども医療費及びインフルエンザ予防接種の助成対象の拡充や学校給食費の一部無償化、満75歳以上の高齢者や障がい者を対象としたみなくるバス運賃無償化など多くの事業を実施し、公共サービスの向上を図ってまいりました。

後半の4年間としてこの度策定いたしました第2期基本計画では、人口減少と高齢化を見据えた本市の中長期のビジョンである「外貨を稼ぐ水俣」「選ばれる水俣」「活力生まれる水俣」の考え方や、近年急速に進むデジタル化の視点を計画に反映し、これらに関連する取組を重点施策として位置付けております。加えて、持続可能な開発目標「SDGs」の17のゴールを各施策に明記することで、総合計画の中でSDGsを一体的に推進していくこととしております。本計画に基づく取組を着実に推進し、人口減少下にあっても市民一人ひとりがより豊かになり幸せを実感できるまちを実現してまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、活発な議論を重ねていただきました水俣市総合計画策定審議会委員の皆様をはじめ、市民アンケート調査やパブリック・コメントなどを通して、貴重な御意見・御提言をお寄せいただきました市民の皆様並びに関係者の方々に対しまして、心から御礼申し上げますとともに、本計画の推進につきまして、引き続き御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5（2023）年3月

水俣市長 高岡 利治

【目次】

第1部 序論

1 第2期基本計画策定の趣旨	2
2 計画策定の視点	2
3 総合計画の構成と期間	3
4 総合計画と他の計画との関連性	5
5 計画の進行管理	5
6 水俣市を取り巻く社会情勢と課題	6
（1）人口減少と少子高齢化の進行	6
（2）ICT技術による社会のデジタル化とDXの推進	6
（3）地球環境問題の深刻化	6
（4）持続可能な開発目標（SDGs）への社会的関心の高まり	7
（5）安全・安心なまちづくり	7
（6）持続可能な行財政基盤の確立	8
7 総合計画とSDGsの一体的な推進	9

第2部 基本構想

1 基本理念	14
2 目指す将来像	14
3 施策の大綱	15
4 施策の体系	18

第3部 第2期基本計画

1 施策の体系	20
2 「3つのビジョン」	22
第1章 地域に根差した強い経済基盤づくり（経済・産業）	25
第2章 豊かな心で未来に挑戦する人づくり（教育・文化）	41
第3章 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり（保健・医療・福祉）	65
第4章 次代へつなぐ環境づくり（環境）	87
第5章 安全で安心して暮らせる生活基盤づくり（生活基盤）	101
第6章 持続可能な行財政基盤づくり（行政経営）	121

資料編	133
-----	-----

第1部

序論

1. 第2期基本計画策定の趣旨

総合計画は、本市の目指すべき将来の姿と、その実現に向けて市民とともに進むべき方向を示したもので、市の最上位の計画として策定するものです。

本市は、平成31年3月に第6次水俣市総合計画を策定し、「経済」「社会」「環境」を統合的に向上させていく視点でのまちづくりを進めるため、基本構想において、「みんなが幸せを感じ 笑顔あふれる 元気なまち 水俣」を目指す将来像に掲げ、その実現に向け、様々な施策を展開してきました。

この間、本市最大の課題である人口減少と高齢化の進行に加え、デジタル社会の急速な進展、脱炭素社会への転換、「持続可能な開発目標（SDGs）※」の社会への浸透、新型コロナウイルス感染症への対応など、本市を取り巻く環境は急激に変化しています。また、令和3（2021）年度からスタートした財政再建に向けた取組によって、悪化を続けていた財政状況は大きくその方向を転換しつつあり、本市が将来にわたって持続可能なまちづくりを行っていくためには、これまで以上に事業の重点化・効率化が必要とされるところです。

今回、第6次水俣市総合計画の第1期基本計画が終了するに当たり、第1期基本計画における事業の成果及び課題を踏まえ、各施策区分や成果指標等を見直すとともに、本市の重要プロジェクトである「3つのビジョン」やデジタル社会への対応などの新たな視点を取り入れた第2期基本計画を策定しました。

今後は本計画に基づき、引き続き目指す将来像を実現していきます。

2. 計画策定の視点

本計画においては、「第6次水俣市総合計画第2期基本計画策定方針」に基づき、次の3つの視点に立ち策定を行いました。

（1）実効性のある計画

第2期基本計画策定の前提となる市の現状や課題について、第1期基本計画における事業の成果等を踏まえるとともに、市民アンケート調査の結果や各種統計資料等をもとに、課題の明確化を図ります。

また、施策の有効性等を適正に評価するため、第1期基本計画に引き続き、施策区分レベルで目標値を設定します。

（2）持続可能な行財政運営を推進する計画

昨今の厳しい行財政環境の下では、行財政資源の配分を重点化することが必要であることから、第1期基本計画に引き続き、特に重点的に実施する施策（3つのビジョンなど）を重点施策として位置付けます。

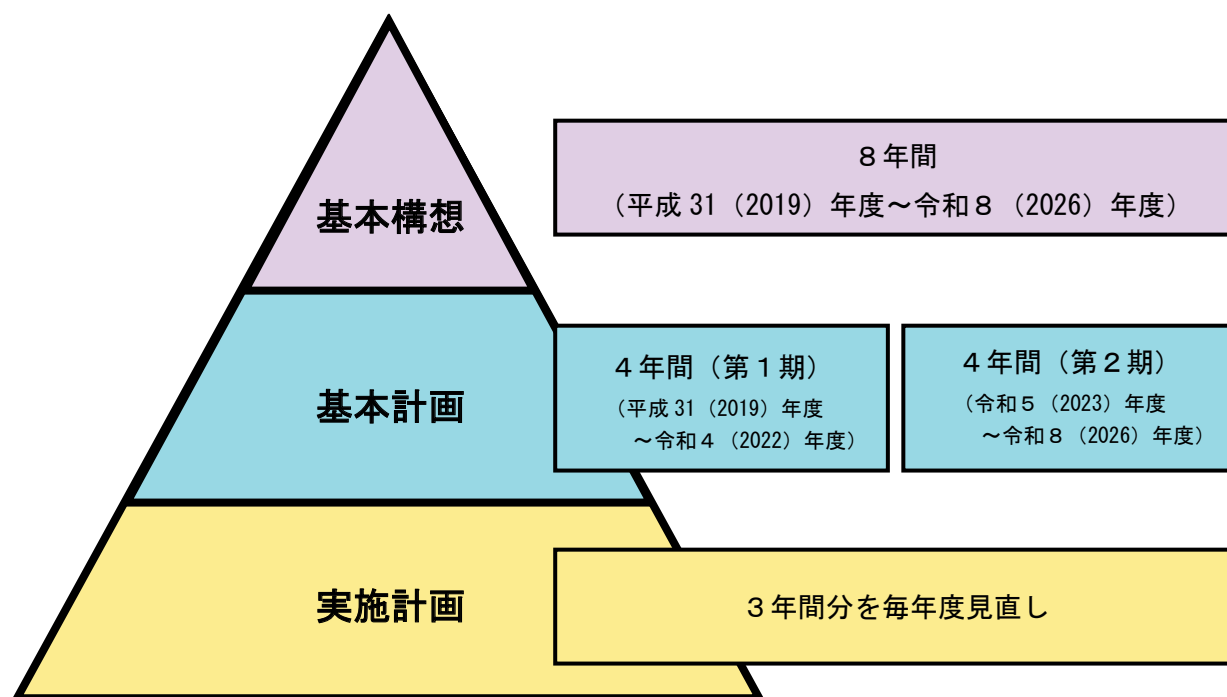
また、第2期基本計画に掲げる施策区分や事業の検討に際しては、第1期基本計画における事業の成果及び課題を踏まえるとともに、デジタル社会への対応などの新たな視点を取り入れつつ、必要な見直しを行います。

（3）市民の声を反映させた計画

第2期基本計画の策定に当たっては、策定審議会や市民アンケート調査、パブリック・コメント※の実施等により、できる限り市民の意見を反映した計画とします。

3. 総合計画の構成と期間

第6次水俣市総合計画は、長期的な方針を示す「基本構想」、中期的な計画となる「基本計画」、短期的かつ具体的な事業計画となる「実施計画」の三層で構成されています。



① 基本構想（基本目標）

本市のまちづくりの基本理念と将来像を示し、その達成に向けて必要な施策を定めた行政運営の指針となるものです。

期間：平成 31（2019）年度～令和 8（2026）年度（8 年間）

② 基本計画（施策）

基本構想に示された将来像を具体化するために取り組む基本的施策を、総合的・体系的に示したものです。

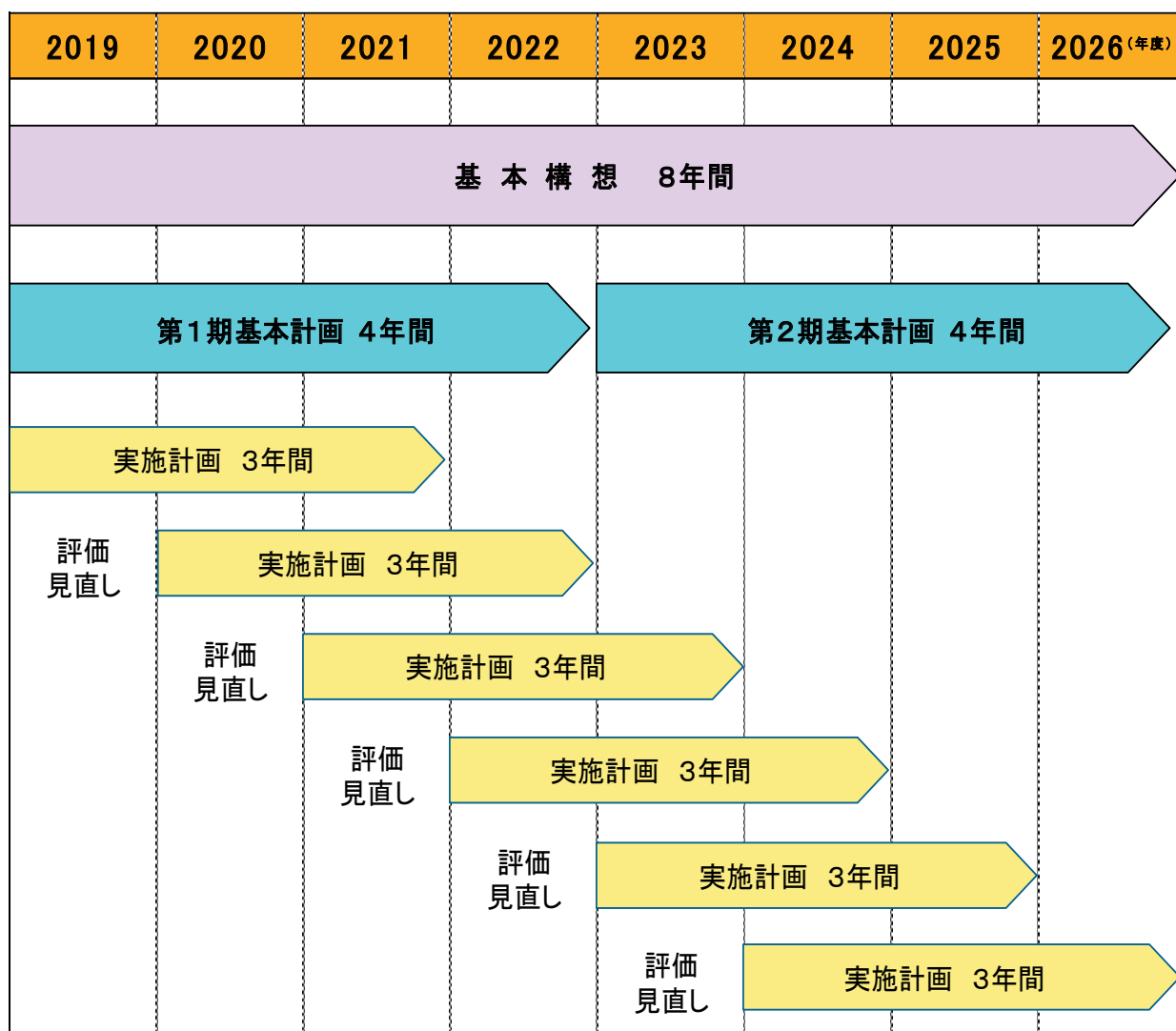
期間：第 1 期 平成 31（2019）年度～令和 4（2022）年度（4 年間）

第 2 期 令和 5（2023）年度～令和 8（2026）年度（4 年間）

③ 実施計画（事務事業）

基本計画に定められた施策を効果的に推進するため、具体的な施策・事業の年次計画を定めるもので、社会情勢の変化や財政状況等を踏まえて、毎年度ローリング方式で見直しを行います。

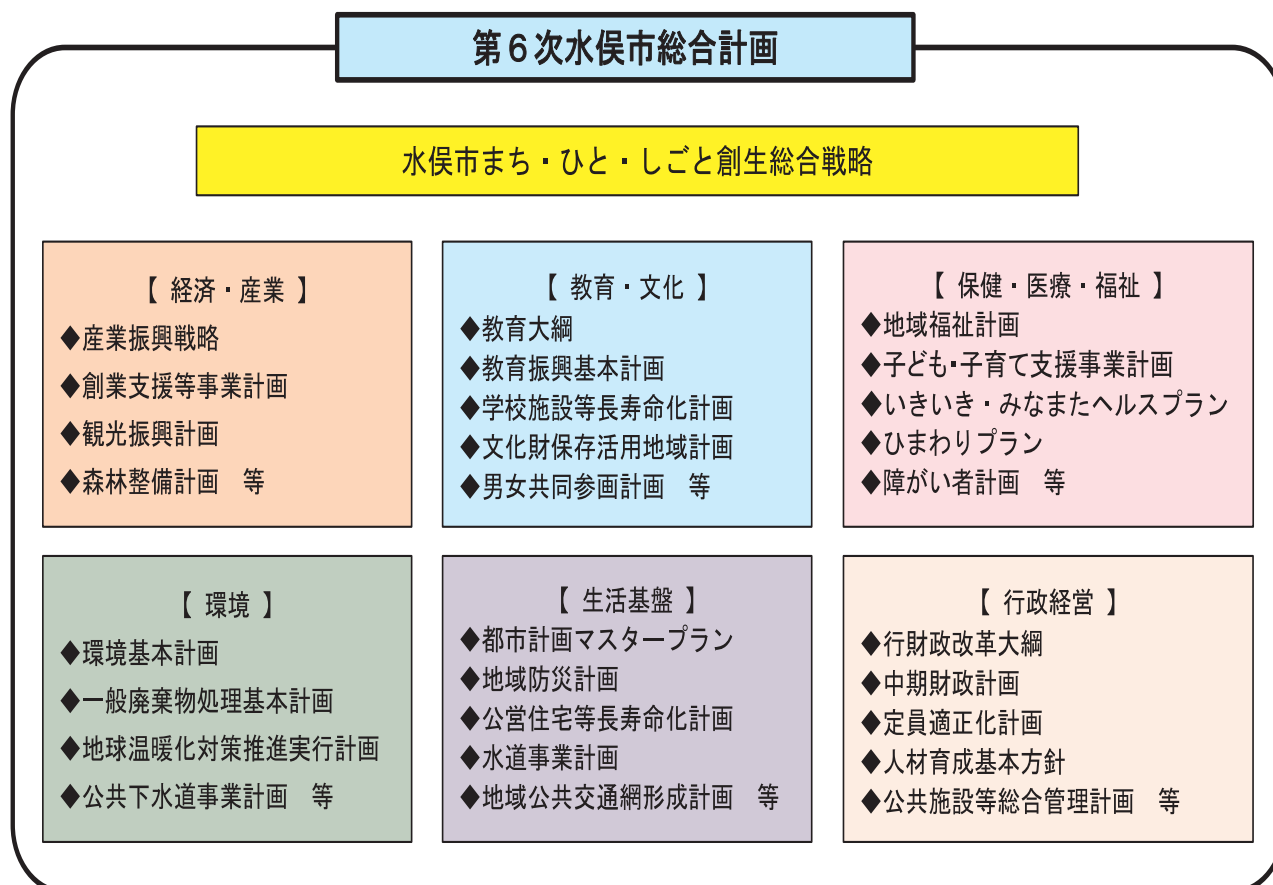
期間：3 年間



4. 総合計画と他の計画との関連性

本市では総合計画のほかにも様々な個別計画を策定しています。

総合計画ではまちづくりの基本理念や方向性を示し、個別計画において各分野で取り組む施策等の具体的な内容を定めています。総合計画に即した個別計画を推進することで、目指す将来像を実現していきます。



5. 計画の進行管理

本計画では、第1期基本計画に引き続き施策区分ごとに成果指標を設定し、「PLAN(計画)－DO(実施)－CHECK(評価)－ACTION(改善)」サイクルに基づいた評価・検証を継続的に実施することで、計画を着実に進めていきます。

なお、評価・検証にあたっては、水俣市行政評価実施要綱に基づく行政評価※を実施し、効果的かつ効率的な市政運営に資するとともに、市政の透明性の確保と市民サービスの向上を図っていきます。

6. 水俣市を取り巻く社会情勢と課題

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

我が国の総人口は、平成 20（2008）年の 1 億 2,808 万人をピークに減少局面に入り、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」によると、令和 35（2053）年には総人口が 1 億人を下回ると推計されています。一方で、老年人口は増加を続け、令和 24（2042）年に約 4,000 万人でピークを迎えるものの、高齢化率はその後も上昇を続け、令和 35（2053）年には 38%を超える水準で高止まると推計されており、少子高齢化の一層の進展が懸念されています。

本市においても、人口減少社会を見据え、あらゆる行政サービスや公共施設・インフラにおいて整理・統廃合と効率化を図りつつ、人口減少下にあっても市民一人ひとりの生活がより豊かになり、幸せを感じられる取組を推進していくことが必要です。

(2) ICT 技術による社会のデジタル化とDXの推進

近年の ICT※の目覚ましい発達により社会のデジタル化が次々と実現し、産業や日々の生活に大きな変革をもたらしています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、外出抑制や人との接触機会の低減策を講じた結果、テレワークやウェブ会議、遠隔診療など、これまでデジタルの活用が進まなかった領域も含めた多くの分野において、急速にデジタル化が進み、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるデジタル・トランスフォーメーション（DX）※の推進が図られています。

行政分野においても、行政手続きのオンライン化・標準化が求められており、国が推進するマイナンバーカードの普及促進に合わせて、利活用シーンを拡大する取組を進めていく必要があります。

(3) 地球環境問題の深刻化

地球温暖化、海洋プラスチックによる海洋汚染など、地球規模での環境問題が深刻化し、その問題の解決に向けた取組の重要性が世界共通の認識となっています。

地球環境問題の解決に向けては、今世紀後半に世界全体の温室効果ガス排出量を実質的にゼロにする「脱炭素化」の実現に向けて、気候変動問題に関する国際的な枠組みである「パリ協定」の運用が令和 2（2020）年から本格的に始まり、我が国においても、令和 32（2050）年までに、温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル※」を目指すことを宣言しています。

また、ごみの減量化、リサイクルの推進、環境保全活動の推進、省エネルギー対策、新エネルギーの活用等により、限りある資源を有効に活用するとともに、豊かな自然を次代につないでいくために、環境への負荷が少ない循環型社会※を構築していくことが必要です。

本市においても、脱炭素社会・循環型社会の実現に向け、環境に配慮した各種施策をさらに推進していく必要があります。

（４）持続可能な開発目標（SDGs）への社会的関心の高まり

国際連合は、平成 27（2015）年に「誰一人取り残さない」という理念のもと、自然環境や社会環境のあるべき姿を示した世界共通の目標として、「持続可能な開発目標（SDGs）」を採択しました。

我が国においても、国家戦略として「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針改定版」を策定し、その実施方針において、地方自治体に対してもSDGs達成に向けた取組の促進を求めており、SDGsは行政運営における重要な指針の一つになっています。

本市では、これまで取り組んできた環境に配慮した施策や取組を踏まえつつ、「経済」「社会」を加えた三側面の統合的取組により好循環を生み出し、未来にわたって豊かで活力ある地域社会を創造していくとする提案内容が評価され、令和 2 年 7 月に「SDGs 未来都市※」に選定されました。

今後も「SDGs 未来都市計画」に基づき、SDGsの達成に向けて取組を推進していきます。



（５）安全・安心なまちづくり

東日本大震災や熊本地震、令和 2 年 7 月豪雨災害など、全国各地で自然災害が頻発化・激甚化しており、全国的に防災意識が高まっています。

災害対策においては、国や地方自治体などによる「公助」、自分自身や家族で災害に備える「自助」、地域や身近にいる人同士が助け合う「共助」の 3 つがあり、それぞれが災害対応力を高め連携することが被害を最小化する上で重要となります。

また、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方が重要となる中、本市においても関係機関と連携しながら、災害に強いまちをつくっていく必要があります。

なお、近年は、自然災害だけでなく、高齢者交通事故の増加、特殊詐欺や消費者被害など、生活の安全を脅かす事件が発生しており、安全で安心して暮らせる社会にしていくための幅広い取組が求められています。

（６）持続可能な行財政基盤の確立

平成 31 年 3 月に策定した「第 6 次水俣市行財政改革大綱」に基づき、ふるさと納税をはじめとする自主財源の確保、歳出の最適化を進めてきた結果、悪化を続けてきた財政状況は大きくその方向を転換しつつあります。

一方で、高齢化に伴って医療・介護等のサービスをはじめとする社会保障費が今後も増加し続けることが予想されるため、財政再建の手を緩めることなく、取組を継続していく必要があります。

将来にわたって、必要な市民サービスを安定的に提供していくためにも、令和 4 年 8 月に見直しを行った「水俣市中期財政計画」に基づき、職員一人ひとりが市民の視点に立ち、より一層コスト意識を高く持った上で、事業のスクラップ＆ビルド（選択と集中）を推進し、持続可能な行財政基盤を確立していきます。

7. 総合計画とSDGsの一体的な推進

持続可能な開発目標（SDGs）は、すべての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、17のゴール及び細分化された169のターゲットから構成されています。

本市が目指す将来像「みんなが幸せを感じ 笑顔あふれる元気なまち みなまた」は、SDGsの理念を反映していることから、17のゴールを総合計画の各施策に掲載し、推進することとします。

なお、国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG（United Cities and Local Governments）は、17のゴールに対する地方自治体の果たし得る役割を次のとおり整理しています。

目標 (Goal)	自治体行政の果たし得る役割
1 貧困をなくそう 	1. 貧困をなくそう 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
2 飢餓をゼロに 	2. 飢餓をゼロに 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。 公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
3 すべての人に健康と福祉を 	3. すべての人に健康と福祉を 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
4 質の高い教育をみんなに 	4. 質の高い教育をみんなに 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
5 ジェンダー平等を実現しよう 	5. ジェンダー*平等を実現しよう 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
6 安全な水とトイレを世界中に 	6. 安全な水とトイレを世界中に 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。

8 働きがいも 経済成長も 	8. 働きがいも経済成長も 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーション*を創出することにも貢献することができます。
10 人や国の不平等を なくそう 	10. 人や国の不平等をなくそう 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
11 住み続けられる まちづくりを 	11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で、安全、レジリエント*で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
12 つくる責任 つかう責任 	12. つくる責任つかう責任 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3R*の徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。
13 気候変動に 具体的な対策を 	13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
14 海の豊かさを守ろう 	14. 海の豊かさを守ろう 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
15 陸の豊かさも 守ろう 	15. 陸の豊かさも守ろう 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
16 平和と公正を すべての人に 	16. 平和と公正をすべての人に 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
17 パートナリシップで 目標を達成しよう 	17. パートナリシップで目標を達成しよう 自治体は公的／民間セクター、市民、NGO*／NPO*などの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

【用語解説】

用 語	解 説
S D G s	国連加盟193か国が2016年～2030年までの15年間で達成するために掲げた国際目標で、「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されている。
パブリック・コメント	重要な条例・計画等をつくるときに、市が意思決定を行う過程で、市民から広く意見や情報等を募集すること。
行政評価	行政活動を一定の統一的な視点や手段によって客観的に評価し、その評価結果を行政に反映させる制度のこと。
I C T	コンピューターやデータ通信に関する情報通信技術の総称のこと。
デジタル・トランスフォーメーション(DX)	「デジタルによる変革」を意味し、情報技術の進化に伴って新たなサービスやビジネスモデルを展開することで、社会そのものの変革につなげるといった概念のこと。
カーボンニュートラル	「炭素中立」を意味し、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。
循環型社会	廃棄物等の発生を抑制し(ごみをなるべく出さず)、廃棄物等をできる限り資源として活用し(ごみをできるだけ資源として使い)、適正な廃棄物等の処理(使えないごみはきちんと処分)を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のこと。
S D G s 未来都市	地方創生S D G sの達成に向けて、優れたS D G sの取組を提案する地方自治体として内閣に選定された都市のこと。
ジェンダー	生物学的な性別に対し、社会的・文化的につくされる性別のこと。
イノベーション	それまでになかった技術や仕組みを打ち出すことで、既存の仕組みや在り方を一変させること。
N G O	共通の目的のために行動する人々が集まった非政府組織のこと。
N P O	様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。
レジリエント	柔軟性や回復力があるさま。災害などに直面しても被害を最小限に抑えたり、被害を乗り越えて復活できること。
3 R	リデュース(Reduce) : <減量・最小化>ゴミを出さない、減らす リユース(Reuse) : <再利用>繰り返し使う リサイクル(Recycle) : <再生利用>再び原料に戻す

第2部

基本構想

2019年度～2026年度

1. 基本理念

第6次水俣市総合計画基本構想で掲げている、本市のまちづくりにおける基本姿勢である「基本理念」については、継承することとします。

【基本理念】

長きにわたり水俣病問題に向かい合ってきた本市では、そこから得た教訓を活かし、これまで環境に配慮した様々な施策や取組をはじめ、再発防止に向けた情報発信、国内外からの研修生等の受入れ等により、一定の成果をあげてきました。

そのような中、本市の人口は、60年程前のピーク時から半減し、2万3千人を切り、65歳以上の高齢者の割合は42%を超え、全国及び熊本県の平均を10ポイント近く上回っています。

また、地域の経済活動を支える生産年齢人口は、1960年代がピークで約2万9千人でしたが、令和2（2020）年には半分以下の約1万1千人となり、これらに伴う経済規模の縮小も顕著となっています。

このような厳しい状況下にあっても、未来にわたって持続可能なまちをつくっていくためには、これまで培ってきた環境配慮型のまちづくりを踏まえ、私たちの暮らしを支える地域経済を活性化し、社会全体が好循環する地域づくりを目指していくことが必要です。

本市には、多様で温かい人、長く地域を支えてきた地元商工業、豊かな食・温泉・自然など、誇れるまちの財産（宝）が数多くあります。

これらの地域の宝を活かし、それぞれを調和させ、子どもから高齢者まで全ての世代が「水俣に生まれてよかった」、「水俣で暮らしてよかった」と感じられるまちを築いていきます。

2. 目指す将来像

第6次水俣市総合計画基本構想で掲げている、本市のまちづくりを進めていくにあたり目標とする「目指す将来像」については、継承することとします。

【目指す将来像】

『みんなが幸せを感じ 笑顔あふれる元気なまち 水俣』

（将来像のイメージ）

子どもたちは、地域住民や地元企業の応援を受けながら、様々な活動を通して、地域の中で生き生きと生活しており、まちには子どもたちの笑顔があふれています。

また、子育て支援策の拡充などにより、安心して子どもを産み育てられる環境が整っており、子育て世代にも笑顔が広がっています。

産業面においては、企業との連携強化により新たな雇用が生まれ、地場企業が活性化しています。

加えて、魅力ある農林水産物や観光資源の磨き上げにより交流人口が増加し、まち全体が活気に満ちています。

福祉面では、多職種間の連携と多様な主体によるサービスが提供され、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるまちになっています。

このように、本市で暮らす全ての市民に笑顔があふれ、子どもたちの元気な声が地域全体に響いています。

3. 施策の大綱

まちづくりの基本理念と将来像の実現を目指し、施策分野ごとに6つの基本目標を設定し、それぞれについて、その実現を図るための柱となる施策を明記します。

今回、第2期基本計画を策定するにあたり、6つの基本目標のうち基本目標1の名称を一部見直しました。また、新たな行政需要・課題に対応するため、各施策についても見直し（見直しを行ったものについては、「*」で表す）を行っています。

【基本目標1】 地域に根差した強い経済基盤づくり（経済・産業）

長く地域を支えてきた地場企業との連携強化に努め、事業拡大や新事業展開等への支援を行い、活力ある地場企業づくりを推進するとともに、新たな課題にチャレンジする人や企業を応援し、創業しやすい環境づくりに努めます。

また、農林水産業の振興のために、担い手の確保・育成を支援するとともに、安全・安心な地元農林水産物のブランド化や6次産業化※、加工品開発等を通じた高付加価値化を推進します。

さらに、豊かな自然や温泉など、地域にある多彩な観光資源を磨き上げ、多くの人々を呼び込むことで、にぎわいのあるまちを築いていきます。

- 施策1 経済の振興
- 施策2 観光の振興
- 施策3 農林水産業の振興
- 施策4 経済成長へつなげる転入者の獲得（*）

※6次産業化：地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等を図るため、単独又は共同の事業として農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動であって、農林水産物等の価値を高め、又はその新たな価値の創出を目指すこと。

【基本目標2】 豊かな心で未来に挑戦する人づくり（教育・文化）

「水俣の子ども」が持っている可能性を最大限に発揮し、楽しく学ぶことができる教育環境の充実に努めるとともに、心身ともに健康で、生き生きと活動できるスポーツ環境を整備します。

また、地元唯一の高校である水俣高校を、関係機関とともに支援することで、その魅力を高めていきます。加えて、水俣環境アカデミアによる、持続可能な地域社会の担い手づくりを進めていきます。

さらに、市民の生涯学習の支援、優れた文化・芸術に触れる機会の創出、読書活動の推進などを通じ、豊かな心を育むほか、本市に暮らす人々が、互いに尊重しあえる共生社会の推進に努めます。

- 施策1 学校教育の充実
- 施策2 スポーツを通じた人材育成
- 施策3 地元唯一の水俣高校の支援
- 施策4 持続可能な地域社会を担う人材育成
- 施策5 生涯学習の推進
- 施策6 文化の振興
- 施策7 豊かな心を育む読書活動の推進
- 施策8 共生社会の推進

【基本目標 3】

住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり（保健・医療・福祉）

安心して子どもを産み、健やかに育てられる環境を整備するとともに、年齢や障がいの有無にかかわらず、全ての市民が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるよう、関係機関とのネットワークを強化し、共に支えあう地域共生社会の実現を目指します。

また、ライフステージに応じた健康づくり施策を推進し、市民の健康を増進するとともに、総合医療センターを中心とした、地域医療の充実を図ります。

- 施策 1 子ども・子育て支援の充実
- 施策 2 健康づくりの推進
- 施策 3 総合医療センターを中心とした地域医療の充実
- 施策 4 高齢者福祉の充実
- 施策 5 障がい者福祉の充実
- 施策 6 生活困窮者等の自立支援
- 施策 7 年金、医療保険制度の適正運営

【基本目標 4】 次代へつなぐ環境づくり（環境）

水俣病の経験を教訓として、引き続き、環境に配慮した様々な施策に取り組むとともに、循環型社会の形成、脱炭素社会の実現を目指します。

また、騒音や不法投棄問題など、生活環境をめぐる様々な問題に適切に対応していくとともに、市民主体の環境保全活動を支援し、自然を大切にするまちづくりを推進します。

- 施策 1 水俣病問題への取組と「もやい直し」の推進
- 施策 2 循環型社会の形成
- 施策 3 脱炭素社会の実現（＊）
- 施策 4 生活環境の保全
- 施策 5 協働による環境保全活動の推進

【基本目標 5】 安全で安心して暮らせる生活基盤づくり（生活基盤）

土地利用、交通体系、都市機能・拠点形成、市街地整備等、本市の都市づくりの将来像を描く「水俣市都市計画マスタープラン」の見直しを行います。

また、関係機関と連携した総合的な危機管理体制の整備、様々なニーズに対応した住環境の整備、各種インフラの耐震化及び長寿命化、公共交通の充実、防犯・交通安全対策の推進、自発的なまちづくり活動の支援などにより、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

- 施策 1 都市基盤の整備
- 施策 2 災害に強いまちの形成
- 施策 3 住環境の整備
- 施策 4 安全・安心な水の確保
- 施策 5 交通基盤の整備
- 施策 6 公共交通の充実
- 施策 7 防犯・交通安全対策の推進
- 施策 8 自発的なまちづくり活動による地域の活性化

【基本目標 6】 持続可能な行財政基盤づくり（行政経営）

安定した行財政運営を行うため、歳入確保や歳出削減、行政課題に的確に対応した組織の構築や人材育成を行うことにより、持続可能な行財政基盤の構築を図ります。

また、適切な情報発信と広聴機会を確保するとともに、行政活動への市民参画を図ります。

- 施策 1 効果的・効率的な行財政運営
- 施策 2 質の高い行政サービスを提供する職員の育成
- 施策 3 公共施設等の適切な管理運営
- 施策 4 市民参画の推進

4. 施策の体系

基本構想		
将来像	基本目標(政策分野)	施策
みんなが幸せを感じ 笑顔あふれる元気なまち 水俣	1 地域に根差した強い経済基盤づくり (経済・産業)	1 経済の振興 2 観光の振興 3 農林水産業の振興 4 経済成長へつなげる転入者の獲得
	2 豊かな心で未来に挑戦する人づくり (教育・文化)	1 学校教育の充実 2 スポーツを通じた人材育成 3 地元唯一の水俣高校の支援 4 持続可能な地域社会を担う人材育成 5 生涯学習の推進 6 文化の振興 7 豊かな心を育む読書活動の推進 8 共生社会の推進
	3 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり (保健・医療・福祉)	1 子ども・子育て支援の充実 2 健康づくりの推進 3 総合医療センターを中心とした地域医療の充実 4 高齢者福祉の充実 5 障がい者福祉の充実 6 生活困窮者等の自立支援 7 年金、医療保険制度の適正運営
	4 次代へつなぐ環境づくり (環境)	1 水俣病問題への取組と「もやい直し」の推進 2 循環型社会の形成 3 脱炭素社会の実現 4 生活環境の保全 5 協働による環境保全活動の推進
	5 安全で安心して暮らせる生活基盤づくり (生活基盤)	1 都市基盤の整備 2 災害に強いまちの形成 3 住環境の整備 4 安全・安心な水の確保 5 交通基盤の整備 6 公共交通の充実 7 防犯・交通安全対策の推進 8 自発的なまちづくり活動による地域の活性化
	6 持続可能な行財政基盤づくり (行政経営)	1 効率的・効果的な行財政運営 2 質の高い行政サービスを提供する職員の育成 3 公共施設等の適切な管理運営 4 市民参画の推進

第3部

第2期

基本計画

2023年度～2026年度

1. 施策の体系

基本構想		
将来像	基本目標(政策分野)	施策
みんなが幸せを感じ 笑顔あふれる元気なまち 水俣	1 地域に根差した強い経済基盤づくり (経済・産業)	1 経済の振興 2 観光の振興 3 農林水産業の振興 4 経済成長へつなげる転入者の獲得
	2 豊かな心で未来に挑戦する人づくり (教育・文化)	1 学校教育の充実 2 スポーツを通じた人材育成 3 地元唯一の水俣高校の支援 4 持続可能な地域社会を担う人材育成 5 生涯学習の推進 6 文化の振興 7 豊かな心を育む読書活動の推進 8 共生社会の推進
	3 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり (保健・医療・福祉)	1 子ども・子育て支援の充実 2 健康づくりの推進 3 総合医療センターを中心とした地域医療の充実 4 高齢者福祉の充実 5 障がい者福祉の充実 6 生活困窮者等の自立支援 7 年金、医療保険制度の適正運営
	4 次代へつなぐ環境づくり (環境)	1 水俣病問題への取組と「もやい直し」の推進 2 循環型社会の形成 3 脱炭素社会の実現 4 生活環境の保全 5 協働による環境保全活動の推進
	5 安全で安心して暮らせる生活基盤づくり (生活基盤)	1 都市基盤の整備 2 災害に強いまちの形成 3 住環境の整備 4 安全・安心な水の確保 5 交通基盤の整備 6 公共交通の充実 7 防犯・交通安全対策の推進 8 自発的なまちづくり活動による地域の活性化
	6 持続可能な行財政基盤づくり (行政経営)	1 効果的・効率的な行財政運営 2 質の高い行政サービスを提供する職員の育成 3 公共施設等の適切な管理運営 4 市民参画の推進

第2期基本計画

施策区分

- 1-1 外貨を稼げる地場企業づくり※
- 2 地域資源を活用した企業誘致※
- 3 創業にチャレンジしやすい環境づくり※
- 4 まちの活力となる魅力ある商店街づくり※

- 2-1 観光PRと素材の磨き上げ※
- 2 魅力ある湯の児温泉づくり※
- 3 湯の鶴癒しのむらづくり※
- 4 エコパーク水俣を交流拠点とした地域経済の活性化※

- 1-1 確かな学び・豊かな心・健やかな体を育む学校づくり ※
- 2 誰もが楽しく学べる教育環境づくり
- 3 安全・安心な学校施設の整備・充実※
- 4 地域とともにある学校づくり※
- 5 笑顔の花咲く給食づくり

- 2-1 子どものスポーツ活動を支える体制づくり※
- 2 市民協働によるスポーツ活動の推進
- 3 地域スポーツの振興と施設の充実※

- 3-1 国際的に活躍できる人材の育成※
- 2 国内外の大学・研究機関等との連携支援※
- 3 地場企業等とのマッチング支援

- 4-1 高等教育・研究活動の推進
- 2 次世代人材育成の支援・推進※

- 1-1 子どもへの支援と子育てしやすい環境の充実
- 2 子ども・子育てを支える相談・連携体制の充実※

- 2-1 生活習慣病の発症予防と重症化予防※
- 2 食育の推進※
- 3 母子保健の推進

- 3-1 地域医療支援病院としての役割の充実※
- 2 地域医療構想の実現に向けた病床機能分化と連携の推進
- 3 ICTを活用した医療DXの推進※

- 4-1 元気に老い、いきいきと生きがいのあるまちづくり※
- 2 もやい・ふれあい・支えあいのまちづくり※
- 3 地域包括ケアシステムの推進等による安心のまちづくり

- 1-1 水俣病被害者の支援
- 2 水俣病犠牲者の慰霊※
- 3 公害・環境学習の推進※

- 2-1 ゼロ・ウェイストの推進
- 2 ごみの分別適正化と減量

- 3-1 地域における温室効果ガス排出量の削減※
- 2 公共施設における温室効果ガス排出量の削減※

- 1-1 快適な都市空間の創出

- 2-1 防災のまちづくり※

- 3-1 公営住宅の整備
- 2 空き家の有効活用等※

- 4-1 安定給水の確保

- 5-1 生活道路の整備
- 2 市道の適正な維持管理

- 1-1 第7次水俣市行財政改革大綱の推進※
- 2 機能する行政組織づくり
- 3 歳出の削減
- 4 必要な財源の確保
- 5 行政評価の推進と活用
- 6 行政手続きのオンライン化の推進 ※

- 2-1 人材育成と人材づくり※
- 2 仕事と生活の調和のとれた働き方の実現※

- 3-1 地産地消と“みなまたブランド”づくり※
- 2 豊かな漁場づくり
- 3 土地基盤、施設等の整備
- 4 担い手確保と新規参入者支援
- 5 組織体制の強化
- 6 持続可能な村づくり
- 7 森林整備の促進

- 4-1 転入者の獲得※
- 2 住環境に関する情報発信※
- 3 転入者にとって魅力的な環境の整備(各種施策との連携)※

- 5-1 青少年の健全育成※
- 2 生涯学習活動の活性化
- 3 社会教育関係団体の活動支援

- 6-1 市民文化団体と人材の育成
- 2 歴史や文化を活かした郷土愛の醸成※
- 3 文化芸術に触れる機会の提供

- 7-1 学校における読書活動の推進
- 2 図書館を核とした市民読書活動の推進
- 3 読書・創作活動の推進

- 8-1 互いを認めあう社会づくり
- 2 男女で共に支えあう社会づくり
- 3 多文化共生の推進

- 5-1 障がい者を支える相談支援の充実※
- 2 障がい者の雇用・就労の推進
- 3 障がい福祉サービスの整備・充実

- 6-1 生活困窮者の相談窓口の一元化※
- 2 生活保護受給者等への就労支援

- 7-1 国民健康保険制度の安定的運営と医療費の適正化
- 2 後期高齢者医療制度の安定的運営
- 3 国民年金制度の周知・啓発

- 4-1 水質・土壌・大気環境等の保全
- 2 公共用水域の水質保全

- 5-1 自然環境の保全
- 2 水源かん養機能の向上
- 3 花と緑のまちづくり

- 6-1 みなくるバス等の路線維持と利便性向上※
- 2 肥薩おれんじ鉄道の利用促進

- 7-1 防犯のまちづくり
- 2 交通安全のまちづくり
- 3 各種相談支援体制の充実

- 8-1 自治会活動の推進※
- 2 地域づくり活動の推進

- 3-1 水俣市公共施設等総合管理計画の推進※
- 2 民間活力の活用

- 4-1 適切な情報発信と広聴機会の確保※
- 2 市政情報の受け手側への支援※
- 3 市民の意見を反映した行政活動の評価

(※＝重点施策)

重点施策は、「3つのビジョン」、施政方針、市民アンケート調査、総合計画策定審議会の意見などを勘案し、重点的に実施すると位置づけたものです。

2. 「3つのビジョン」

本市最大の課題である人口減少と高齢化を見据え、あらゆる行政サービスや公共施設・インフラにおいて整理・統廃合と効率化を図りつつ、人口減少下にあっても市民一人ひとりの生活がより豊かになり、幸せを感じられる取組を推進していくことが必要です。

このため本市では、将来にわたって希望ある水俣を築いていく政策の大きな柱として、次の「3つビジョン」を市の最重要プロジェクトとして位置付けました。

今後はこれらに関連する施策を、切れ目なく重点的に取り組むことで、SDGsのゴール11「住み続けられるまちづくり」を推進していきます。

なお、関連する施策の進捗管理については、実施計画の中で毎年度評価・見直しを行うこととします。

ビジョン1：外貨を稼ぐ水俣

ここでいう「外貨」とは、水俣市の外、熊本や鹿児島など周辺地域のお金のことを指します。

地場企業の多くが市内を市場として増収増益を達成しようとすれば、人口減少下にある本市では小さな市場で利益を取り合うことになり、自ずと限界があります。また、これまで、学校を卒業して市外に就職したり、転勤により市外に勤めが決まった方の多くが、水俣市から引っ越して、生活の拠点を市外に移されていました。

本市には、九州新幹線や南九州西回り自動車道など、恵まれた交通インフラという強みがあります。この強みを生かし、市外で稼いでいる人に水俣に転入してもらうとともに、市内企業が水俣市内に拠点を置きながら、市外に仕事を取りに行き、市外から獲得する所得を増やすことができれば、水俣市の経済成長に繋がります。獲得した所得が市内で消費されて、市内の事業者の売上になれば、次の成長につながり、好循環が生まれることになります。

これを「外貨を稼ぐ」と表現し、水俣市に転入していただく個人と、水俣市に軸足を置きながら外貨を稼ぐために新たな挑戦をする企業の方々に対して、できる限りの後押しをしていきます。

ビジョン2：選ばれる水俣

人口流出を抑制するためには、まずは市外からの転入者、企業、何より今住んでいる市民に、本市にいてることを「選んで」いただく必要があります。

これまで、子育て世代支援や高齢者向け施策など、市民福祉の向上に資する施策を充実させるとともに、小中学校へのエアコン設置や学校ICTの推進も含めた教育環境の整備など、本市に住み続けていただけるよう、積極的に施策を展開してきました。

これまでの施策とともに、豊かな自然など、本市が持つ資源をはじめ、新たに実現した情報通信インフラを最大限に生かしながら、生活やビジネスの拠点として「選ばれる水俣」を目指し、持続可能なまちづくりを進めていきます。

ビジョン3：活力生まれる水俣

市外からの来訪者や旅行者から見て、魅力のあるまちを目指します。人が集まる場所には、活力が生まれます。ものが集まり、経済が回ります。そこからまた活力が生まれ、ここに住んで良かったという喜びが生まれます。

これまでも、本市の強みである優れたスポーツと観光の拠点「エコパーク水俣」を最大限に活用しながら、人が集まり、活力が生み出されるような施策を実施してきました。

令和4年4月にリニューアルした道の駅みなまたや木のおもちゃ館きらら、バラ園を含め、エコパークは外から人が流れ込むスポーツ・観光の拠点となります。

全国大会レベルの開催が可能となるテニスコートの整備完了とともに、スポーツコミッションを立ち上げ、大規模なスポーツ大会や合宿を誘致していく体制を整えました。誘致が活発化すれば、宿泊、飲食、買い物など水俣に滞在する選手や関係者がもたらす経済への影響は大きく、生産者や事業者の活力に繋がることは間違いありません。

加えて、大規模大会誘致により子どもたちが普段水俣では目にすることのできない、レベルの高い大会も観戦できるようになります。自分の目で、生で見ることができるという喜びとともに、スポーツにおける向上心を育み、親子で夢を描けるような環境も生まれます。

これまで進めてきた日本体育大学との連携やスポーツキッズサポーター制度が受け皿となり、水俣に誇りを感じ、夢に向かって生きいきと頑張る子どもたちを育てていきます。

このような好循環により経済が潤い、市民の皆様に幸せを実感していただける、「活力生まれる水俣」を目指していきます。

第2期 基本計画

第1章 地域に根差した 強い経済基盤づくり (経済・産業)

施策1 経済の振興



◆目指す姿

- ・ 中小企業や小規模事業者がそれぞれの個性を伸ばしながら発展し、市外の市場にも積極的に事業を展開することで、雇用機会の拡大や地域経済の活性化に寄与しています。
- ・ SDGs 未来都市にふさわしい特色のある企業誘致を進め、多様で安定した雇用の場の確保と新たな産業が形成されています。
- ・ 創業や第二創業（事業承継時の新事業・新分野への進出）に対する支援等により、市内で創業しやすい環境が構築されています。
- ・ 事業承継や空き店舗の活用が進み、商店街を中心とする地域のにぎわいが生まれています。

◆現状

地場企業の大部分は中小企業や小規模事業者が占めており、経済のグローバル化や長引く市内経済の停滞などにより、その経営は深刻な状況が続いています。

「経済センサス-活動調査」によると、全産業における市内民営事業所数は、平成 24（2012）年の 1,333 事業所から令和 3（2021）年には 1,133 事業所となり、およそ年間 20 事業所ずつ減少しています。また、従業者数についても、平成 24 年（2012）年の 10,811 人から令和 3（2021）年には 9,855 人となり、およそ年間 100 人ずつ減少しており、本市の地域経済は全国的な人口減少とも相まって、縮小傾向にあります。

なお、商業の中心を担う商店街では、商圈人口の減少に加え、市外への顧客の流出、後継者問題などにより衰退の一途をたどっており、閉店による空き店舗も増えています。

◆課題

地域経済を活性化するには、地域資源としての「地場企業」が持つ力を強化することが重要であり、個々の企業ニーズに合った支援が求められます。これに加え、人口減少下の小さな市場で地場企業の多くが増収増益を達成しようとするれば、利益を取り合うことになるため、地場企業が市外に新たな市場を開拓し、今後も事業継続を図れるような取り組みも必要です。

また、雇用の増加や多様な就労を可能とするには、市外からの企業誘致も重要です。本市では、平成 31（2019）年に南九州西回り自動車道の水俣インターチェンジ開通により、交通アクセス面での企業誘致の優位性は向上しましたが、その受け皿となる新たな用地の創出等に取り組む必要があります。

事業所の減少に対し、新たな事業所による創業を促すなどの経済の循環サイクルも大切です。

商業の中心を担う商店街については、高齢化や担い手不足による店舗減少により、従来からの地域に根付いた商業機能が低下しつつあることから、空き店舗の活用による新規創業の促進や個店の稼ぐ力の向上により、商店街の魅力向上に向けた取り組みが必要です。

施策区分1：外貨を稼げる地場企業づくり

【目的】

地域経済の活性化を図るには、地場企業の持つ力を強化することが必要不可欠であるため、令和3年4月に新たに開設した水俣市企業支援センターを中心に地場企業の様々な相談に対応するとともに、個々のニーズに合致した事業拡大や新事業展開等の支援を行うことで、積極的に市外から外貨を獲得する企業づくりを推進します。

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
事業者による新商品・新技術開発件数(累計)	件	3	8
販路拡大支援により売上が増加した市内事業者数(累計)	件	2	20



企業支援センター

施策区分2：地域資源を活用した企業誘致

【目的】

高速道路や新幹線等の交通インフラに関する情報のほか、企業の事業拠点として活用できる民間所有の空き用地や、空き工場等に係る情報を収集・発信していくとともに、誘致企業立地促進補助金の交付により、企業誘致を推進します。

また、将来的な企業誘致用地として水俣川臨海部に新たな用地の造成を進めます。

＜関連計画＞ 水俣川河口臨海部振興構想

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
誘致企業数(累計)	社	2	4



水俣産業団地

第1章 地域に根差した強い経済基盤づくり(経済・産業)

施策区分3：創業にチャレンジしやすい環境づくり

【目的】

小さくても特徴ある事業者が増加することは、本市の経済振興につながります。創業支援等事業計画に基づき、水俣商工会議所や金融機関等と連携して、創業希望者のステージに合わせた支援を行い、創業しやすい環境づくりを進めます。

＜関連計画＞ 創業支援等事業計画

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
創業支援による新規創業者数(累計)	件	7	20



みなまたしごとおこしカレッジ

施策区分4：まちの活力となる魅力ある商店街づくり

【目的】

商店街はその事業活動を通じて、地域の経済や市民の生活を支える大切な役割を担ってきましたが、人口減少や高齢化により商業機能が低下しつつあることから、空き店舗等の活用を促進するとともに、まちの活力となるやる気のある事業者を積極的に支援します。

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
商店街新規出店数	店	1	6

【市民アンケート調査における市民の意見】

- ・ 企業が進出しやすい環境づくりが必要だと思います。
- ・ 10年後、20年後を見据えて、市の人口減少防止のためにも若者が働ける企業誘致が必要だと思います。
- ・ 商店街の振興・活性化のためにもっと取り組んで、まちの賑わいを取り戻してほしいです。

施策2 観光の振興



◆目指す姿

- ・地域の特性を活かした、水俣ならではの観光商品が開発されています。
- ・交流人口が増加し、地域内の観光消費が拡大することで、地域経済の活性化につながっています。
- ・地域主体の「訪れたい水俣」のイメージづくりが、市民の地域に対する誇りを生み出しています。
- ・観光業に携わる人材が育成され、水俣ならではの観光ビジネスが確立されています。

◆現状

本市の平成29（2017）年度の観光入込客数は、約510,000人で、徐々に増加しているものの、宿泊者数（約83,000人）は、旅行形態の変化、受入施設の減少等に伴い、近年は若干の減少傾向で推移しています。

このような中、湯の児温泉及び湯の鶴温泉等の観光地の環境整備、観光PRや季節に応じた各種イベントの実施により、市外から水俣を訪れてもらう機会をつくり、交流人口の増加等を図っています。

また、平成31（2019）年に南九州西回り自動車道が水俣インターチェンジまで開通したことに加え、令和4年4月の道の駅みなまのリニューアルオープンなど、交流人口の増加が見込まれます。

加えて、令和3（2021）年度に「スポーツコミッションみなま」を設立し、行政と民間が連携してスポーツ大会や合宿の誘致に取り組んでいます。

◆課題

地域資源を活かした観光商品の開発等を行っていますが、観光入込客数の拡大、経済の振興を図るためには、従来の観光振興に加え、本市が持つ食や温泉等の地域資源を洗い出し、観光資源として磨き上げ、これらの情報を内外に効果的に発信していく必要があります。

今後、関係機関と連携し、継続的な事業展開を進める中で、リピートしたくなるような水俣のイメージを確立し、時代の流れや世界の動向をつかむとともに、旅行形態の変容、来訪者の多様なニーズに十分に対応できる取組みが重要となってきます。また、観光事業者の事業継続に向けた取組みも喫緊の課題です。

第1章 地域に根差した強い経済基盤づくり(経済・産業)

施策区分1：観光PRと素材の磨き上げ

【目的】

水俣の多様な魅力をPRしていくとともに、観光客誘致につながる効果的な情報収集と発信を行います。また、関係機関と連携した観光資源の磨き上げ、地域資源を活用した体験型観光商品と特産品を用いた商品開発などにより、地域全体での観光ルートの提案等を行い来訪者の回遊性を高め、着地型観光を推進し、新たな視点による水俣ブランドづくり、イベント開催の支援等による交流人口の増加を図ります。

＜関連計画＞ 水俣市観光振興計画

成果指標	単位	基準値(2019年度※)	目標値(2026年度)
観光入込客数(水俣市 宿泊者数) (1月～12月)	人	81,173	88,900
観光入込客数(水俣市 日帰り者数) (1月～12月)	人	492,809	541,900

※新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、2019年度を基準値とした。



バラ園



みなまた花火大会

施策区分2：魅力ある湯の児温泉づくり

【目的】

地域にある恵まれた温泉、癒しの景観、海の幸等を磨き上げ、旅行者のニーズに応じた観光資源として開発していきます。特に、新種のタツノオトシゴや近年注目のSUP※¹など、海洋資源を活用したマリンアクティビティを各要素と結びつけ、着地型の観光地づくりを進め、湯の児独自の魅力として発信していきます。

＜関連計画＞ 水俣市観光振興計画

成果指標	単位	基準値(2019年度※)	目標値(2026年度)
観光入込客数(湯の児地区 宿泊者数) (1月～12月)	人	35,255	38,700
観光入込客数(湯の児地区 日帰り者数) (1月～12月)	人	41,771	45,900

※新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、2019年度を基準値とした。



湯の児温泉



SUP体験

施策区分3：湯の鶴癒しのむらづくり

【目的】

湯の鶴観光物産館「鶴の屋」及び湯の鶴温泉保健センター「ほたるの湯」を拠点とし、豊かな自然環境、良質の温泉、地元産の安全・安心な食材、山あいの趣深い温泉情緒を活かした魅力ある観光地づくりを地域全体で推進し、観光客の誘致に取り組みます。

＜関連計画＞ 水俣市観光振興計画

成果指標	単位	基準値(2019年度※)	目標値(2026年度)
観光入込客数（湯の鶴地区 宿泊者数） （1月～12月）	人	7,202	7,500
観光入込客数（湯の鶴地区 日帰り者数） （1月～12月）	人	2,139	2,200

※新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、2019年度を基準値とした。



湯の鶴温泉



竹あかり

第1章 地域に根差した強い経済基盤づくり(経済・産業)

施策区分4：エコパーク水俣を交流拠点とした地域経済の活性化

【目的】

新物産館や木のおもちゃ館きらら、バラ園、スポーツ施設など、優れた観光・スポーツ資源が備わったエコパーク水俣を、本市の賑わいの拠点として積極的に活用します。

特に、スポーツ大会や合宿の誘致による交流人口の拡大を目的として設立した「スポーツコミッションみなまた」の活動を推進し、スポーツ大会や合宿などを誘致することで、市内での宿泊や飲食等を促進させ、地域経済の活性化を図ります。

＜関連計画＞ 水俣市観光振興計画

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
エコパーク水俣利用者数(1月～12月)	人	269,201(2019年度※)	296,100
市内スポーツ大会・合宿等受け入れ件数	件	22	30

※新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、2019年度を基準値とした。



「Shop&Cafe ミナマータ」



Honda ソフトボールチーム合宿

【市民アンケート調査における市民の意見】

- ・ 温泉や食べ物などとても魅力の多いまちだと思うので、PRがもっとできれば観光客も増えて地域の活性化につながると思います。
- ・ エコパーク水俣周辺に宿泊施設やキャンプ場などを作ってほしいです（他に、スケートボード専用施設、ドッグラン、ライブ開催等の要望あり）。
- ・ ソフトテニス会場も整備されたので、九州大会や全国区の大会を水俣で開催してほしいです。

《用語説明》

※1 SUP：スタンドアップパドルボード(Stand Up Paddleboard)。サーフボードよりも少し大きめのボードの上に立ち、パドルを漕ぎながら水面を進んでいくマリナクティビティ。

※2 SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。LINEやInstagram、FacebookやTwitterなど、登録された利用者同士が交流できる会員制サービスのこと。

施策3 農林水産業の振興



◆目指す姿

- ・担い手や後継者が確保され、活力ある農林水産業が行われています。
- ・農業生産基盤の整備が進み、農業経営は安定し、優良農地の保全が図られています。
- ・農地の維持管理及び耕作放棄地の防止が図られ、農村環境が保全されています。
- ・「海藻の森」の拡大により、漁場の環境保全、養殖漁業、水産物を活かした6次産業化※¹が確立され、漁業所得の向上が図られています。
- ・森林経営の集約化により、適正な森林整備が行われ、公益的機能の維持、林業的利用の推進が図られています。
- ・消費者に選ばれる農林水産物が生産され、産地ブランド化が進み、第1次産業を担う人たちの所得向上が図られています。

◆現状

本市の農業は、稲作をはじめ、野菜、果樹（かんきつ類）、茶、畜産など多様ですが、土地の大部分が山林で平坦地が少ない地形的特徴から、農林地の基盤整備の水準は近隣市町と比較して低く、不整形な農地が多い状況です。加えて、従事者の高齢化、新規参入者の減少等による担い手不足、兼業・自給的農家が多いことから、計画的な量・品質を確保することが困難な状況にあります。

また、中山間地域を中心に耕作放棄地が増加し、農村の環境保全に影響が出ており、林地化した農地は有害鳥獣のすみかとなり、農作物への被害が発生しています。

林業では、高度経済成長期に行われた植林が皆伐の時期を迎えていますが、次世代に森林資源を引き継ぐための再造林が進んでいない現状があります。また、本市の特産であるハゼ（鱸）においては、生産者の高齢化等によりハゼ林の荒廃・生産量の減少が進んでいます。

水産業においては、近年の環境変化に伴い漁獲量の低迷が続いており、また、漁業事業者の高齢化による担い手不足に歯止めがかからない状況です。一方で、水俣漁師市やカキ小屋の開催等により、水俣産の水産物の知名度は徐々に上がってきています。

なお、水俣病の影響により「水俣産」ということで消費者から避けられるなどの経験をしてきたことから、安全・安心にこだわった農産物・水産物の生産が行われています。



茶園

第1章 地域に根差した強い経済基盤づくり(経済・産業)

◆課題

農業においては、農業者の高齢化や新規参入者の減少、耕作放棄地の拡大、多様化する消費者ニーズへの対応など厳しい状況にあるほか、担い手不足や兼業化の進行により、生産力の低下、農業生産活動の停滞、農村地域社会の活力低下等が懸念されています。

そのため、農業者の所得向上と農業の魅力向上のため、ほ場整備などの生産基盤整備、優良農地の確保と農地集積の促進、主要施設や省力型機械などの導入により、経営の改善と安定、稼げる農業の推進を図る必要があります。

林業では、森林の持つ公益的機能を維持するとともに、林産資源の林業的利用を促進していくため、適正な森林整備を推進していく必要があります。

水産業においては、環境変化・漁獲量の低迷に対応するためにも、「獲る」漁業から「つくる・育てる」漁業への転換が求められており、今後は栽培漁業に重点を置いていく必要があります。

また、安全・安心な農林水産物の供給を目指す生産体制、市場流通に加え、消費者のニーズに応じた地産地消を含む流通販路の拡大を図り、生産から販売まで一貫したスムーズな体制を確立する必要があります。

施策区分1：地産地消と“みなまたブランド”づくり

【目的】

消費者が求める食の安全・安心、流通コストの削減、販路の拡大等を目的として、道の駅みなまた「Shop&Café ミナマータ」等の直売所への出荷拡大を図り、地産地消を促進します。

また、関係機関と連携し、本市の気候風土に適した甘夏・デコポンなどの「果樹（かんきつ類）」、「サラダたまねぎ（サラたまちゃん）」、緑茶、和紅茶などの「茶」など、基幹作物の生産安定と販売拡大に向けた取組を実施するほか、中山間地域に適した新規作物の導入に向けた取組を実施します。

ハゼ振興については、天然由来の食料品や医薬品に対する消費者の需要が高まっていることから、商品の原料として水俣産のハゼの実をさらに活用していただくため、優良品種の新植や改植を推進し、ハゼの実の生産量拡大及び高品質化を図ることで、全国有数の「ハゼ産地」の再生を推進します。

さらに、水産物養殖事業として取り組んでいる「恋路カキ」の生産量の安定化に努めるとともに、加工品の開発及び販路開拓を進めることで、「恋路ブランド」の定着を図り、生産者の所得向上につなげます。

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
中山間地域での新規作物導入数(累計)	品目	2	3
ハゼ苗木の年間新植数	本	100	基準値の維持
マガキ販売額	万円	276	500



デコポン



恋路カキ小屋

施策区分2：豊かな漁場づくり

【目的】

水産資源確保のため、ヒラメ及びエビ類の放流量を確保し、中間育成後に放流することにより、個体生存率を高め、増殖効果を図ります。

また、併せて、海底耕耘や食害駆除等、漁場の環境整備を図ります。

＜関連計画＞ 水俣川河口臨海部振興構想

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
ヒラメ・エビ類の放流量	尾	294,420	基準値の維持
漁場環境整備事業実施数	件	2	基準値の維持

施策区分3：土地基盤、施設等の整備

【目的】

水田の区画整理や農道整備、水路、水源の確保に向けた整備を推進していくほか、林道についても作業効率の向上を図るために、計画的な整備を推進していきます。

また、耐用年数が経過し老朽化が進んでいる施設等については、国・県などの事業を活用し、再編更新に取り組みます。

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
水田の基盤整備済み面積	ha	65	67

施策区分4：担い手確保と新規参入者支援

【目的】

農林水産業の持続的な維持・発展を図るため、後継者はもとより他業種からの新規参入希望者に対する支援のほか、大規模専業農家を中心とする認定農業者や集落営農組織などの担い手確保・育成に向けた支援に取り組みます。

＜関連計画＞ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

第1章 地域に根差した強い経済基盤づくり(経済・産業)

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
年間新規参入者数	戸	2	基準値の維持

施策区分5：組織体制の強化

【目的】

生産者の高齢化や農業従事者の減少に対し、限られた労働力で生産性を高めるため、労働力を補完する農作業受託を行う集落営農組織の確立に向けた支援を行います。

＜関連計画＞ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
集落営農組織数	組織	4	基準値の維持



集落営農組織による稲刈り

施策区分6：持続可能な村づくり

【目的】

農地の保全と耕作放棄地発生の抑制対策として中山間地域等直接支払、多面的機能支払などの日本型直接支払制度※²を活用し、持続可能な村づくりを行います。

また、近年イノシシやシカ、アナグマ（ムジナ）などの有害鳥獣による農作物等の被害が多く発生していることから、被害の軽減に向けた取組を進めます。

加えて、少子高齢化が著しい集落において、集落機能を維持していくため、自然と生産と暮らしの結びつきによる元気な村づくりを目指す「村丸ごと生活博物館※³」の取組を支援していきます。

＜関連計画＞ 水俣市元気村づくり条例

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
中山間地域等直接支払・多面的機能支払取組面積（延べ）	ha	394.8	基準値の維持
有害鳥獣駆除数（累計）	頭	1,119	4,800
「村丸ごと生活博物館」指定地区数	地区	4	基準値の維持

施策区分7：森林整備の促進

【目的】

近年、林業採算性の悪化による林業生産活動の停滞や、森林所有者の高齢化、不存在化等を背景とし、適時適切な森林施業が十分に行われない森林が発生しているため、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、森林経営計画等による計画的かつ適切な森林整備の推進を図ります。

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
森林経営計画策定面積	ha	3,203	3,300



棚田（寒川地区）

【市民アンケート調査における市民の意見】

- ・ 地域の特色ある農林水産物等の掘り起こしを推進してほしいです。
- ・ 地産地消も大事にしながら、売り先の拡大にも取り組んでほしいです。
- ・ 森林の伐採が多く見られ、大雨になった時心配です。

《用語説明》

- ※1 **6次産業化**：地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等を図るため、単独又は共同の事業として農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動であって、農林水産物等の価値を高め、又はその新たな価値の創出を目指すこと。
- ※2 **日本型直接支払制度**：農業の持つ多面的機能（国土保全、水源かん養、自然環境の保全、景観の保全など）の維持・発揮のため、地域活動や営農活動を支援する制度のこと。中山間地域等直接支払、多面的機能支払、環境保全型農業直接支払の3制度を併せて日本型直接支払制度と呼ぶ。
- ※3 **村丸ごと生活博物館**：地域固有の風土と暮らしの醸し出す佇まいを風格あるものにし、地域社会の発展に寄与するため、地区の自然や生活文化遺産、産業遺産などを確認し、保存、育成、修復を図るとともに、生活環境の保全、再生、創造を行っている地区で、市長が指定した地区のこと。

施策4 経済成長へつなげる転入者の獲得



◆目指す姿

- ・若年層や子育て世代のリターンを中心に、水俣市への転入が増えています。
- ・本市への転入者は、市内企業に就職するだけでなく、転入前の仕事を継続したり、転入者自ら新しく起業したりするなど、多様な働き方を選択しています。
- ・こうした働き方を通じて、転入者は市内の生産活動に貢献するだけでなく、市外から所得を獲得することで、本市の経済成長に大きく寄与しています。
- ・本市では、転入者が日々の生活やレジャーを楽しみ、子どもを育て、教育を受けるには良い環境が整っています。
- ・市民と転入者が、各々の価値観やライフスタイルを尊重しながら、良い人間関係を育んでいます。

◆現状

水俣市では、昭和31（1956）年をピークとして人口は半減し、令和4年（2022）年9月末時点で2万3千人を切っています。一方で65歳以上の高齢者の割合は40%を超え、全国平均より約12ポイント高くなるなど、人口減少と高齢化が進んでいます。

今後、人口減少とともに高齢化が進むと、労働力不足、地域経済規模の縮小、社会保障費の個人負担増、地域コミュニティの維持・存続が困難になることなど、様々な影響が懸念されます。

水俣市には九州新幹線や南九州西回り自動車道等、恵まれた交通インフラという強みがあります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、都市部から地方への移住ニーズの増加や、新たな働き方（テレワーク等）の選択肢が増えつつあります。

水俣市へリターンする若者、子育て世代を中心に水俣市に転入してもらい、従来の市民と協力しながら、市内の生産の維持・拡大や市外からの所得の獲得に寄与してもらうことで、経済成長につなげていく必要があります。

◆課題

人口減少及び高齢化が進む中、持続的な地域づくりを行うためには、水俣市への転入者を増加させる必要があります。特に水俣市出身者のリターンや、若年層や子育て世代の転入増加に向けた施策を重点的に行うことが有効です。

転入者を増加させるためには、まず移住意向者のニーズを把握し、ニーズに即した適切な支援策を設けるとともに、支援策だけでなく水俣での居住に関する情報発信を行いながら、転入を促す必要があります。また、転入に向けた支援策では、実際に転入する際の支援策だけでなく、転入の検討段階で水俣での生活を体験することができる支援策も重要です。

また、転入者にとって本市が魅力的なまちになる必要があります。

「転入者からどのように見えるか」という観点を考慮し、市と市民が一緒になって、あらゆる施策に取り組むことが有効です。

施策区分1：転入者の獲得

【目的】

水俣市へリターンする若者、子育て世代を中心とした転入者を獲得するため、転入に関する支援策を設けるとともに、情報発信を強化して支援策の利用を促します。

支援策だけでなく、本市の魅力や住環境、働き方に関する情報発信も重要となるため、動画やWEB・SNS※¹媒体等を活用しながら本市での暮らし（みなまた暮らし）のPRに取り組みます。

また、水俣市での生活を体験してもらうため、移住定住お試しハウスを活用するなど、総合的な取り組みにより転入者を獲得します。

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
移住支援策を活用した転入者数	人	0	30



移住定住お試しハウス（左：外観 右：内観）

施策区分2：住環境に関する情報発信

【目的】

転入者増加を目指すにあたり、住居情報は転入検討者にとって重要な要素となるため、市内民間不動産業者等との連携により運営する「水俣市空き家バンク※²」の物件情報を充実させ、効果的な情報発信を行うことで、利用促進を図ります。

＜関連計画＞ 水俣市空家等対策計画

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
空き家バンクを活用した入居件数（累計）	件	11	30

第1章 地域に根差した強い経済基盤づくり(経済・産業)

施策区分3：転入者にとって魅力的な環境の整備（各種施策との連携）

【目的】

転入者にとって魅力的な子育て・教育環境の整備、転入者が消費したくなる商品・サービスの開発支援、転入者が参加したくなる文化・芸術活動の振興、転入者の価値観やライフスタイルを尊重する共生社会の推進など、本計画における各種施策において、転入者視点での施策内容を点検し、施策の見直しなどを行います。

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
転入者の視点を踏まえて見直しなどを行った施策数	件	—	10

《用語説明》

- ※1 **SNS**：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。LINE や Instagram、Facebook や Twitter など、登録された利用者同士が交流できる会員制サービスのこと。
- ※2 **空き家バンク**：空き家の売買、又は賃貸を希望する所有者から申込みを受けた空き家に係る情報を登録し、公開するとともに、利用希望者に対し当該情報を提供する仕組みのこと。本市では、市内民間不動産業者等との連携により運営している。

第2期 基本計画

第2章 豊かな心で未来に 挑戦する人づくり (教育・文化)

第2章 豊かな心で未来に挑戦する人づくり(教育・文化)

施策1 学校教育の充実



◆目指す姿

- ・学校、家庭、地域の連携により、未来の水俣を担う人間性豊かな人材が育っています。
- ・児童生徒一人ひとりが持つ可能性を最大限引き出し、楽しく学ぶことができる教育環境が構築されています。
- ・児童生徒が安全・安心かつ快適に過ごせる学習環境が整備されています。

◆現状

本市の小中学校では、自然やふるさとを愛し、環境への関心を高め、主体的に学ぼうとする意欲と自らの行動に責任を持つことのできる、心豊かでたくましい児童生徒の育成に努めています。

また、いじめなどの問題及び不登校を未然に防止し、早期発見・解決するためのネットワークの強化、学校施設の整備等を行い、誰もが楽しく快適に学ぶことのできる環境づくりを目指しています。

◆課題

ふるさと水俣を愛し、未来の水俣を担う人間性豊かな人材を育成するため、学校、家庭、地域が連携して各施策に取り組んでいく必要があります。

いじめ、虐待などの問題及び不登校対応については、未然防止はもとより、早期発見・解決が重要であり、関係機関相互のネットワーク体制の充実、強化が必要です。

また、障がいの有無に関わらず、学校での生活や学習上の困難を抱える児童生徒の個々の教育的ニーズを把握し、きめ細やかで適切な指導及び必要な支援、特別支援教育の充実も必要です。

さらに、非常災害時にも対応し得る学校施設の整備・充実が急務となっているほか、学校施設の長寿命化やトイレ等の整備についても進めていく必要があります。

学校給食については、安全・安心な給食を提供し、児童生徒の健全な育成を支援していく必要があります。

施策区分1：確かな学び・豊かな心・健やかな体を育む学校づくり

【目的】

「確かな学び・豊かな心・健やかな体」を育み、未来の水俣を担う人材を育成するため、関係機関と連携し、子どもたちの生きる力を育みます。そのため、ふるさと水俣を愛する人間性豊かな子どもたちを育てる「水俣科※1」や食育の授業などを引き続き実施していくとともに、必要なソフト・ハード面の充実を図ります。

＜関連計画＞ 水俣市教育振興基本計画

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
熊本県学力・学習状況調査の教科※2における県平均以上の教科数	教科	5 / 14	8 / 14

施策区分2：誰もが楽しく学べる教育環境づくり

【目的】

誰もが楽しく学ぶことができる教育環境づくりを目指し、学校教育をめぐり複雑多様化する問題に対応するためのネットワーク構築や、学校生活などで特別な支援が必要な児童生徒に対する適切な指導・支援に努めます。

＜関連計画＞ 水俣市教育振興基本計画

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
いじめ解消率※3	%	90	100
専門職等の相談支援体制	日	150	250
特別支援教育支援員の配置人数	人	32	適正人数の配置

施策区分3：安全・安心な学校施設の整備・充実

【目的】

施設の老朽化に伴う内外壁等の非構造部材※4の耐震化やトイレの改修が必要となっていることから、児童生徒が安全・安心かつ快適に過ごせるよう、学習環境等を改善します。

＜関連計画＞ 水俣市教育振興基本計画、非構造部材耐震化計画、水俣市学校施設等長寿命化計画（個別施設計画）

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
小中学校施設の非構造部材耐震化実施校数（累計）	校	8 / 11	9 / 11
小中学校施設のトイレ改修実施校数（累計）	校	6 / 11	9 / 11

施策区分4：地域とともにある学校づくり

【目的】

各小中学校において学校運営協議会を設置し、育てたい子ども像、目指すべき教育のビジョンを学校と地域が共有しながら、コミュニティ・スクール※5として子どもたちの健全育成や学校運営の改善に取り組みます。

また、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動※6との一体的推進を図り、地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、学校を核とした地域づくりを目指します。

＜関連計画＞ 水俣市教育振興基本計画

第2章 豊かな心で未来に挑戦する人づくり(教育・文化)

成果指標	単位	基準値(2021 年度)	目標値(2026 年度)
学校運営協議会設置数(累計)	校	4 / 11	11 / 11

施策区分5：笑顔の花咲く給食づくり

【目的】

安全・安心で、楽しくおいしい給食を提供するために、適切な衛生管理のもと、地場産の旬の食材を使った水俣・芦北メニューなど特色のある献立の実施、アレルギー対応食の提供等を行います。
また、家庭・地域・学校における食育を推進し、元気に育つ子どもたちを支援します。

＜関連計画＞ 水俣市教育振興基本計画

成果指標	単位	基準値(2021 年度)	目標値(2026 年度)
衛生管理研修の実施	回	2	基準値の維持
水俣・芦北メニューの実施	回	11(1回/月)	基準値の維持
給食センターまつりの実施	回	0	1



【市民アンケート調査における市民の意見】

- ・水俣は全国、熊本県下でも学力が低い傾向にあるので、底上げを図ってほしいです。
- ・校舎等の長寿命化を図り、新しくなくても快適なところで学んでほしいです。

＜用語説明＞

- ※1 **水俣科**：総合的な学習における、郷土学習のこと。
- ※2 **熊本県学力・学習状況調査の教科**：
 - ・小学校 3年生～6年生の国語及び算数 8教科(4学年×2教科)
 - ・中学校 1年生～2年生の国語、数学及び英語 6教科(2学年×3教科) 計14教科
- ※3 **いじめ解消率**：市内小中学校のいじめに関する報告件数のうち、専門職等の支援相談等によりいじめが解消された割合。
- ※4 **非構造部材**：柱、梁、床などの構造体ではなく、天井材や外壁(外装材)等、構造体と区分された部材のこと。
- ※5 **コミュニティ・スクール**：保護者や地域住民が一定の権限と責任を持ち学校運営に参加し、教育目標の実現に向けてともに協働していく仕組み。
- ※6 **地域学校協働活動**：幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、地域と学校が相互に連携・協働して行う活動。

施策2 スポーツを通じた人材育成



◆目指す姿

- ・スポーツを通して、水俣への愛着と誇りを持った人材が育っています。
- ・スポーツを通して、地域などで中心的な役割を担える人材が育っています。
- ・スポーツを通して、子どもから高齢者まで誰もが健康で明るく豊かな生活を送っています。
- ・誰もが気軽にスポーツのできる環境が整っています。

◆現状

子どもから高齢者まで、それぞれのライフステージ※¹に応じたスポーツ活動の場が求められており、市民のスポーツ活動に対するニーズが多様化しています。

令和3（2021）年度には「スポーツコミッションみなまた」を設立し、行政と民間が連携してスポーツ大会や合宿の誘致に取り組んでいます。

なお、学校においては、平成31（2019）年度に小学校運動部活動が社会体育へ完全移行しています。

◆課題

スポーツを通じた子どもたちの健全育成を推進する体制を整備するには、指導者等の育成や確保が極めて重要であるため、関係団体との連携を更に強化していく必要があります。

また、スポーツを「する」「観る」「支える」など多様な関わりの機会を多く確保し、市民協働※²によるスポーツ振興体制の充実を図る必要があります、スポーツ大会や合宿を誘致していくため、大会の会場となる施設の充実を図っていく必要があります。

なお、中学校部活動については、可能な限り令和5（2023）年度から令和7（2025）年度までの間に、地域へ移行することが求められています。

施策区分1：子どものスポーツ活動を支える体制づくり

【目的】

地元企業などの寄附を基金として積み立て、子どもたちのスポーツ環境の整備、指導者研修会、トップアスリートを招いての教室、全国大会等への出場支援などを行う「水俣市スポーツキッズサポーター基金」事業をはじめ、スポーツ振興の中心的役割を担っている各競技団体の支援に加え、地域住民等との連携により、地域社会全体で子どものスポーツ活動を支える体制を構築し、スポーツを通して水俣に愛着を持つ人材、地域や職場等で中心的役割を担う人材の育成を推進します。

また、令和5（2023）年度から令和7（2025）年度にかけて予定されている中学校部活動の地域移行に関しては、円滑な移行が実施できるように取り組みます。

<関連計画> 水俣市教育振興基本計画

第2章 豊かな心で未来に挑戦する人づくり(教育・文化)

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
指導者研修会・トップアスリート誘致事業の実施件数	件	2	基準値の維持
小中学生の社会体育クラブの指導者数	人	86	基準値以上
中学校部活動の地域移行割合	%	—	100



トップアスリート誘致事業（左：富田 宇宙さん 右：中村 礼子さん）

施策区分2：市民協働によるスポーツ活動の推進

【目的】

市民協働によるスポーツイベントの開催、子どもから高齢者まで誰もが気軽に参加できる生涯スポーツの推進、各団体と連携した競技スポーツの振興に取り組み、「スポーツで明るい豊かなまちづくりと人づくり」を推進します。

成果指標	単位	基準値(2017年度※)	目標値(2026年度)
市主催スポーツ大会の参加者数	人	4,374	基準値の維持

※新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、2017年度を基準値とした。



競り舟大会



市民駅伝大会

施策区分3：地域スポーツの振興と施設の充実

【目的】

スポーツ大会や合宿の誘致による交流人口の拡大を目的として設立した「スポーツコミッションみなまた」の活動を推進し、スポーツ大会や合宿などを誘致することで、地域のスポーツ団体等と交流を行うとともに、市民がハイレベルな大会や選手を間近に感じることで、地域スポーツの振興につなげていきます。

また、本市の重要なスポーツ資源である市立総合体育館の空調設備の整備など、誘致する大会の会場となる施設の充実を図ります。

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
市体育施設の年間利用者数	人	210,132(2017年度※)	基準値以上
市内スポーツ大会・合宿等受け入れ件数 (再掲)	件	22	30

※新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、2017年度を基準値とした。



市立総合体育館（左：外観 右：内観）

【市民アンケート調査における市民の意見】

- ・スポーツに力を入れ活性化していると感じます。
- ・大会出場に対する遠征費支援をさらに充実させ、スポーツで子どもを育てるまちにしたいです。

《用語説明》

- ※1 **ライフステージ**：人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期など、それぞれの段階のこと。
- ※2 **市民協働**：市民、市民活動団体、事業者及び市が、互いの立場を理解し、不特定かつ多数のものの利益の増進を図るための共通の目標に向かって対等な立場で努力し、その成果と責任を共有しあう関係のこと。

施策3 地元唯一の水俣高校の支援



◆目指す姿

- ・水俣高校の魅力が増し、地域内外から水俣高校を志願する生徒が増えています。
- ・地域内の人材、国内外の高等教育機関等との連携・交流が促進されています。
- ・地元に就職する水俣高校生が増加しています。

◆現状

市内に所在する高等学校は、「熊本県立水俣高等学校」1校のみであり、近年は少子化の影響等により、定員割れが続いています。

このような状況の中、水俣市と連携協定を結ぶ大学や企業との連携事業等により、オンライン等を活用し、市内に居ながら国際交流の機会や専門的な知識を吸収することができる学びの場を提供しています。

◆課題

地域内外の生徒の進学先として選ばれる高校づくりが必要です。

また、近隣に大学等の高等教育機関がないため、大半の生徒は進学により地域外へ出てしまいます。就職については、地元企業への就職率が5割に満たない状況で、若い人材が市外へ流出する傾向が続いています。

今後も引き続き、本市のネットワークを活用し、国際交流や多種多様な学びの場を提供する必要があります。

施策区分1：国際的に活躍できる人材の育成

【目的】

本市とつながりのある海外の大学や都市、国内の留学生等との交流や、生徒の学習意欲の向上に資する様々な機会を創出し、国際的視野を持つ人材の育成、地域内外から生徒が集まる高校づくりを支援していきます。

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
水俣高校への志願倍率	倍	0.49	0.70

施策区分2：国内外の大学・研究機関等との連携支援

【目的】

本市と連携協定を締結している国内外の大学との Web 会議ツールによるワークショップ、水俣訪問時の交流事業等を通じて、大学教育への興味、関心を育むとともに、国際的機関、研究機関、研究者等との交流機会を設け、グローバルで先端的な知識に触れる機会を提供します。

また、地元企業等との連携により、専門的な知識を吸収できる学びの場を提供します。

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
事業参加者数	人	323	基準値の維持
事業実施数	件	16	基準値の維持



高大連携未来塾（ベトナム日越大学×水俣高校）



産学官連携事業（木育ワークショップ）

施策区分3：地場企業等とのマッチング支援

【目的】

高校生と地元の企業が直接顔を合わせ、各企業の仕事内容を知る機会を設けることで、高校生の地元就職を増やし、ひいては地場企業の活力の向上につなげます。

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
就職希望者のうち地元企業への就職率 (水俣高校からの提供資料による)	%	37.9	50.0



しごと発見塾

【市民アンケート調査における市民の意見】

- ・ 将来の就職につながりやすい学科を、新しく増やすことも必要だと思います。
- ・ 地元で働きたい子ども達のために、たくさんの求人があってほしいと思います。

施策4 持続可能な地域社会を担う人材育成



◆目指す姿

- ・水俣市の現在の状況、未来に向けた取組が国内外に発信されています。
- ・国内外から多くの人々が水俣を訪れ、地域が活性化しています。
- ・水俣環境アカデミアを中心として、産学官民の連携が進んでいます。
- ・水俣市が、SDGs※¹の考え方に基づく、持続可能な地域社会のモデルになっています。

◆現状

水俣環境アカデミアは、高等教育・研究活動及び産学官民連携の拠点施設として、平成28（2016）年に開設され、地域と世界への貢献を目指し、これまで多くの人材育成事業、各種研修の受入れ等を行ってきました。

令和3（2021）年度は、101団体・1,324人が来館しています。

◆課題

これまで、様々な事業を行ってきましたが、今後は、水俣環境アカデミアのマッチング機能の産業面への波及、地場産業の振興に資する事業展開を図っていく必要があります。

また、各種研修事業においては、本市が目指す未来志向の取組を反映したプログラムとする必要があります。

施策区分1：高等教育・研究活動の推進

【目的】

本市と連携関係にある大学、環境省環境調査研修所、その他国連機関等による研修事業の受入れ等を実施し、水俣が持つ知見や技術、未来志向の取組などを発信します。

また、共同研究、人的交流の活性化を視野に入れ、国内外の大学とのネットワークを充実させるとともに、地域住民、地元小中学校との連携も推進します。

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
研修受入事業数	回	10	15

第2章 豊かな心で未来に挑戦する人づくり(教育・文化)



国連環境計画（UNEP）中間ワークショップ



慶応義塾大学及びアジア地域大学による
水俣現地フィールドワーク

施策区分2：次世代人材育成の支援・推進

【目的】

大学、研究機関、企業等との連携によるシンポジウム、ジュニアサイエンスセミナー※2、市民公開講座などを開催し、地域住民や事業者が最新の研究や技術に触れる機会を設け、地域を担う人材を育成します。

また、これらの事業により得られる成果やネットワークを活用し、水俣高校の活動を支援します。

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
事業参加者数	人	825	1,000
事業実施数	件	19	22



水俣環境アカデミアシンポジウム



市民公開講座

【市民アンケート調査における市民の意見】

・産、学、官のさらなる連携を望みます。

《用語説明》

※1 **SDGs**：国連加盟193か国が2016年～2030年までの15年間で達成するために掲げた国際目標で、「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されている。

※2 **ジュニアサイエンスセミナー**：市内の小中学生が、大学及び研究機関で行う高度な実験や講義を体験することを目的とした人材育成事業のこと。

施策5 生涯学習の推進



◆目指す姿

- ・ 青少年育成組織の活動が活性化し、未来の水俣をつくる人材が育っています。
- ・ 広く市民に生涯学習の機会が提供され、生涯学習活動が活性化しています。
- ・ 社会教育※¹ 関係団体の活動成果が活かされ、活力ある地域が築かれています。

◆現状

本市の青少年育成については、小中学校区ごとに「校区育成会」を、また、その集合体として「水俣市青少年育成市民会議」を設置し、これらの組織を中心に、「朝のあいさつ運動」、「青少年育成活動」など、各種事業を実施しています。

また、市民の生涯学習の場として、公民館自主事業の「市民教室※²」を約 15 教室、「いきいき教室※³」を年 2 回程度開催しているほか、児童向けの「夏休み子ども教室※⁴」も開催しています。

さらに、地域活動の推進、青少年の健全育成などに取り組む社会教育関係団体に対し、活動費の助成を行っています。

◆課題

近年、子どもたちの生活の中で、体験の機会が少なくなっているため、専門知識や能力を持つ地域人材との交流や、物事を体験的・探究的に学習できる場の提供が必要です。

市公民館においては、年々、事業及び事業参加者が減少傾向にあり、市民ニーズの更なる掘り起こしに加え、開講日時などを工夫していく必要があります。

また、社会教育関係団体については、会員の減少が共通課題としてあげられますが、地域活動を活発にし、地域の活性化に主体的に取り組む人材を育成する観点から、今後も引き続き支援していく必要があります。

第2章 豊かな心で未来に挑戦する人づくり(教育・文化)

施策区分1：青少年の健全育成

【目的】

子どもたちの社会性や自己肯定感を高めるため、家庭・学校・地域、それぞれの教育機能の充実と連携を促進し、市全体で次世代を担う青少年の健全な育成を図ります。

＜関連計画＞ 水俣市教育振興基本計画

成果指標	単位	基準値(2017年度※)	目標値(2026年度)
青少年育成活動及び体験活動参加者数	人	42	基準値の維持

※新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、2017年度を基準値とした。



青少年育成活動（左：小学生向け 右：中学生向け）

施策区分2：生涯学習活動の活性化

【目的】

市民ニーズに合った多種多様な学習機会を提供し、生涯学習活動の活性化を図るため、市公民館において、各種公民館自主事業（市民教室等）を開催します。

＜関連計画＞ 水俣市教育振興基本計画

成果指標	単位	基準値(2017年度※)	目標値(2026年度)
市民教室受講者数	人	3,037	4,500

※新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、2017年度を基準値とした。



市民教室（フォークダンス）

施策区分3：社会教育関係団体の活動支援

【目的】

各社会教育関係団体の活動を支援することで、地域活動や社会教育活動を活発にし、豊かな地域社会を築くとともに、地域の活性化に主体的に取り組む人材の育成を推進します。

＜関連計画＞ 水俣市教育振興基本計画

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
市の補助金を活用した社会教育関係団体数	団体	3	基準値の維持

【市民アンケート調査における市民の意見】

・大人と子どもの交流を含め、芸術に触れる機会が多くなることを望みます。

《用語説明》

- ※1 **社会教育**：学校以外の場で、青少年及び成人を対象として行われる組織的な教育活動のこと。
- ※2 **市民教室**：広く市民に学習の機会を提供し、人生が豊かで実りあるものになるよう支援する事業のこと。
- ※3 **いきいき教室**：講師を招き、主にシニア世代を対象に、旬の話題やテーマを提供する事業のこと。
- ※4 **夏休み子ども教室**：夏休み期間中に小学生を対象とし、テーマを決めて実施する事業のこと。

施策6 文化の振興



◆目指す姿

- ・ 各種文化団体の支援や連携により、市民生活の中に多くの自主的文化活動が浸透しています。
- ・ 市民が歴史的財産を通じて地域の歴史を学び、郷土愛と誇りを持って生活しています。
- ・ 市民が優れた文化芸術に直接触れ、心豊かに生活しています。

◆現状

県内では最多開催数を誇る市民文化祭を毎年開催することで、日常的に活動している文化団体の発表の機会を設け、心豊かな暮らしの提供と市民文化の向上に寄与しています。

また、国登録、県・市指定文化財（34件）に対する関心を深め、直接触れる機会を提供することで、郷土愛を育むとともに、優れた芸術に生で触れる機会を創出し、感動と学びの場を提供しています。

公演内容（自主文化事業）については、様々なジャンルを分かりやすく提供することで、文化力の向上に力を入れています。

◆課題

文化団体の団体数・会員数の減少と高齢化が進む中、各団体の取りまとめを行う文化協会の自立した事務運営を進めるための体制づくりが求められています。また、文化施設の老朽化対策も喫緊の課題としてあげられます。

文化財の保存活用は、過疎化の進行により、担い手不足が深刻化しています。そこで、地域や関係機関と連携して水俣市文化財保存活用地域計画を作成し、適切な文化財の保存を行うとともに、文化財を観光や地域振興につなげていくための取組を推進していくものとします。

施策区分1：市民文化団体と人材の育成

【目的】

各種文化団体会員の高齢化が進行する中、市民の自主的な文化活動を維持活性化させるため、市民文化祭の開催等を通じて、文化の振興を図ります。

＜関連計画＞ 水俣市教育振興基本計画

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
市民文化祭来場者数	人	4,300(2017年度※)	基準値の維持
文化協会団体数	団体	39	45

※新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、2017年度を基準値とした。



市民文化祭（芸能のつどい）



市民文化祭（総合展示）

施策区分2：歴史や文化を活かした郷土愛の醸成

【目的】

水俣が生んだ偉人の生き方や言葉、郷土の歴史が息づいた文化財を通じた学びによって、市民の郷土に対する愛着と誇りが醸成されるよう、文化的歴史的内容を学習する機会を創出するとともに、文化財の適切な保護・活用を行うため、水俣市文化財保存活用地域計画を作成し、その推進に努めます。

＜関連計画＞ 水俣市教育振興基本計画

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
指定文化財件数(国登録、県・市指定を含む)	件	34	36
蘇峰・蘆花生家、記念館の入場者数	人	4,450(2017年度※)	5,000
水俣市文化財保存活用地域計画の策定	—	—	策定・運用

※新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、2017年度を基準値とした。

第2章 豊かな心で未来に挑戦する人づくり(教育・文化)



陣内官軍墓地



水俣城石垣

施策区分3：文化芸術に触れる機会の提供

【目的】

市民の創造力や表現力を育み、心豊かな生活と高度な文化水準を備えた地域社会の形成につながるよう、多くの市民が優れた文化芸術に触れる機会を創出します。

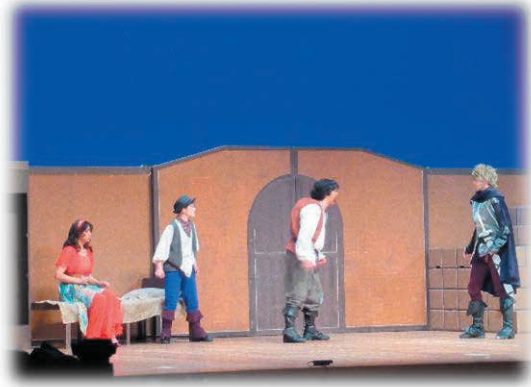
＜関連計画＞ 水俣市教育振興基本計画

成果指標	単位	基準値(2019－2021 年度※)	目標値(2026 年度)
自主文化事業（一般公演）の集客率	%	80	基準値の維持

※過去3年間（2019 年度：99%、2020 年度：67%、2021 年度 74%）の集客率の平均値 80%を基準値とした。



劇団四季ファミリーミュージカル
「人間になりたがった猫」(R4)



学校芸術劇場「ノートルダム物語」(R4)

【市民アンケート調査における市民の意見】

- ・ 自然、歴史、民俗資料館や近代文学館などがあれば良いと思います。

施策7 豊かな心を育む読書活動の推進



◆目指す姿

- ・子どもから高齢者まで、全ての市民が読書に親しむ環境が整っています。
- ・読書、創作活動を通して、言葉、感性、表現力、創造力豊かな人材が育成されています。

◆現状

読書活動を通じて、心豊かな人材を育成するとともに、人生をよりよく生きていけるよう、子どもから高齢者まで、全ての市民が身近なところで本に触れ、親しめるよう、学校、図書館で読書環境の整備を行っています。

また、乳幼児期から本に触れる機会を提供するため、ブックスタート、セカンドブック、動く絵本館「みなよむ号」の保育園・幼稚園・こども園、イベント等への派遣を行っているほか、市民の創作活動への意欲を高めるため、平成22（2010）年から童話作家による「創作童話ワークショップ」を開催しています。

◆課題

テレビ、インターネットなど、様々な情報メディア等の普及、発達により、生活環境が年々多様化する中、「活字離れ」「読書離れ」が問題となっています。

子どもから高齢者まで、全ての市民が読書に親しめるよう、これまでの読書のまちづくりの理念を踏まえ、本の楽しさを知り、本に触れる機会を設け、継続して家庭、学校、図書館で読書活動に取り組むことが問題解決に必要です。

また利用したくなる図書館づくり（学校図書館含む。）に取り組むとともに、身近な地域における読書環境の更なる充実が求められています。

施策区分1：学校における読書活動の推進

【目的】

子どもたちが本に触れ読書の機会が増えることは、創造力や豊かな心の育成、自発的な学習意欲、複眼的思考等の育成につながります。

学校においては、学校図書の充実と併せて、読書時間の設定や読み聞かせなど、児童生徒が学校で本に触れ、親しむ機会を積極的に創出し、読書活動を推進します。

＜関連計画＞ 水俣市教育振興基本計画

第2章 豊かな心で未来に挑戦する人づくり(教育・文化)

成果指標	単位	基準値(2021 年度)	目標値(2026 年度)
学校図書館における児童生徒 1 人当たりの年間貸出冊数	冊	94	95
学校図書館で貸出冊数が月平均 1 冊未満(年間 12 冊未満)の児童生徒の割合	%	9.5	9.0

施策区分 2：図書館を核とした市民読書活動の推進

【目的】

図書館においては、全ての市民が読書活動等を通じて心豊かに生きていく力を養うため、魅力ある図書資料の収集、乳幼児期から本に触れる機会の提供等を通して、あらゆる年代が本に触れ、親しみ、知的好奇心を満たすことのできる読書環境づくりに努め、図書館の利用促進を図ります。

＜関連計画＞ 水俣市教育振興基本計画

成果指標	単位	基準値(2017 年度※)	目標値(2026 年度)
市民 1 人当たりの年間貸出冊数	冊	4.05	4.50
図書館利用率(図書館利用者数/人口)	%	9.62	10.00

※新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、2017 年度を基準値とした。



みなよむ号



絵本贈呈式(セカンドブック事業)

施策区分3：読書・創作活動の推進

【目的】

市民の豊かな表現・思考・他者とのコミュニケーション能力を育むため、五感を使って自ら物語を想像（創造）し、創作する機会を、子どもから高齢者まで広く市民に提供するなど、水俣独自の特色ある読書・創作活動を推進します。

＜関連計画＞ 水俣市教育振興基本計画

成果指標	単位	基準値(2017年度※)	目標値(2026年度)
読書・創作事業参加者数	人	385	400

※新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、2017年度を基準値とした。



創作童話ワークショップ

【市民アンケート調査における市民の意見】

・図書館で調べものができるように、本を新しくしたり、種類を増やしてほしいです。

施策8 共生社会の推進



◆目指す姿

- ・それぞれの立場や考え等、あらゆる「違い」を認めあい、互いの人権が尊重されています。
- ・「男女（みんな）でいきいき・共に輝くまち」が実現しています。
- ・多様な文化に対する理解が進み、国際感覚豊かな市民が増えています。

◆現状

市民の人権意識を高めるため、地域人権教育指導員※¹を配置し、人権啓発に関する研修会を実施するとともに、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更正について理解を深めるため、「社会を明るくする運動」を推進しています。

また、平成 17（2005）年の水俣市男女共同参画都市宣言の実現を目指して、第 4 次水俣市男女共同参画計画を策定し、男女共同参画週間における講演会を開催するなど、市民への啓発を行っています。

国際交流等については、平成 8（1996）年にデボンポート市（豪州）と姉妹都市協定を締結し、これまで 20 年以上にわたり交流を行っているほか、近年は水俣環境アカデミアを拠点とし、海外の大学、研究機関と連携した国際的事業を実施しています。

◆課題

市民の人権意識等を高めるため、各種事業の周知・広報を強化し、より多くの市民の関わりを促すことで、それぞれの立場や考えが違っていても、互いを認めあうことで、明るく住みやすい地域社会を築いていくことが必要です。

また、男女が共に社会のあらゆる分野に参画し、性別に関わりなく個性と能力を発揮できる多様な生き方を選択できるよう、家庭や地域、職場等における環境の整備が進んでいくこと、市の審議会や委員会、地域等の役員への女性の登用が増えていくことが大切です。

なお、国際交流については、水俣環境アカデミア等の地域資源を活用し、市民が多様な文化に直接触れる機会を創出することで国際理解を促進し、多文化共生社会※²の構築につなげていくことが必要です。

施策区分1：互いを認めあう社会づくり

【目的】

市民の人権意識を高めるため、人権啓発に関する研修会を実施することで、互いの違いを理解し、認めあえる人権意識の醸成に努めます。

＜関連計画＞ 水俣市教育振興基本計画

成果指標	単位	基準値(2017年度※)	目標値(2026年度)
水俣・芦北人権教育研究大会参加者数 (市民)	人	138	150

※新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、2017年度を基準値とした。



人権教育研究大会



水俣病資料館訪問学習

施策区分2：男女で共に支えあう社会づくり

【目的】

平成28(2016)年4月から「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が完全施行され、女性の活躍が一層期待されています。本市においても、男女が共に支えあう社会づくりを総合的かつ計画的に推進していくために、男女共同参画計画を策定し、施策を推進していきます。

＜関連計画＞ 第4次水俣市男女共同参画計画

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
市の審議会等における女性の登用率	%	17.6	35.0



男女共同参画推進講座「農業委員会へ女性の登用を！」

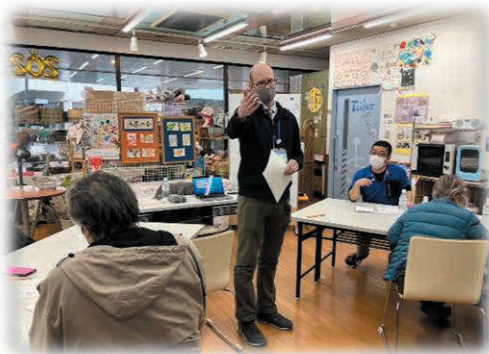
第2章 豊かな心で未来に挑戦する人づくり(教育・文化)

施策区分3：多文化共生の推進

【目的】

姉妹都市交流事業、水俣国際交流協会※³と連携した各種国際交流事業及び水俣環境アカデミアにおける国際的事業を通じ、市民が外国人や外国の文化に直接触れあう機会を創出することで、多文化共生社会に向けた市民の国際理解を促進します。

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
水俣国際交流協会の会員数	人	45	60
国際交流員(CIR)の設置	人	1	基準値の維持



市民向け英会話教室



外国人向け地域日本語教室

【市民アンケート調査における市民の意見】

- ・多様な性への理解と知識を正しく教育してほしいと思います。
- ・知らないことが偏見や差別を生むことにつながるので、幼い時から色々な国の方との交流を増やしたほうが良いと思います。

《用語説明》

- ※1 **地域人権教育指導員**：市町村教育委員会が任命する会計年度任用職員で、人権尊重の精神の涵養を図る教育や啓発のための講座の実施や指導助言、また、市町村の人権教育・啓発推進上の成果と課題の把握などの業務を行っている。
- ※2 **多文化共生社会**：国籍や民族などが異なる人々が、文化的な違いを認めあい、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていく社会のこと。
- ※3 **水俣国際交流協会**：地域に密着した国際交流を推進し、世界に開かれたまちづくりに寄与することを目的に平成7（1995）年に設立された団体。

**第2期
基本計画**

**第3章
住み慣れた地域で
いきいきと暮らせる
まちづくり
(保健・医療・福祉)**

施策1 子ども・子育て支援の充実



◆目指す姿

- ・誰もが安心して子どもを産み、育てていく環境が整っています。
- ・次世代を担う子どもたちを、家庭や地域全体で見守り、育て、支えています。
- ・全ての子どもたちが笑顔で生活しています。

◆現状

本市は、教育・保育施設等※の待機児童がなく、恵まれた自然の中で、のびのびと子どもを育てることができます。〔※令和4（2022）年3月現在、認可保育所6園、私立幼稚園1園、認定こども園7園〕

しかしながら、過疎化、少子化、核家族化、家族の働き方の多様化など、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、教育や保育に対するニーズが多様化しています。

このような中、子育ての孤立感や経済、養育面での不安感など、保護者の子育てに関する悩みや課題も多様化しています。

また、平成28（2016）年の児童福祉法等の一部改正に伴い、「子育て世代包括支援センター」及び「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、母子保健・子育て支援の充実に取り組んできました。

◆課題

社会情勢の変化等に伴い、教育・保育に関するニーズが多様化している中、核家族や共働き世帯が増加しており、子どもたちの放課後等の居場所づくりが課題となっています。

多様な保護者の子育てに関する悩みや課題に対応するため、相談・連携・支援体制を更に充実させる必要があるほか、地域子育て支援拠点である「水俣市こどもセンター」の機能充実など、子どもたちへの支援はもちろん、安心して子育てができる環境づくりを進めていくことが求められています。

また、令和4年6月の児童福祉法等の一部改正により「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を一体化した「こども家庭支援センター（仮称）」の設置に係る努力義務が法定化され、令和6年4月の設置に向けた検討が必要となっており、より一層、関係機関と情報を共有、連携し、切れ目のない多面的な支援ができる体制づくりを行っていく必要があります。

施策区分1：子どもへの支援と子育てしやすい環境の充実

【目的】

多様な教育・保育ニーズに対応するため、引き続き、保育所、幼稚園及び認定こども園による質の高い教育・保育を提供するほか、保健・医療・福祉等の関係機関と連携を図り、子育て支援サービス等の充実に努めます。

併せて、学童クラブ等、子どもたちの放課後等の居場所づくりの充実を検討するほか、高校3年生（満18歳）まで拡充した子ども医療費及び予防接種費の助成、学校給食費の一部無償化など、子育て世帯の支援に努めます。

＜関連計画＞ 子ども・子育て支援事業計画

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
子育て支援サービス等が充実し、子育てしやすい環境だと感じる市民の割合 (子育て支援サービスの満足度)	%	20.7※	50.0
子育て支援サービスに対して不満を感じる市民の割合	%	19.9※	17.9
子ども医療費の助成（高校3年生まで）	—	実施	実施
インフルエンザ予防接種（任意）費の助成 （高校3年生まで）	—	実施	実施
学校給食費の一部無償化	—	実施	実施

※市民アンケート調査（令和4年5月実施）の結果を基準値とした。



学童クラブ

第3章 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり（保健・医療・福祉）

施策区分2：子ども・子育てを支える相談・連携体制の充実

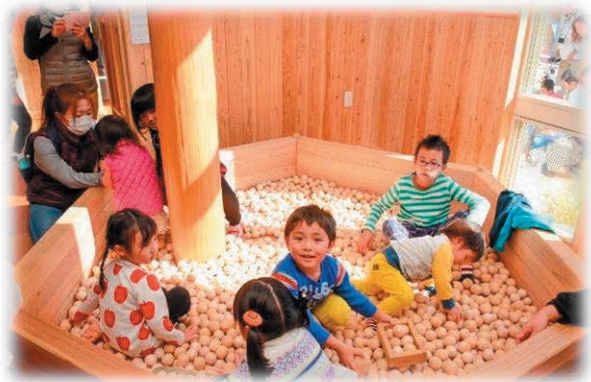
【目的】

子ども・子育てに関する悩みや課題の解決に向け、相談・連携・支援体制の充実に努めます。

支援を必要とする家庭（子ども）については、関係者や関係機関と連携を図り、支援体制の充実に努めるとともに、「水俣市こどもセンター」の機能充実に努めます。

また、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を一体的にした「こども家庭支援センター（仮称）」を新たに設置し、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を提供する体制の充実に努めます。

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
「こども家庭支援センター（仮称）」の設置	—	未設置	設置
地域子育て支援拠点事業（つどいの広場）の利用登録者数	人	203	350



こどもセンター

【市民アンケート調査における市民の意見】

・子育て支援などについて、気軽に相談できる場所を分かりやすくしてほしい。

施策2 健康づくりの推進



◆目指す姿

- ・生活習慣病を発症する人や重症化する人が減少し、健康寿命が延伸することで、全ての市民が生涯にわたっていきいきと暮らしています。
- ・全ての市民が健全な食習慣を身につけ実践できています。
- ・乳幼児期から思春期までの子どもが健全な生活習慣を確立し、健やかに育っています。

◆現状

全国的な課題でもある、がんや生活習慣病は、本市においても患者数が増加しており、医療や介護等社会保障費の問題となっています。

熊本県衛生統計年報によると、本市の令和2（2020）年度の主な死因別死亡割合は、がん22.4%、心疾患17.7%、脳血管疾患10.0%となっており、この3大死因が全体の約半数を占めています。これらの危険因子となる高血圧・糖尿病・脂質異常症等の生活習慣病は食生活の乱れや運動不足、多量飲酒、喫煙等の生活習慣が関与しています。

健康寿命を延伸するためには、若い世代からの予防・健康づくりの推進が重要とされ、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施、医療保険・介護保険における予防・健康づくりの一体的実施が求められています。

また、平成29（2017）年4月から母子保健法に基づく、「子育て世代包括支援センター」の設置が市町村の努力義務とされ、本市においても令和3（2021）年3月にセンターを設置し、母子保健の充実に取り組んで来ました。

◆課題

市民一人ひとりが自身の健康状態を把握し、子どもの頃から適切な生活習慣を身につけ、それをライフステージに合わせて継続的に実践できる取組が必要です。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施、医療保険・介護保険における予防・健康づくりの一体的実施により、予防・健康づくりを推進する取組が必要です。

そのため、健康診査・保健指導、健康教育、健康相談等を総合的に展開し、特定健診・後期高齢者健診及びがん検診受診率の向上を図るとともに、生活習慣病の発症や重症化予防対策を推進していく必要があります。

令和4（2022）年6月に、児童福祉法等の一部改正により、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を一体的にした「こども家庭支援センター（仮称）」の設置が努力義務とされ、令和6（2024）年4月の設置に向けた検討が必要になっています。

母子保健については、関係機関と情報を共有、連携し、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を確保する仕組みづくりが必要です。

第3章 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり（保健・医療・福祉）

施策区分1：生活習慣病の発症予防と重症化予防

【目的】

医療保険・介護保険における予防・健康づくりを一体的に実施し、予防・健康づくりを推進します。
死因の多くを占める、がん及び心疾患・脳血管疾患の早期発見・早期予防のため、がん検診及び特定健診・後期高齢者健診を住民が受診しやすい体制へ見直し、受診率の向上に向けた取組を行います。
また、市民の健康ニーズを把握しながら、ライフステージに応じた健康増進の取組を関係機関と連携して進めます。

＜関連計画＞ いきいき・みなまたヘルスプラン

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
3大死因による死亡者の割合	%	50.1(2020年度)	45.0
特定健診※受診率	%	40.0	60.0



健康診査後の保健指導

施策区分2：食育の推進

【目的】

健全な食生活は私たちの健康な体をつくり、育て、平穏な日常を送るために不可欠です。市民の食生活の現状を踏まえ、ライフステージに応じた望ましい食生活の実現に向け、市民生活の場の多様な関係者と連携して食育を推進します。

＜関連計画＞ いきいき・みなまたヘルスプラン

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
朝食を毎日食べさせる保護者の割合 (幼児期) ※乳幼児健康診査生活習慣調査	%	91.9	100
朝食を毎日食べる子どもの割合 (小・中学校) ※熊本県食育推進に関する調査	%	85.5	100



水俣食育PRキャラクター（ちっさん）



減塩啓発キャラクター（良塩くん・うすあ人）

施策区分3：母子保健の推進

【目的】

妊娠期から適切な生活習慣を送ることが、母体の健康や乳幼児期の適切な生活習慣の確立につながるため、子どもの頃から生活習慣病予防の取組を推進します。

健康づくり、子育て情報を効果的に届ける電子母子手帳の導入等、市民ニーズに応じた妊娠・出産・子育ての包括的支援を関係機関と連携して推進します。

＜関連計画＞ いきいき・みなまたヘルスプラン

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
低出生体重児の割合	%	10.4	減少（基準値比）
1歳6か月・3歳6か月健診における朝食を毎日食べる児の割合	%	94.9（1歳6か月）	100
		89.0（3歳6か月）	100
1歳6か月・3歳6か月健診における21時までに就寝する児の割合	%	65.6（1歳6か月）	75.0
		46.6（3歳6か月）	60.0
肥満傾向の子どもの割合（小学5年生）	%	14	減少（基準値比）
「こども家庭支援センター（仮称）」の設置（再掲）	—	未設置	設置



乳幼児健康診査時の保健指導

【市民アンケート調査における市民の意見】

- ・子育て支援などについて、気軽に相談できる場所を分かりやすくしてほしい（再掲）。

＜用語説明＞

※ **特定健診**：厚生労働省により平成20（2008）年度から実施が義務付けられた、内臓脂肪肥満に着目した健康診査のこと。

施策3 総合医療センターを中心とした地域医療の充実



◆目指す姿

- ・市民の安全・安心な暮らしが確保されています。
- ・24時間365日対応の二次救急医療※¹体制が整っています。
- ・県境を越えた医療連携が図られています。
- ・医療・福祉産業の中核施設として、高度で競争力のある医療・福祉サービスを提供し、外貨を稼いでいます。

◆現状

本市は、病床数、病院勤務医等の医療資源は全国的にみて高いレベルにあり、医療については恵まれた地域です。

そのような中、医療における2025年問題とされている団塊の世代が全て75歳以上となる2025年に医療・介護の需要が最大化しますが、高齢者人口の増加には大きな地域差があり、地域によっては高齢者人口の減少が既にはじまっています。

「地域医療構想」は、これからの急激な医療・介護ニーズの変化・増大に対応する医療体制をつくるため、地域の関係者が協力して医療機関の役割分担や連携の仕組みを構築する取組みのことで、都道府県が策定することになっていますが、熊本県の「地域医療構想」によると、芦北医療圏では高度急性期機能が不足しているとされており、総合医療センターは、今後の地域医療を充実させるため、令和元年度にHCU病床を整備し、病床の機能分化※²を図りました。

しかし、常勤専門医が不在の診療科があるなど、引き続き課題が残されています。

また、医療・福祉産業は、本市の付加価値額の2割を産出する基幹産業であり、総合医療センターはその中核施設です。水俣市民に雇用場を提供するとともに、市外の方にも医療・福祉サービスを提供することで、多くの外貨を稼いでいます。

◆課題

地域医療構想の実現に向け、圏域の地域医療を支える拠点病院として、総合医療センターの役割は重要であり、今後も地域医療支援病院承認の継続が必要です。

こうした役割を引き続き担っていくためには、総合医療センターの経営基盤の安定・充実が必須であり、こうした観点から市内外の医療・福祉ニーズを的確に捉えて、収益力の強化を図っていくことが求められます。

また、少子高齢化の進行や医療資源の偏在、居住地域等による医療アクセスの格差の発生、医療・介護人材の慢性的な不足などへの対応も課題となっています。

施策区分1：地域医療支援病院としての役割の充実

【目的】

地域医療支援病院※³として、地域の医療機関等と連携し、紹介患者に対する医療の提供、救急医療の提供、医療機器等の共同利用の実施、地域の医療従事者の資質向上を図るための研修会の実施等、地域医療の質の向上と均てん化※⁴を図ります。特に救急医療の提供では、24時間365日の体制を維持するため医師等の確保に努め、今後病床数の削減を求められる中で、継続して地域医療支援病院として承認を受けられるよう取り組みます。

こうした役割を担っていくために、収益力を強化し、経営基盤の安定・充実を図ります。

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
地域医療支援病院の承認継続	—	承認	承認
医業収支比率※	%	100.6(2019年度※)	基準値以上

※医業収支比率：医業収益／医業費用×100。病院の収益状況を見るための比率。100%未満の病院は健全経営とはいえない。

※新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、2019年度を基準値とした。

施策区分2：地域医療構想の実現に向けた病床機能分化と連携の推進

【目的】

地域医療構想調整会議の協議結果を尊重し、他医療機関等との連携を密にしながら、地域包括ケアシステムの一員として、地域医療の充実のために求められる役割を果たしていきます。

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
地域包括ケア病棟※ ⁵ 稼働率	%	73.5	90.0
HCU※ ⁶ 病床稼働率	%	52.7	75.0
紹介率・逆紹介率※	%	61.4・136.9	55.0・90.0

※地域医療支援病院の要件：紹介率50%、逆紹介率70%



国保水俣市立総合医療センター

施策区分3：ICTを活用した医療DXの推進

【目的】

本市は、医療資源の偏在、医療アクセス※⁷格差の発生、医療・介護人材の慢性的な不足などの課題を抱えています。今後、日本全体の生産年齢人口が減少していく中、新たな医療・介護人材を確保し医療水準を維持していくことは喫緊の課題であります。政策による人材確保には限界があります。熊本県の医療情報連携基盤（EHR※⁸）である「くまもとメディカルネットワーク※⁹」等のICT※¹⁰を活用した連携の効率化、タスクシフト・シェア※¹¹も併せた医師の働き方改革の推進など、①デジタル技術の活用、②業務プロセスの変革などのICTを活用した医療DX推進※¹²による業務効率化が解決のカギとなります。居住している場所にかかわらず、市民が安心して医療や介護・福祉サービス等とアクセスが可能となるICTを活用した情報アクセス拠点の設置と遠隔医療技術の活用、多職種参加型オンライン連携診療※¹³の推進、消防署とのオンライン連携ツールによる救急医療連携の効率化、医療介護従事者の働き方改革も含めた医療DX推進を加速します。

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
地域の医療機関等との情報通信機器を用いたオンライン会議等の実施件数の割合	%	—	50.0
地域の医療機関へのオンライン会議等設備整備の達成率	%	—	50.0
地域の医療機関等との医療文書連携にICTを活用した件数の割合	%	60.0	80.0
消防署との救急医療連携におけるICT活用件数の割合	%	—	50.0



オンライン連携診療

【市民アンケート調査における市民の意見】

- ・医師不足により、市で受けられる医療が減ってしまうのではないかと心配しています。

《用語説明》

- ※1 **二次救急医療**：入院治療や手術を必要とする症例に対応する救急医療のこと。
- ※2 **病床機能の分化**：急性期病床を減らして地域ごとに適切な病床を割り当てるという考え方。地域医療構想においては、高度急性期機能、急性期機能、回復期機能、慢性期機能の4つの医療機能に区分されている。
 高度急性期機能：状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能のこと。
 急性期機能：状態の早期安定化に向けて医療を提供する機能のこと。
 回復期機能：急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能のこと。
 慢性期機能：長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能のこと。
- ※3 **地域医療支援病院**：地域医療全体のレベルアップに重点が置かれ、日常生活圏での医療提供体制の整備を目指すもので、法的要件に合致した病院のうち希望するものを県知事が承認する病院のこと。
- ※4 **均てん化**：主に医療政策の分野で用いられる語で、医療サービスなどの地域格差をなくし、全国どこでも等しく高度な医療を受けることができるようにすること。
- ※5 **地域包括ケア病棟**：急性期医療を経過した患者及び在宅において療養を行っている患者等の受入並びに患者の在宅復帰支援等を行う病棟のこと。
- ※6 **HCU（ハイ・ケア・ユニット）**：緊急の状態を脱した患者が一般病棟に転棟できるように支援を行う高度治療室のこと。高度急性期機能を担う。
- ※7 **医療アクセス**：利用者（患者）が医療機関の診察や検査、サービスを受けるために必要な連絡や予約、移動手段などの過程。
- ※8 **EHR**：Electronic Health Record の略で、地域の病院や診療所などをネットワークでつなぎ、患者情報等を共有し活用する基盤のこと＝くまもとメディカルネットワークのこと。
- ※9 **くまもとメディカルネットワーク**：病院、診療所、薬局、介護施設などをネットワークで結び、患者の診療、調剤、介護に必要な情報を共有し、より良い医療に役立てることができる熊本県の広域医療連携基盤のしくみ。
- ※10 **ICT**：「Information and Communication Technology」の略で「情報通信技術」のこと。
- ※11 **タスクシフト・シェア**：医師の働き方改革の一環として、医師に偏在している業務の一部を他の医療従事者に移管したり共同実施したりすること。
- ※12 **医療DX**：データやデジタル技術を活用して診療のプロセスや既存の枠組みを変えて医療に変革をもたらすこと。
- ※13 **多職種参加型オンライン連携診療**：医師と患者の一対一のオンライン診療ではなく、患者側に医療者が付き添い支援を行いながら実施するオンライン診療のスタイルのこと。

施策4 高齢者福祉の充実



◆目指す姿

- ・生活習慣病を発症する人や重症化する人が減少し、健康寿命が延伸することで、全ての市民が生涯にわたっていきいきと暮らしています。（再掲）
- ・高齢者が元気に老い、いきいきと生きがいを持って生活しています。
- ・認知症になっても地域で安心して暮らせる体制が構築されています。
- ・高齢者が地域の様々な人たちと、支えあいながら生活しています。
- ・高齢者が医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で、安心して生活しています。

◆現状

本市の令和2（2020）年の高齢化率は40.3%で、県平均・全国平均を大きく上回っているほか、要支援・要介護認定者数は1,963人、認定率は20.7%となり、熊本県、国より高く推移しています。

今後、団塊ジュニア世代（1971～1974年生まれ）が65歳以上となる令和22（2040）年度の高齢化率は44.2%にまで達すると予想されています※。 [※第8期ひまわりプランから引用]

◆課題

高齢者の地域での暮らしを公的サービスだけで支えていくことは、ますます困難になっていくと考えられます。高齢者ができる限り地域で自立した生活を送れるよう、健康寿命を延ばす取組、要介護状態の予防・重度化の抑制、高齢者の生きがい・仲間づくりの推進、社会参加・就労の促進などが必要です。

また、ひとり暮らしや認知症高齢者の増加など、高齢者を取り巻く様々な課題が顕在化していくことが懸念されることから、認知症支援策の推進や、地域住民などによる支援及びネットワークを構築するとともに、高齢者が必要なサービスを適切に受け、住み慣れた自宅や地域で安心して自分らしく生活できるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の強化が求められています。

施策区分1：元気に老い、いきいきと生きがいのあるまちづくり

【目的】

高齢者の健康づくり・生きがいづくりの推進、社会参加・就労の促進のために、高齢者自身の経験などを活かせる機会や場の提供・地域社会に貢献できる仕組みの構築に取り組みます。

また、日常生活支援・介護予防事業に積極的に取り組み、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らすことができるよう支援していきます。

＜関連計画＞ 第8期水俣市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
3大死因による死亡者の割合（再掲）	%	50.1（2020年度）	45.0
通いの場（まちかど健康塾）に参加している高齢者の数	人	350	400
水俣・津奈木シルバー人材センター会員加入率	%	3.6	基準値の維持



シルバー人材センター（作業の様子）

施策区分2：もやい・ふれあい・支えあいのまちづくり

【目的】

高齢者が要介護状態や認知症になっても、地域で安心して生活していくために、認知症支援策・高齢者の権利擁護の取組を推進していくとともに、元気高齢者をはじめとした住民主体の活動やNPO法人、社会福祉法人、民間企業、地縁組織等、多様な主体による多様な生活支援サービス提供体制の確立に向けて取り組みます。

＜関連計画＞第8期水俣市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、成年後見制度利用促進計画

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
見守り協定締結事業者数	団体	10	25
認知症サポーター※数（累計）	人	8,860	10,460
市民後見人養成講座の参加者数（累計）	人	112	159



認知症サポーター養成講座



成年後見講演会

第3章 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり（保健・医療・福祉）

施策区分3：地域包括ケアシステムの推進等による安心のまちづくり

【目的】

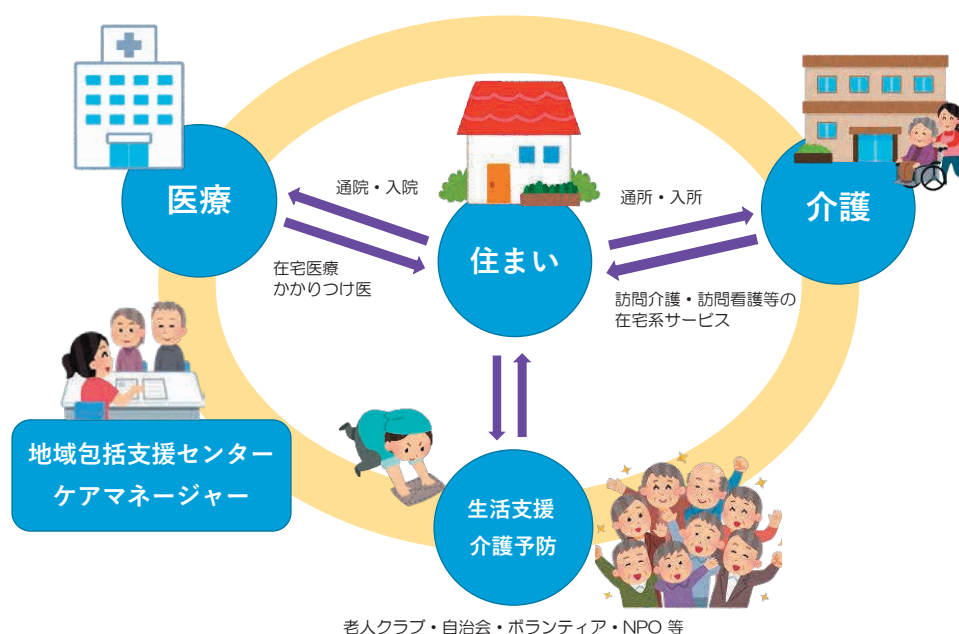
全ての高齢者が必要なサービスを適切に受け、住み慣れた自宅や地域で自分らしく、安心して生活できるよう、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に取り組んでいきます。

また、高齢者福祉サービスの更なる充実と介護保険制度の安定した運営に努めていきます。

さらに、地域包括ケアシステムの考え方をまちづくりの一環として、本市で暮らす全ての人が地域・暮らし・生きがいを共に創り支えあう、地域共生社会の実現を目指します。

＜関連計画＞ 第8期水俣市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
地域包括支援センターの訪問対応件数	件	1,075	1,593



地域包括ケアシステム（イメージ）

【市民アンケート調査における市民の意見】

- ・ 高齢者の福祉行政にもっと力を入れてほしいです。
- ・ 市からの通知等について、気軽に相談できる体制を作してほしいです。

＜用語説明＞

※ 認知症サポーター：認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を支援する応援者のこと。

施策5 障がい者福祉の充実



◆目指す姿

- ・障がい者（児）が、住み慣れた地域で必要な支援を受けながら、いきいきと暮らしています。
- ・障がい者（児）が、住み慣れた地域で生きがいをもって働いています。
- ・障害福祉サービスの各種制度の充実が図られています。

◆現状

平成 18（2006）年度の障害者自立支援法の施行により、身体、知的、精神の障がい種別を問わず、障がい者（児）の自立した生活を支援していく仕組みが確立され、平成 25（2013）年度の障害者総合支援法の施行により、障がい者の定義に難病等が追加されました。

本市の障がい者の現況は、令和 4（2022）年 4 月現在、身体障害者手帳所持者は 1,386 人、療育手帳所持者は 366 人、精神障害者保健福祉手帳所持者は 353 人となっており、近年、障がいの重度化・重複化の傾向がみられる中、障がい者（児）への理解や支援はいまだ十分とは言えません。

また、障がい者（児）の主体性と自主性を確保し、各人の能力を十分に発揮しながら社会のあらゆる分野に積極的に参加できる環境づくりが求められています。

◆課題

住み慣れた地域で安心して、その人らしく自立した生活を送るためには、適切な助言等を受けられる環境の整備が必要であり、多種多様な相談に対応できるよう関係機関と連携しながら、相談支援体制の充実を図っていくことが求められています。

また、障がい者の雇用機会の増加や就労意欲の向上により、就労希望者の増加が予想される中、それぞれの特性と能力に応じた職業に就き、自立と社会経済活動への参加を促進するとともに、一般就労はもとより、福祉的就労を含め、総合的に障がい者の雇用機会の拡大を図る必要があります。

施策区分 1：障がい者を支える相談支援の充実

【目的】

障がい者（児）が、住み慣れた地域において自立した生活を送るためには、ライフステージに応じた相談や、保健・医療・福祉サービスの情報提供及び利用援助を行う、総合的かつ専門性の高い相談支援が必要であることから、今後一層の相談支援体制の充実を図ります。

＜関連計画＞ 水俣市障がい者計画

第3章 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり（保健・医療・福祉）

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
障がい者への相談支援に対して不満を感じる市民の割合	%	14.3※	12.8
基幹相談支援センター※1の設置	—	未設置	設置

※市民アンケート調査（令和4年5月実施）の結果を基準値とした。

施策区分2：障がい者の雇用・就労の推進

【目的】

官民をあげて、障がい者の雇用・就労について一層の理解を深め、公共職業安定所等とも連携しながら、就労意欲のある障がい者の就労機会の確保に努めます。

また、一般就労が困難な場合、必要に応じて福祉的就労が可能になるよう支援していきます。

＜関連計画＞ 水俣市障がい者計画

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
障がい者の雇用・就労に対して不満を感じる市民の割合	%	13.6※	12.2
障がい者の一般就労への移行者数（累計）	人	3	7

※市民アンケート調査（令和4年5月実施）の結果を基準値とした。

施策区分3：障がい福祉サービスの整備・充実

【目的】

障がい者（児）が、ノーマライゼーション※2の理念のもと、地域の一員として参加できる社会づくりを推進し、慣れ親しんだ地域で、家族や地域の人たちと生活する在宅福祉の充実を図るとともに、各種障がい福祉サービスを推進します。

＜関連計画＞ 水俣市障がい者計画

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
障がい福祉サービスに対して不満を感じる市民の割合	%	13.5※	12.1
地域活動支援センターの利用割合（実人数／契約者）	%	14.6	20.0

※市民アンケート調査（令和4年5月実施）の結果を基準値とした。

【市民アンケート調査における市民の意見】

- ・ 小さい頃から将来までを見通せるプランや、不安を取り除くようなことを相談できるといいと思います。
- ・ 企業の障がい者雇用に対する理解を深め、誰もが一般就労できるまちにしたいです。



《用語説明》

- ※1 **基幹相談支援センター**：地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業、成年後見人制度利用支援事業、身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく相談等の業務を総合的に行うことを目的とする施設のこと。
- ※2 **ノーマライゼーション**：高齢者や障がい者などハンディキャップを持っていても、普通の生活を営むことができ、差別されない社会をつくるという福祉や教育のあり方を示す基本理念のこと。

施策6 生活困窮者等の自立支援



◆目指す姿

- ・生活に困窮したとき、気軽に相談できる場所があります。
- ・自立に向けた支援体制の充実が図られています。

◆現状

生活困窮者は、家庭や生活の面で様々な問題を抱えている場合が多く、単に就労につなげるだけでなく、その人に合った自立支援を行う必要があります。

また、生活保護に至る前の生活困窮者の相談を受ける窓口として、国から「生活困窮者自立支援事業」の実施が義務付けられており、本市においても、社会福祉士などの資格を持ったスタッフによる包括的な相談支援を行っています。

なお、生活保護を受給している人（生活保護受給者）に対しては、ケースワーカーを中心に関係機関との連携のもと、就労支援等の自立に向けた援助を行っています。

◆課題

生活困窮者自立相談支援事業により、生活困窮に関する相談窓口の一元化（ワンストップ）を図るため、市民への周知を推進する必要があるほか、関係機関（社会福祉協議会や公共職業安定所等）との連携を密にし、個々の希望や状況に応じた支援を行う必要があります。

また、生活保護受給者に対しては、本人の稼働能力に応じた就労援助を行い、自立に向けた支援を継続していく必要があります。

施策区分1：生活困窮者の相談窓口の一元化

【目的】

様々な要因から生活に困窮している人の社会的・経済的自立に向け、関係機関との連携を図りながら、相談から自立まで個々のニーズに応じた継続的な支援（就労準備支援、家計相談支援、学習支援、住居確保給付金）を行います。

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
生活困窮者自立支援事業の利用割合(事業利用件数/相談者数(実数))	%	7.4	9.3

施策区分2：生活保護受給者等への就労支援

【目的】

健康で文化的な生活水準を保障する生活保護制度を適正に運用し、生活保護受給者の自立助長を図ることはもとより、生活保護受給者や児童扶養手当受給者などに対し、福祉事務所の就労支援員や女性相談員などが、公共職業安定所と連携して個々の希望・状況に沿った就労情報を提供し、経済的自立の助長を図ります。

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
生活保護受給者の就労割合(就労者数/稼働年齢者数)	%	5.4	5.8
児童扶養手当受給者の就労割合(就労者数/児童扶養手当受給者数)	%	3.8	4.5

【市民アンケート調査における市民の意見】

- ・生活困窮者が安全、安心に暮らせるまちづくりをしてほしいです。

施策7 年金、医療保険制度の適正運営



◆目指す姿

- ・各制度の周知促進により、制度に対する市民の理解が深まっています。
- ・各制度に対する市民の理解が深まり、制度が適正に運営されています。
- ・生活習慣病を発症する人や重症化する人が減少することで、健康寿命が延伸し、医療費の適正化が図られています。

◆現状

国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金などの公的制度は、市民の健康や将来の安心を確保する重要な役割を担っています。

国民健康保険は、被保険者数が年々減少する中、国民健康保険税収も減少傾向にあります。

また、本市における国民健康保険の1人当たり医療費は増加傾向にあり、国内・県内で最も高い水準となっているほか、後期高齢者医療の1人当たり医療費についても、国や県と比較して高い水準にあります。

◆課題

保険税（料）の収納率向上のため、各制度の適切な情報提供により、制度に対する市民の理解を促進していくことが必要です。また、医療費の適正化は喫緊の課題であり、健（検）診や保健指導などによる市民の健康づくりへの取組も必要です。

後期高齢者医療制度については、運営主体である後期高齢者医療広域連合※と連携しながら各種事業を実施することで、制度の円滑な運営に努めるとともに、国民年金制度については、市民への周知促進に向けた相談業務を適切に実施していくことが必要です。

施策区分1：国民健康保険制度の安定的運営と医療費の適正化

【目的】

国民健康保険税収納率を維持・向上させるため、適切な情報提供と事務処理に努めます。

また、医療費の適正化のため、予防・健康づくりの動機付け（インセンティブ）を推進する取組等を行います。

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
国民健康保険特別会計における単年度収支	千円	▲22,050	黒字決算
国民健康保険税収納率（一般：現年度分）	%	97.26	基準値以上
特定健診受診率（再掲）	%	40.0	60.0

施策区分2：後期高齢者医療制度の安定的運営

【目的】

制度に対する市民の理解促進及び保険料収納率の向上のため、後期高齢者医療広域連合と連携し、対象となる市民に対して、制度に関するパンフレット等の文書の発送や、窓口相談を行うことで、市民への周知・啓発に努めます。

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
後期高齢者医療保険料収納率（現年分）	%	99.7	基準値以上

施策区分3：国民年金制度の周知・啓発

【目的】

制度に対する市民の理解促進と保険料収納率の向上のため、日本年金機構と連携し、市民にわかりやすい相談業務を実施していくことで、制度の周知・啓発を推進します。

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
国民年金保険料収納率（現年分）	%	81.3	基準値以上

＜用語説明＞

※ 後期高齢者医療広域連合：高齢者の医療の確保に関する法律第48条に基づき、加入者（市町村）が共同で後期高齢者医療制度を円滑に進めるために設立された保険者のことで、各都道府県に1団体設立されている。

第2期 基本計画

第4章 次代へつなぐ 環境づくり (環境)

第4章 次代へつなぐ環境づくり（環境）

施策 1 水俣病問題への取組と「もやい直し」の推進



◆目指す姿

- ・水俣病相談窓口を中心とした各種支援により、支援を必要とする市民が安心して暮らせる社会になっています。
- ・市民がそれぞれの立場を理解し、互いのことを思いやりながら一緒に生活できる社会になっています。
- ・水俣病で犠牲になった全ての生命の慰霊を行うとともに、二度と水俣病のような悲惨な公害が発生しないように警鐘を鳴らし続けることにより、水俣病の教訓が生かされています。
- ・水俣病問題の歴史と教訓に関する情報が広く発信されています。

◆現状

水俣病は、生態系の破壊や健康被害のみならず、差別・偏見、地域社会の崩壊など、自然と人との関係、人と人との関係に様々な影響、被害を及ぼしました。公式確認から 60 年以上経過している現在でも、全面解決には至っていない現状があります。

水俣病の発生により被害を受けた人々が、地域で安心して暮らしていくことができるよう様々な支援を行っています。

併せて、地域社会を再生・振興していくため、様々な主体が対話、交流、協働作業などを通じ、「もやい直し※」を推進しています。

水俣病資料館には平成 5（1993）年 1 月の開館以降、年間約 4 万人の来館者があり、展示案内や語り部講話等の実施により、水俣病問題の歴史と教訓について発信しています。

しかし、現在もなお、水俣病の被害を受けた地域や被害者に対する偏見等が残っています。

世界各地での環境汚染の発生、地域住民が被害を受けている状況も依然続いています。

◆課題

水俣病の被害を受けた人々の、症状の悪化に伴う日常生活への不安、介護する親世代の高齢化に伴う将来への不安等の問題に対し、各種救済制度の説明や相談対応、要望等の把握、不安解消に向けた関係機関との連携機能を持つ相談窓口が必要です。

また、水俣病で犠牲となった全ての生命に対する慰霊については、風化させることなくつないでいく必要があります。

なお、公害問題への理解が十分でないことから、被害を受けた地域や被害者に対する偏見、各国での水銀による環境汚染等の問題が残されています。

「公害の原点」とも呼ばれる水俣病が発生したこの地域から、公害問題についての適切な情報を国内外へ向けて発信することにより、偏見・差別の解消と環境保護に向けた社会意識を醸成していく必要があります。

施策区分1：水俣病被害者の支援

【目的】

水俣病被害者救済のための各種制度の内容、手続きの説明、書類の受付等を行う相談窓口体制を維持します。

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
水俣病相談対応件数	件	1,938	2,500

施策区分2：水俣病犠牲者の慰霊

【目的】

水俣病で犠牲となった全ての生命に祈りを捧げ、世界で類例を見ない公害である水俣病を経験した水俣から、同様の産業公害がこの地球上で二度と起こることがないように、その教訓を発信します。

併せて、多様な市民が協力して事業に取り組むことで、地域の再生・振興、水俣病問題の早期解決を後押ししていきます。

成果指標	単位	基準値(2017年度※)	目標値(2026年度)
水俣病犠牲者慰霊式の参加者数	人	700	基準値の維持
火のまつりの参加者数	人	300	基準値の維持

※新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、2017年度を基準値とした。



水俣病犠牲者慰霊式（慰霊の碑）



火のまつり

施策区分3：公害・環境学習の推進

【目的】

水俣病問題の歴史と教訓を将来にわたって発信し続けるため、歴史上重要な基礎資料の収集と保存、水俣病に起因する各種影響と地域社会の再生に関する情報発信に取り組みます。

第4章 次代へつなぐ環境づくり（環境）

成果指標	単位	基準値(2019 年度※)	目標値(2026 年度)
水俣病資料館入館者数	人	38,533	45,000
語り部講話聴講者数	人	23,590	26,600
各種学習資料の送付・貸出件数	件	189	310

※新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、2019 年度を基準値とした。



展示のVR※化



語り部講話

【市民アンケート調査における市民の意見】

- ・水俣病を教訓として、今世界中で起きている環境問題について、皆で考える必要があると思います。



水俣病資料館

《用語説明》

- ※ **もやい直し**：「もやい」とは、船と船をつなぐことや共同で行うことを指す。ここでは、人と人とのつながりを結び直すことを「もやい直し」と言う。
- ※ **VR**：バーチャル・リアリティ（Virtual Reality）の訳。コンピュータによって創り出された仮想的な空間などを現実であるかのように疑似体験できる仕組み。

施策2 循環型社会の形成



◆目指す姿

- ・市民、行政、事業所が協働でゼロ・ウェイストのまちづくりに取り組んでいます。
- ・ごみの高度分別による循環型社会の形成を推進します。
- ・水俣市岡山不燃物埋立処分地（最終処分場）の延命化が図られています。
- ・食品ロスが低減されています。

◆現状

本市では、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を推進し、ごみ処理を焼却と埋立に頼らない仕組みをつくる「ゼロ・ウェイストのまちづくり」に取り組んでいます。

ごみの高度分別及び収集については、令和4（2022）年4月現在、各家庭から出たごみを23品目に分別した後、回収が行われ、資源の有効利用を推進しています。

また、家庭用生ごみ処理容器「キエーロ」の無償貸与事業を行っており、各家庭で生ごみを処理することで、ごみの排出量の削減を進めているほか、家庭及び事業所から排出されるごみの適正分別を推進するため、クリーンセンター内プラットホームでの分別指導、地域のごみステーションでの不適切排出への指導を行っています。

さらに、「ごみ減量女性連絡会議」など、市民と協働で、市内事業所や市外からの訪問者に対するごみ減量のための情報発信や、ごみの排出抑制を推進しています。

◆課題

市民、行政、事業所が協働でゼロ・ウェイストのまちづくりを推進していくため、環境に配慮した消費行動や、持続可能なライフスタイルへの理解を促進していく必要があります。

また、現在各家庭から出される可燃ごみの中には、リサイクル可能な資源ごみが含まれているため、今後は、現在の分別体系を見直し、誰でも容易に分別することができ、市民に負担がかからない分別体系にしていくとともに、事業所へごみの適正分別の啓発活動を行っていく必要があります。

なお、分別収集されたものが、どのような製品に生まれ変わっていくかなどについて、市民にわかりやすく示していく必要があります。

第4章 次代へつなぐ環境づくり（環境）

施策区分1：ゼロ・ウェイストの推進

【目的】

焼却と埋立に頼らないごみ処理の仕組みである「ゼロ・ウェイストのまちづくり」を目指し、ごみ減量に向けた取組を進めます。

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(年度2026)
キエーロの普及率	%	10.5	11.5



キエーロ（1,000台目）

施策区分2：ごみの分別適正化と減量

【目的】

家庭、地域、事業所において、適切なごみ分別、処理を促進し、資源の有効利用、ごみの排出抑制などに取り組むとともに、ごみ減量のための情報発信及び普及啓発活動を推進します。

＜関連計画＞ 水俣市一般廃棄物処理基本計画・実施計画

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
不適切排出及び不適切搬入の指導件数	件	38	24
燃やすごみの総量	トン	3,840	3,454
生ごみの排出量	トン	941	791
リサイクル率	%	35.4	45.0



資源ごみ回収の様子

【市民アンケート調査における市民の意見】

- ・ ゴミを減らす取組は家庭が1番であり、もっと積極的な行動が必要だと思います。
- ・ 他地域から水俣に来た方が負担に感じないような、ゴミ分別への見直しが必要ではないかと思っています。



環境クリーンセンター

第4章 次代へつなぐ環境づくり（環境）

施策3 脱炭素社会の実現



◆目指す姿

- ・持続可能な脱炭素社会が構築されています。
- ・再生可能エネルギーの導入促進が進み、温室効果ガス排出量が削減されています。

◆現状

本市は、平成 20（2008）年に国の環境モデル都市に認定され、地球規模の問題である温暖化対策に先導的に取り組む自治体として、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。

基準年度の温室効果ガス排出量 17.4 万トンに対し、産業・運輸・業務・家庭部門などを合計した令和 2（2020）年度の排出量は 13.2 万トンであり、約 24%の削減を達成しています。

◆課題

国が推進する 2050 年カーボンニュートラルを達成するには、市全体で温室効果ガス排出量を 2050 年までの間に実質ゼロにするという目標を共有し、市民・企業・関係団体・行政等が連携して取組を進めることが求められます。

ビジネススタイル・ライフスタイルの転換を図り、省エネ機器や設備等の導入を積極的に進め、温室効果ガスの排出削減に努めるとともに、市域の 75%を占める森林の計画的な除間伐、増植林等の適正管理により、森林による温室効果ガスの吸収効果を高める必要があります。

施策区分1：地域における温室効果ガス排出量の削減

【目的】

産業・運輸・業務・家庭の各部門において、高効率・省エネ機器への転換や、再生可能エネルギーの導入促進を進め、温室効果ガス排出量の削減を目指します。

＜関連計画＞ 水俣市環境基本計画、水俣市環境モデル都市行動計画（アクションプラン）

成果指標	単位	基準値(2013 年度※)	目標値(2026 年度)
市全体の温室効果ガス排出量の削減率 (対基準年度比)	%	—	38.2

※国の地球温暖化対策計画に準拠し、2013 年度を基準値とした。



電気自動車（市所有）

施策区分2：公共施設における温室効果ガス排出量の削減

【目的】

公共施設における環境負荷の低減を図るとともに、計画的に再生可能エネルギー、高効率・省エネルギー設備等の導入を進めます。

＜関連計画＞ 水俣市地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）

成果指標	単位	基準値(2013年度※)	目標値(2026年度)
公共施設の温室効果ガス排出量の削減率 (対基準年度比)	%	—	39.0

※国の地球温暖化対策計画に準拠し、2013年度を基準値とした。



太陽光パネル（市庁舎）

【市民アンケート調査における市民の意見】

・直接生命に関わることなので、最優先で取り組んでほしいと思います。

第4章 次代へつなぐ環境づくり（環境）

施策4 生活環境の保全



◆目指す姿

- ・適切な環境保全活動により、快適な生活環境が整備されています。
- ・健全な水循環の保全、整備、公衆衛生の向上及び居住環境の改善が図られています。

◆現状

水質、土壌、大気質の環境基準については、おおむね良好な状態ですが、部分的に公共水域の保全や騒音振動について懸念される箇所が存在します。

また、本市は山間部が多いため、不法投棄が起きやすい環境といえます。

汚水分の公共下水道については、認可区域の約 90%で整備が完了し、計画区域外においては合併処理浄化槽の設置を促しています。

しかしながら、本市の令和3（2021）年度の汚水処理人口普及率※¹は 78.97%となっており、県平均の 88.8%より低い状況です。

なお、終末処理場等施設の老朽化に伴う更新工事も必要になってきています。

◆課題

本市には、新幹線や高速道路が通っているため、これらの騒音を監視していく必要があるほか、事業所や道路の騒音振動が苦情につながっているケースがあります。

また、山間部の不法投棄はもちろん、市街地でもポイ捨てや悪質な不法投棄が発生しており、改善が必要です。

公共下水道の汚水の処理機能を安定的に保つため、老朽化した施設や管路のストックマネジメント※²による長寿命化の実施が課題となっています。

加えて、汚水処理人口の向上も課題となっています。

施策区分1：水質・土壌・大気環境等の保全

【目的】

市内の生活環境を監視するための環境分析事業として、水質分析、新幹線騒音振動測定、事業所夜間騒音測定、自動車騒音測定及び煤煙測定を実施し、必要に応じて指導を行います。

また、不法投棄の根絶を目指して、悪質な事例については警察等と協力し、解消していくよう努めます。

＜関連計画＞ 水俣市環境基本計画

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
環境分析調査数	箇所	58	基準値の維持
不法投棄物処理重量	トン	7.7※	基準値以下

※過去5年間（平成29（2017）年度～令和3（2021）年度）の平均値を基準値とした。



新幹線騒音振動測定



不法投棄

施策区分2：公共用水域の水質保全

【目的】

下水道計画区域内における下水道への接続の啓発を図り、下水道計画区域外における合併処理浄化槽設置を推進していきます。

また、終末処理場等の下水道施設の老朽化に係るストックマネジメントの取組を推進します。

＜関連計画＞ 公共下水道事業計画

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
汚水処理人口普及率	%	78.97	79.90

【市民アンケート調査における市民の意見】

- ・生活環境を保全するため、下水道や浄化槽の整備を推進してほしい。

＜用語説明＞

※1 汚水処理人口普及率：市民がどれくらい汚水を適切に処理しているかを表した率のことで、下水道処理人口の他に農業・漁業集落排水による処理人口や合併処理浄化槽による処理人口を足した値を、行政人口で除した値。

汚水処理人口普及率（%）＝（下水道処理人口＋農業（漁業）集落排水処理人口＋合併処理浄化槽人口）／行政人口

※2 スtockマネジメント：構造物や施設の機能判断に基づく機能保全対策の実施を通じて、既存施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコスト（生涯費用）を低減するための技術体系及び管理手法のこと。

第4章 次代へつなぐ環境づくり（環境）

施策5 協働による環境保全活動の推進



◆目指す姿

- ・市民と行政の協働により、豊かな自然が維持されています。
- ・住民主体による花と緑のまちづくりが推進されています。

◆現状

自然環境の保全については、毎年実施している「環境月間清掃活動」及び「海と川のクリーンアップ作戦」に多くの市民が参加しています。

市の面積の多くを占める山林を適切に維持管理することは、水源かん養機能の向上や防災面からも重要ですが、少子高齢化等の影響により維持管理が困難となっている山林が増加しています。

湯の児海岸線や水俣川沿いの桜並木は、樹齢が40年を超える樹が多く、樹勢の衰えやシロアリによる被害が深刻です。

また、本市における「花と緑のまちづくり」施策は、昭和60（1985）年に国土庁から「花と緑の都市モデル地区」指定を受けたのを機に、30数年にわたって進められてきたという歴史があります。

◆課題

「環境月間清掃活動」及び「海と川のクリーンアップ作戦」は長年にわたる継続実施により、自然環境の保全につながり、市民に定着しているので、今後も継続していく必要があります。

山林については、市内各所で大規模な伐採箇所が見られますが、今後植林等の適正な維持管理が行われるか懸念されるところです。

また、樹勢の衰えやシロアリによる被害が増えている桜並木は、住民と一体となった再生活動が必要であり、花と緑のまちづくりを推進するため、地域や各家庭、関係団体による自発的な花いっぱい運動や美化保全に向けた意識付け等が重要となります。

施策区分1：自然環境の保全

【目的】

毎年多くの市民が参加している「環境月間清掃活動」及び「海と川のクリーンアップ作戦」を引き続き実施し、市民主体の環境保全活動を推進します。

＜関連計画＞ 水俣市環境基本計画

成果指標	単位	基準値(2018年度※)	目標値(2026年度)
「海と川のクリーンアップ作戦」参加者数	人	823	1,000

※新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、2018年度を基準値とした。

施策区分2：水源かん養機能の向上

【目的】

森林の持つ水源かん養機能等を向上させるため、林業経営体等による伐採・間伐・植林活動による豊かな森づくりを推進します。

また、豊かな森に育まれた水の恵みを直接受ける、地域で管理する飲料水供給施設組合等の支援を行っています。

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
森林経営計画策定面積（再掲）	ha	3,203	3,300

施策区分3：花と緑のまちづくり

【目的】

市民が中心になって行う「住民でできる公園管理」の定着を図ります。

また、花と緑を大切にする市民主体のイベントや活動の支援などにより、自然を大切にするまちづくりを推進します。

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
アドプト制度※による事業の実施件数	件	10	基準値の維持
花いっぱい運動の花苗配布件数	件	77	基準値の維持



花いっぱい運動

【市民アンケート調査における市民の意見】

- ・ 環境保全をしっかりすれば、人の誘致も可能だと思います。
- ・ きれいなまちをアピールしてほしいと思います。

《用語説明》

※ アドプト制度：公園等の公共財産の定期的な清掃等の管理業務を行う制度のこと。

**第2期
基本計画**

**第5章
安全で安心して
暮らせる生活基盤
づくり（生活基盤）**

施策 1 都市基盤の整備



◆目指す姿

- ・住民の意見を反映した、具体性のあるまちづくりの将来ビジョンが示されています。
- ・将来ビジョンに基づき、計画的に事業が展開されています。
- ・市民と市職員が協働で策定することで都市計画（まちづくり）への理解が深まり、市民がまちづくりに主体的に参加しています。

◆現状

本市では、平成 14（2002）年度に、都市づくりの将来像をはじめ、土地利用、交通体系、都市機能・拠点形成、市街地整備等の方針を定めた「水俣市都市計画マスタープラン」を策定していましたが、計画期間は令和 4（2022）年度までとなっています。

策定から 20 年が経過し、近年の急速な人口減少や少子高齢化の進行、災害の頻発化等、本市を取り巻く社会・経済情勢が変化する中、現行マスタープランの改定にとりかかりました。

◆課題

人口減少、少子高齢化の進行などにより、将来的に都市機能の低下が危惧される中、効果的・効率的な都市基盤の整備が求められています。

また、財政をはじめとする本市の行政経営は、今後更に厳しさを増すことが見込まれる中、年々複雑・多様化している都市政策をめぐる諸問題にきめ細やかに対応するには、行政の力だけでは十分とは言えません。

そのため、現行マスタープランの改定に当たっては、地域協働、市民協働による持続可能なまちづくりの視点が必要となります。

施策区分 1：快適な都市空間の創出

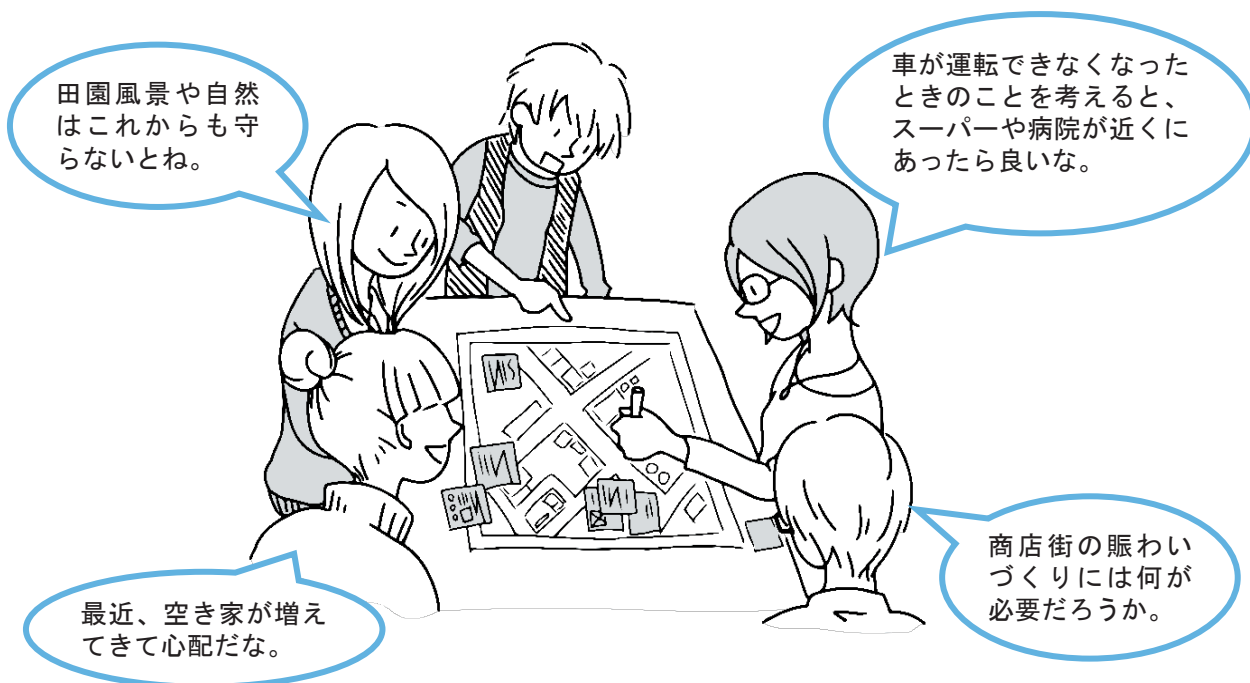
【目的】

現行マスタープランの改定に当たっては、持続可能なまちづくりの視点のもと、熊本県都市計画区域マスタープラン及び本総合計画に即するとともに、その他関連する各種計画との整合性を図りながら、地域特性に応じた適正な都市基盤の整備を進めます。

成果指標	単位	基準値(2021 年度)	目標値(2026 年度)
現行マスタープランの改定	—	—	現行マスタープラン改定

【市民アンケート調査における市民の意見】

・バリアフリー等の整備により、高齢者にやさしいまちにしたいです。



施策2 災害に強いまちの形成



◆目指す姿

- ・各自治会において、ハード・ソフト両面の防災対策が確立されています。
- ・自主防災組織※¹の活動が活発で、自助・共助及び公助の有機的な連携による防災体制が確立されています。
- ・通信技術の進歩に応じたあらゆる情報伝達手段が整備され、災害に関する情報を確実に入手できる体制が構築されています。

◆現状

近年の異常気象に伴い、大規模かつ広範囲で多発する自然災害に対して、水俣市土石流災害※²、東日本大震災、熊本地震、令和2年7月豪雨などを教訓に、市防災フェスタ（市総合防災訓練）を活用した防災関係機関、団体等との「顔の見える関係」を重視した連携の強化を図るとともに、地域防災の核となる、自主防災組織の活動の活性化、防災士の育成などを支援、また、消防団の処遇改善及び消防団車両をはじめとする装備品の整備等の支援を行っています。

現在、市民への防災情報の伝達手段として、防災行政無線の戸別受信機を中心に、県防災情報メールサービス、市ホームページ、ヤフー防災アプリ、市公式LINE等を活用し、迅速な情報伝達に努めています。

◆課題

防災については、確実な情報伝達が必要となります。市民が防災に関する情報を正確かつ確実に入手できるようにするには、通信技術の進歩に応じた、よりよい情報伝達・入手手段の検討が必要です。

また、雨水対策については、近年、ゲリラ豪雨等、想定雨量を上回る大雨が降ることがあるため、水路の状況を適切に把握し、必要な措置を講じ災害に備えることが重要です。

なお、避難所の整備や自主防災組織の活性化を促す備蓄倉庫等の防災関連施設の整備、地域防災の要となる消防団の活動活性化のための消防ポンプ車の更新、装備品、消防水利の整備等の検討が必要です。

施策区分1：防災のまちづくり

【目的】

平成 15（2003）年 7 月の水俣市土石流災害の反省と教訓を風化させないよう、自主防災組織、消防団、関係機関・団体と連携を密にしながら、ソフト面では防災意識向上のための取組、ハード面では情報共有手段、消防防災関連施設、下水道施設等の整備を行い、災害予防体制を構築します。

＜関連計画＞ 水俣市地域防災計画

成果指標	単位	基準値(2021 年度)	目標値(2026 年度)
自然災害による人的被害	人	0	0
火災による人的被害	人	1	0
浸水被害が多い地区の対策計画策定	地区	—	2 / 5



水俣市防災フェスタ（水俣市総合防災訓練）

【市民アンケート調査における市民の意見】

- ・大雨の度に不安を感じるので、浸水対策を望みます。

＜用語説明＞

- ※1 **自主防災組織**：災害時、防災関係機関の助けが来るまでに、自分の力、家族の力だけでは対応できない状況になったときに、隣近所の人たちが互いに協力し助け合い、できる限りの救出活動、通報、避難誘導等を行うことを目的に、各自治会で自主的に結成する組織のこと。
- ※2 **水俣市土石流災害**：平成 15（2003）年 7 月 20 日未明から降り続いた大雨で、宝川内集地区及び深川新屋敷地区において発生した大規模な土石流災害のこと。

施策3 住環境の整備



◆目指す姿

- ・多様なニーズに対応できる市営住宅が整備されています。
- ・高齢者世帯をはじめ、障がい者等にも使いやすい市営住宅が供給されています。
- ・既存の市営住宅のストック※¹が有効に活用されています。
- ・空き家バンク等の利用促進によって、空き家や土地が有効に活用されています。

◆現状

人口減少、少子高齢社会への対応や、既存住宅ストックの活用等が重要な政策課題となっています。

市が管理している公営住宅は令和3（2021）年度末現在、16 団地・142 棟 832 戸ですが、このうち牧ノ内団地における建替事業については、5 棟 55 戸の建設が完了しており、初野団地、西ノ浦団地では長寿命化改修により 18 棟 241 戸の改修が完了しています。

空き家対策については、所有者等に適切な管理を促しながら、宅地建物取引業協会と連携した空き家バンク※²事業及び老朽空き家に関する対策を実施しています。

◆課題

公営住宅については、今後も人口減少や少子化が進行し、世帯数の減少や高齢者世帯の増加が予測される中、将来を見据えた住宅ストック活用型の総合的住宅政策の展開が必要です。

また、住宅・住環境をみると、既存住宅の中には建築年次が古く、住宅性能が低いものもあるため、住宅の質を着実に向上させる政策の展開が必要です。

民間住宅については、その管理状況等の理由により賃貸市場に流通しない「その他の空き家」が増加傾向にある中、空き家の利活用については、空き家バンクに登録することで、登録者、利用者双方にメリットがあるような施策を講じることが求められています。

老朽化した空き家については、除却の促進等を図りながら、関係機関と連携し、総合的に推進していく必要があります。

施策区分1：公営住宅の整備

【目的】

「水俣市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化した市営住宅の建替えを進め、福祉対応で居住性の高い住宅の建設により、誰もが使いやすい住宅を供給するとともに、複数の住戸タイプを建設することで、多様なニーズに対応した良好な住環境の形成を図ります。

また、既存の市営住宅の長寿命化改修を行い、市営住宅ストックの有効活用に努めます。

＜関連計画＞ 水俣市公営住宅等長寿命化計画

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
市営住宅長寿命化改修・建替えの進捗率	%	85.3※	100

※「水俣市公営住宅等長寿命化計画（平成25年2月策定、令和2年3月改定）」に基づき進捗率を算定。

進捗率＝（当該年度までに整備が終わった棟数）／（「基本計画（第2期）」の最終年度までに整備が終わる予定の棟数）



牧ノ内団地（完成イメージ）

施策区分2：空き家の有効活用等

【目的】

空き家バンク制度の運用により、空き家等に関する適切な情報発信に努め、様々な空き家を有効活用し、移住定住希望者等の多様なニーズに対応していきます。

また、老朽化した空き家については、除却等により生活環境の改善に努めます。

＜関連計画＞ 水俣市空家等対策計画

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
空き家バンクを活用した入居件数（累計） （再掲）	件	11	30
老朽空き家の除却件数（累計）	件	33	80

【市民アンケート調査における市民の意見】

・人口減少で空き家が多くなっているのを、撤去を推進してほしいです。

《用語説明》

※1 ストック：現在ある物のこと。

※2 空き家バンク：空き家の売買、又は賃貸を希望する所有者から申込みを受けた空き家に係る情報を登録し、公開するとともに、利用希望者に対し当該情報を提供する仕組みのこと。本市では、市内民間不動産業者等との連携により運営している。

施策4 安全・安心な水の確保



◆目指す姿

- ・水道施設等の耐震化が図られ、災害時にも信頼できるライフラインが構築されています。
- ・水道施設等の耐震化により漏水防止が図られ、有収率※¹が向上しています。

◆現状

本市は、昭和 12（1937）年の上水道給水開始以来、常に清浄・豊富で安全な水を、市民の暮らしに必要な生活用水等として安定供給してきました。これまで、6 期にわたる給水区域の拡張、簡易水道の統合及び水源の整備を実施し、現在の計画給水人口は 24,100 人、1 日最大給水量は 13,700 m³ となっており、十分な量を安定供給しています。

今後、人口減少等により年間総配水量※²、年間総有収水量※³等は減少が見込まれますが、災害時にも信頼できるライフラインを確保するため、耐用年数を経過した水道施設等を計画的に更新していく必要があります。

◆課題

多くの水道施設等が耐用年数を経過しており、耐震性を有していないため、地震等の災害が発生した場合、大きな被害を招く恐れがあります。

また、災害時の避難施設はもとより、重要な防災拠点施設である警察署、消防署への配水管も耐震化されていない状況にあることから、引き続き危機管理の観点を重視し、災害に強い施設等に向け整備・更新していく必要があります。

施策区分 1：安定給水の確保

【目的】

第 4 次水俣市水道事業経営方針及び中長期計画に基づき、老朽化した配水管や水道施設等を計画的に更新し、耐震化率の向上を図るとともに、漏水防止策を講じ、有収率の向上を目指します。

＜関連計画＞ 第 4 次水俣市水道事業経営方針及び中長期計画

成果指標	単位	基準値(2021 年度)	目標値(2026 年度)
主要な配水管等の耐震化率	%	22.6	23.2
有収率	%	84.3	85.3



貯留施設

【市民アンケート調査における市民の意見】

- ・ 安全、安心な水の確保を望みます。

《用語説明》

- ※1 **有収率**：年間総配水量に対し、収入となった水量の割合で、施設の稼動が収益に繋がっているかを判断する指標のこと（ $\text{年間総有収水量} \div \text{年間総配水量} \times 100$ ）。
- ※2 **総配水量**：配水池等から送り出された水量の合計のこと。
- ※3 **有収水量**：水道料金の対象となる水量のこと。

施策5 交通基盤の整備



◆目指す姿

- ・市街地や高速交通網へのアクセス道路が整備され、交流・滞留人口が増加しています。
- ・道路の改良整備により、交通混雑の分散・解消が図られ、交通安全が確保されています。
- ・老朽化施設（舗装、橋梁等）の適切な維持管理が行われ、安全性・快適性が向上しています。

◆現状

市道は現在 435 路線、337km におよび、市民の生活道路や産業道路として利用され、道路と道路を結ぶ橋梁は 207 橋あり、市民生活を繋ぐ架け橋となっています。

また、市及び県による都市計画道路の 13 路線のうち、5 路線は整備が完了し、8 路線はまだ整備が完了していません。

市道の改良整備については、現在、市道袋インター線外 7 路線にて整備を進めているところであり、高速交通網へのアクセス道路である袋インター線、野川・袋線においては、南九州西回り自動車道の開通に合わせ事業を実施しているところです。

◆課題

市道の道路改良率は、令和 3（2021）年 4 月現在 21.1%で、県内市町村道平均の 57.9%と比較すると、大幅に整備が遅れています。

舗装や橋梁の老朽化も顕著であり、特に橋梁は補修が進んでいないことから、今後は、必要性、有効性、経済性などの観点から、計画的に整備していく必要があります。

また、都市計画道路の未整備区間については、総合的な観点から整備の検討を行う必要があります。

施策区分 1：生活道路の整備

【目的】

道路の改良整備により、近年増加している通過交通量の緩和を図り、交通安全を確保するとともに、観光及び産業面での効果が期待できる市街地や高速交通網へのアクセス道路を整備し、交流・滞留人口の増加による地域の活性化を図ります。

成果指標	単位	基準値(2021 年度)	目標値(2026 年度)
道路改良率	%	21.1	21.9



牧ノ内・大迫線（左：工事着工前、右：工事竣工後）

施策区分2：市道の適正な維持管理

【目的】

市民の生活を支える基盤施設としての市道を適切に維持管理することにより、地域住民の暮らしの利便性、安全性、快適性の向上を図ります。

また、道路交通の安全を確保するために、長寿命化計画に基づき、従来の事後対応から、計画的かつ予防的な対応に転換し、各施設の維持管理費用の縮減に努めます。

＜関連計画＞ 水俣市舗装維持管理計画、水俣市橋梁長寿命化修繕計画

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
舗装改修整備率※1	%	34	40
橋梁健全度Ⅲ以上※2の橋梁数	橋	35	21
道路・橋梁維持管理上の事故件数	件	4	0



湯の児海岸線（左：工事着工前、右：工事竣工後）

【市民アンケート調査における市民の意見】

・道路の安全のための市道の補修、整備を望みます。

＜用語説明＞

※1 舗装改修整備率：平成27（2015）年5月に策定した、水俣市舗装維持管理計画におけるA判定路線総延長を基準とする、当該対象路線の整備延長の割合のこと。

※2 橋梁健全度Ⅲ以上：橋梁点検により判定された各橋梁における健全度（Ⅰ～Ⅳ）のうち、早期措置段階（Ⅲ）、緊急措置段階（Ⅳ）にある橋梁のこと。

施策6 公共交通の充実



◆目指す姿

- ・誰もが気軽に「みなくるバス」、「乗合タクシー」などの市内公共交通機関を利用しています。
- ・郊外から市街地へのアクセスが確保されています。

◆現状

バス等の公共交通については、高齢者等の移動手段の一つとして住民の生活に欠かせないものですが、利用者は年々減少している現状です。

平成 15（2003）年からバス路線の見直しを進め、順次コミュニティバス※（みなくるバス）に移行し、平成 22（2010）年3月に「水俣市地域公共交通総合連携計画」を策定し、みなくるバスの運行内容の見直し、交通空白地区への乗合タクシーの導入、スクールバスの活用（一般混乗）等の事業を実施しています。

令和元（2019）年度に、「第2期水俣市地域公共交通網形成計画」を策定し、令和3（2021）年度に75歳以上の高齢者等のみなくるバスの無償化、路線の再編を行いました。

また、乗合タクシーについては、令和2（2020）年度に一部予約制に変更するとともに、令和4（2022）年度には、越小場・石坂川地区で利用者の玄関先まで迎えに行くドア to ドアの実証実験を行い、公共交通の効率化と利便性向上を行っています。

肥薩おれんじ鉄道については、平成 16（2004）年の九州新幹線の部分開業に合わせて第三セクターとして開業しましたが、沿線地域の少子化等により利用者数が減少し、厳しい経営が続く中、路線維持のための財政支援を行っているほか、平成 26（2014）年度に水俣駅舎改修支援、平成 28（2016）年度に駅周辺整備を行ったところです。

◆課題

バス利用者数などの減少による減収や燃料費の高騰などによる運行経費の増加が続いているため、引き続き路線の再編等、運行内容の検討を進めていく必要があります。

バス利用者数などは、年々減少しており、沿線地域の人口減少に伴う利用者数の減少が今後も予測されるため、利用者の減少をいかに抑えるかが課題です。

そのため、市民がみなくるバスなど地域の公共交通機関に愛着を持ち、外出時に利用したくなるよう、市は住民ニーズを把握し、県、沿線市町、肥薩おれんじ鉄道などの関係機関と連携し、効率化や利便性の向上及び利用促進を図りながら、市内の公共交通網を維持していくことが必要です。

施策区分1：みなくるバス等の路線維持と利便性向上

【目的】

高齢者の通院・買い物等の外出など、地域の生活に欠かすことのできない「みなくるバス」などの公共交通を維持するとともに、利用者の利便性の向上を図ります。

＜関連計画＞ 第2期水俣市地域公共交通網形成計画

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
みなくるバス年間利用者数 (10月～9月)	人	79,634	68,385※
乗合タクシー年間利用者数	人	2,349	2,019

※毎年度、第2期公共交通網形成計画の年間減少割合マイナス3%以内の減少率に抑えることを目標とした。



みなくるバス

施策区分2：肥薩おれんじ鉄道の利用促進

【目的】

地域住民の通学等の重要な交通手段となっている「肥薩おれんじ鉄道」について、利用促進を図り、路線維持のために必要な支援を行います。

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
肥薩おれんじ鉄道年間利用者数 (市内)	人	156,118	基準値以上

第5章 安全で安心して暮らせる生活基盤づくり(生活基盤)



肥薩おれんじ鉄道（左：外観、右：内観（おれんじ食堂））

【市民アンケート調査における市民の意見】

- ・利用者を増やすための努力、PRをもっとするべきだと思います。
- ・車を手放しても困らないように、公共交通を充実させてほしいです。

《用語説明》

※ コミュニティバス：交通空白地域等に、主に地方自治体が路線の計画や運営の主体となり導入されるバスのこと。

施策7 防犯・交通安全対策の推進



◆目指す姿

- ・地域全体で防犯に取り組み、犯罪が少なく、安心して暮らせるまちになっています。
- ・子どもや高齢者の交通安全意識を高め、より交通事故が少ないまちになっています。
- ・市民が抱える各種トラブルに対する支援体制が整備されています。

◆現状

近年の水俣警察署管内の刑法犯認知件数は40件前後での推移と減少傾向にありますが、空き巣、自転車盗難、車上ねらい、万引き等の市民生活に身近な犯罪が発生しています。

交通に関しては、水俣地区管内の交通事故の発生件数は、近年減少傾向となっており、交通事故による死者も令和元（2019）年11月10日以降発生していません（令和4（2022）年11月末現在）。

なお、交通事故防止策として、道路通行の安全性を向上させるために、交通安全施設（カーブミラー、防護柵、区画線等）の整備を実施しています。

防犯に関しては、消費者トラブル・詐欺被害を防止するため、消費生活相談員による消費者教育や啓発活動を実施しているほか、DV（ドメスティック・バイオレンス）※¹やストーカーなど、市民が抱える様々な問題や悩みに対応できるよう、各種相談業務を実施しています。

◆課題

近年、本市において凶悪犯罪は発生していませんが、依然として車上荒らしなど、市民に身近な犯罪事案が発生しており、引き続き、防犯灯補助金事業、水俣地区防犯協会連合会を通じた意識啓発活動の実施など、関係機関と連携した取組を行っていく必要があります。

また、交通事故で被害に遭う高齢者の数は依然として多く、加えて高齢者自身が加害者となる事案の増加も懸念されるため、交通安全運動時の啓発、シルバードライビングスクールなどの継続した取組が必要となります。

なお、交通安全施設の整備に当たっては、事業の優先順位付けが課題となっていることから、必要性、有効性、経済性などを考慮し、計画的に整備していく必要があります。

さらに、高齢者等が詐欺被害などに巻き込まれる事案が発生しており、警察や地域包括支援センターなどの関係機関と連携しながら被害防止に向けた取組を継続していく必要があります。

第5章 安全で安心して暮らせる生活基盤づくり(生活基盤)

施策区分1：防犯のまちづくり

【目的】

犯罪が少なく安心して暮らせるまちにするため、警察及び水俣地区防犯協会連合会と連携した各種防犯活動の実施・支援を継続するとともに、防犯灯設置の補助も引き続き推進していきます。

＜関連計画＞ 水俣市生活安全安心まちづくり条例

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
刑法犯認知件数	件	41	40

施策区分2：交通安全のまちづくり

【目的】

警察、水俣地区交通安全協会と連携した交通安全啓発活動を継続して実施していくとともに、参加体験型のシルバードライビングスクールや交通安全教室を実施し、子どもから高齢者まで幅広い年代に交通事故防止の意識を高めてもらえるよう努めます。

また、関係団体との連携により、市内における危険箇所の把握に努め、市民からの要望については、現地の状況を総合的に考慮し、安全な道路通行の確保に努めます。

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
交通事故発生件数	件	30	基準値以下
交通安全施設の充足度※2	%	49	50



交通安全教室



シルバードライビングスクール

施策区分3：各種相談支援体制の充実

【目的】

市民が安心して暮らせるよう、様々な問題や悩みに対応する各種相談業務（市民相談・行政相談・法律相談・家庭相談・女性相談等）を実施し、支援体制の充実を図ります。

＜関連計画＞ 水俣市DV防止基本計画

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
消費生活出前講座件数	件	38	基準値の維持
「こども家庭支援センター（仮称）」の設置（再掲）	—	未設置	設置



消費生活出前講座



よりそいサポートセンター

【市民アンケート調査における市民の意見】

- ・子ども達の部活帰り・習い事帰りの時間を心配しなくていいように、街灯をもっとつけてほしいです。

《用語説明》

※1 DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者や恋人など親密な関係にある（あった）者から振るわれる暴力。

※2 交通安全施設の充足度：地区からの要望箇所のうち、必要とされる箇所数に対する実際の設置箇所数の割合。

施策8 自発的なまちづくり活動による地域の活性化



◆目指す姿

- ・地域住民が主体となり、自立した地域活動が行われています。
- ・地域住民が活発に活動しやすいコミュニティの規模になっています。
- ・地域の課題について住民同士で話し合い、自主的な解決が図られています。
- ・活発な地域づくり団体の活動により、地域の活性化が推進されています。

◆現状

本市における自治会制度は、平成18(2006)年度に従来の行政区長制度を改める形で創設され、2年間の移行期間を経て、26の全行政区がそのまま自治会へ移行し、10年以上が経過しました。

昨今の社会・経済情勢から、本市における地域経営は厳しさを増しており、地域の活性化には住民の自発的な活動がなくてはならないものとなっています。

一方で、各自治会や地域づくり団体では、役員や構成員の高齢化が進行しています。

◆課題

自治会を中心とする地域課題の解決に当たっては、地域住民の積極的な参加が必要です。

地域の一人ひとりが、身近な問題を自分たちのこととして捉え、「自分でできることは自分で行い、地域のことは地域で行う」という自主性・主体性に基づいた自治意識の向上に努め、地域活動への積極的な参加が求められますが、いまだ十分とは言えません。

「真の住民自治」に向け、地域のあらゆる資源を活用しながら、引き続き、地域住民の自治意識の向上を図ることが必要であり、各地域の活性化についても、地域内で議論し、自発的に解決していこうとする風土を醸成していく必要があります。

また、役員等の高齢化の進行については、後継者の育成と新たな人材の発掘を支援していく必要があります。

施策区分1：自治会活動の推進

【目的】

各地区の自治会長が集う「自治会長会」における自主的な研修等を支援するとともに、地域の実情に合った効果的な活動を支援する「がまだす自治会支援制度」を周知・広報し、自治会活動を推進していきます。

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
がまだす自治会支援事業助成件数	件	3	5



がまだす自治会支援事業（左：15区 中央：21区 右：25区）

施策区分2：地域づくり活動の推進

【目的】

住民主体の地域づくり活動を推進するために、自治会や地域づくり団体等に各種助成制度の情報提供を行い、活動の継続・活性化に結び付けるとともに、地域外の人材を招致し、地域力の維持・強化、地域の活性化等を促進します。

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
水俣・芦北地域振興財団地域振興事業申請事業数	事業	15	基準値の維持
地区寄ろ会活動助成件数	件	5	6

【市民アンケート調査における市民の意見】

・ アンケートを通して、行政と市民が協働してまちづくりを進めることが大切だと感じました。

**第2期
基本計画**

**第6章
持続可能な行財政
基盤づくり
(行政経営)**

施策 1 効果的・効率的な行財政運営



◆目指す姿

- ・市役所の組織機構、人事管理の適正化が図られています。
- ・高い志と意欲、先例にとらわれない柔軟な発想、専門的知識を持った市職員が育成されています。
- ・市税等の収納率向上、受益者負担の適正化等により自主財源の確保が推進されています。
- ・行政評価※¹により、効果的・効率的な行財政運営がなされています。

◆現状

本市の財政は、扶助費、公債費等の義務的経費の増加により、平成 30 年度及び令和元年度経常収支比率※²が 100%を超え、財政の硬直化が著しい状況にありましたが、令和 3 年度当初予算を財政健全化へと本市の財政を方向転換する第 1 年目の予算と位置づけ、必要性が乏しくなった事業の廃止など事業見直しを行うとともに、義務的経費等を除き、一般財源充当額ベースで 20%以上削減するシーリングを実施するなど財政健全化に取り組んだ結果、令和 3 年度決算において 85.3%と改善しています。

また、一時枯渇が危ぶまれた財政調整基金※³は、令和 3 年度決算剰余金処分予定額を加え 15 億円まで残高を回復させることができる見込みとなっています。

一方、地方債※⁴残高は、市庁舎建替事業や水俣川河口臨海部振興構想事業、袋インター関連道路改良事業等の大規模事業の実施に伴い増加し、公債費は令和 5 年度以降 20 億円を超える見込みとなっていることもあり、依然として厳しい財政状況にあります。

効果的かつ効率的な市政運営に資するため、水俣市行政評価実施要綱に基づく行政評価を実施し、市政の透明性の確保と市民サービスの向上を図っています。

◆課題

将来のさらなる人口減少社会を見据え、人口減少社会に適合した、人口減少に耐えうるだけの行政の形を構築していくために、あらゆる行政サービスや公共施設・インフラの整理・統廃合と効率化を図っていく必要があります。加えて、国がマイナンバーカードの普及を推進する中で、これを活用した効率的な行政サービスの運営を図る必要があります。

また、人口減少社会にあっても市民一人ひとりの生活がより豊かになり、幸せを感じられるようになることを目指すため、中長期的な視点での方針である「これからの水俣づくり 3 つのビジョン」をもとに事業を実施していく必要があります。現状の財政状況から、今後も引き続き財政健全化の手を緩めることなく、積極的な施策の新陳代謝を決行し、将来に種をまいていくことが必要です。

財源の確保については、市税等の収納率向上、受益者負担の適正化、広告収入やふるさと納税※⁵の推進等、自主財源の確保にこれまで以上に取り組む必要があります。

施策区分1：第7次水俣市行財政改革大綱の推進

【目的】

組織・財務・事務の3つの視点による「第7次水俣市行財政改革大綱」により、組織の整備・充実、財政改革及び事務改善を進めていきます。

＜関連計画＞ 第7次水俣市行財政改革大綱

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
大綱の実施計画に記載された項目の達成度	%	82.2	85.0

施策区分2：機能する行政組織づくり

【目的】

厳しい財政状況、人口減少等の社会情勢の変化、地域課題や住民ニーズの多様化・複雑化、新たな行政課題等に的確に対応していくために、組織・機構の見直しを適宜行います。

＜関連計画＞ 第7次水俣市行財政改革大綱

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
組織・機構の見直し	—	—	必要に応じて見直し

施策区分3：歳出の削減

【目的】

人口減少社会に適合した、人口減少に耐えうるだけの行政の形を構築していくために、あらゆる行政サービスや公共施設・インフラの整理・統廃合と効率化を図ります。

＜関連計画＞ 第7次水俣市行財政改革大綱、水俣市中期財政計画

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
地方債残高	百万円	19,602	14,881
財政調整基金残高	百万円	731	1,803

第6章 持続可能な行財政基盤づくり（行政経営）

施策区分4：必要な財源の確保

【目的】

税負担の公平性の観点から、税収の安定確保と滞納整理の強化により、適正さ・公平さの追求と収納率の向上に努めるとともに、広告収入やふるさと納税の推進等により自主財源確保を推進します。

＜関連計画＞ 第7次水俣市行財政改革大綱

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
市税の収納率（現年度）	%	99.27	100.00
ふるさと納税による寄附額	千円	269,451	基準値以上

施策区分5：行政評価の推進と活用

【目的】

本総合計画の施策と事務事業の評価による行政評価を実施し、事業のスクラップ＆ビルド（選択と集中）を推進するとともに、成果指標の目標値達成に向けた推進体制を確立します。

＜関連計画＞ 第7次水俣市行財政改革大綱

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
成果指標推進体制の確立	—	—	確立

施策区分6：行政手続きのオンライン化の推進

【目的】

マイナンバーカードを活用した行政手続きのオンライン化を推進することで、市民の利便性を高め、効率的な行政サービスの運営を図ります。

＜関連計画＞ 第7次水俣市行財政改革大綱

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
マイナンバーカードを用いたオンライン手続きを可能とした行政手続き数	件	—	30

【市民アンケート調査における市民の意見】

- ・これから高齢になり、車の運転も困難になってくるので、できるだけ市役所に行かなくても手続きができるようにしてほしいです。
- ・市民向けの文書を分かりやすい文面にしてほしいです。

《用語説明》

- ※1 **行政評価**：行政の活動（施策・事業等）を一定の統一的な視点や手段によって客観的に評価し、その評価結果を行政に反映させる手法のこと。
- ※2 **経常収支比率**：地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。
- ※3 **財政調整基金**：地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。地方公共団体の財政は、経済の不況等により大幅な税收減に見舞われたり、災害の発生等により思わぬ支出の増加を余儀なくされたりするものであり、このような予期しない収入減や不時の支出増加等に備え、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うためには、財源に余裕のある年度に積立てをしておくことが必要である。
- ※4 **地方債**：地方公共団体が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一般会計年度を超えて行われるものをいう。
- ※5 **ふるさと納税**：自分の選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合、寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度のこと（一定の上限額あり）。

施策2 質の高い行政サービスを提供する職員の育成



◆目指す姿

- ・職員一人ひとりの力を最大限に引き出し活用することで、市民のニーズ、地域の実情に合った質の高い行政サービスが効率的に提供されています。
- ・市民と向き合い、やる気のある市職員が育っています。

◆現状

高度化・多様化・複雑化する住民ニーズへの対応や権限移譲などにより、市役所の業務量は増加傾向にある中、より質の高い行政サービスが求められています。

第7次水俣市行財政改革大綱及び水俣市人材育成基本方針を推進するとともに、人事評価制度の導入、庁内研修の実施、外部研修への参加、人事交流等により、職員の資質向上を図っています。

また、令和2（2020）年度に、第4次水俣市定員適正化計画を策定し、職員数の適正化による効率的な行政サービスの提供に取り組んできました。

◆課題

今後更に高度化・多様化・複雑化する行政サービスを効率的に提供していくために、職員の意欲向上を図りながら、継続的な成長を促していく必要があります。

そのため、必要な研修体系を構築し、庁内研修の実施、外部研修への参加を効果的に進めていくとともに、人事評価制度を有効に活用し、業務目標の管理、成果の評価及び職員へのフィードバックを適切に行っていくことが必要です。

さらに、組織を支える人員の計画的な確保に配慮しつつ、職員数の適正化を図るとともに、職員一人ひとりの力を最大限に引き出し、それらを結集させ、働きやすい職場、活力ある組織づくりを進めていく必要があります。

施策区分1：人材育成と人財づくり

【目的】

職員は、組織を構成する貴重な人材（財）です。多種多様なニーズに的確に対応していくために、各種研修、人事評価制度、ジョブローテーション、人事交流、地方創生人材支援制度等の活用によって、職員の継続的な成長、知識・技術の継承、人的ネットワークの形成等を図ることで、人材（財）づくりを推進し、市民と向き合い、やる気のある職員を育成します。

＜関連計画＞ 第7次水俣市行財政改革大綱、第4次水俣市定員適正化計画、水俣市人材育成基本方針

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
人事評価の総合評価点※ ¹ が標準点以上の職員の割合	%	85.1	86.0

施策区分2：仕事と生活の調和のとれた働き方の実現

【目的】

職員の活力を引き出していくために、令和4（2022）年度に設置した水俣市働き方改革推進委員会※²において効率的な働き方を検討し、実現していきます。仕事、家庭、育児、介護等の調和を図り、職員がやりがいや充実感を持ちながら働き、家庭や地域生活等においても多様な生活を実現していくことで、より一層質の高い行政サービスにつなげていきます。

＜関連計画＞ 第7次水俣市行財政改革大綱

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
年次有給休暇取得率※ ³	%	—	70.0

【市民アンケート調査における市民の意見】

- ・市役所が新しくなりましたが、人材育成と人財づくりにも取り組んでほしいです。
- ・国、県のモデル事業等を積極的に受け、若手の育成を推進してほしいです。

＜用語説明＞

- ※¹ **人事評価の総合評価点**：能力評価（14点から54点まで、標準50点）と業績評価（0点から100点まで、標準レベルの業務目標をほぼ達成した場合50点）の合計点のこと。100点を標準点とする。
- ※² **水俣市働き方改革推進委員会**：仕事と生活の調和に関すること、職員の多様な働き方の推進に関すること等を協議する委員会。
- ※³ **年次有給休暇取得率**：全取得日数／全付与日数（繰越日数を含まない）。厚生労働省「就労条件総合調査」における算定方法。

施策3 公共施設等の適切な管理運営



◆目指す姿

- ・ 総合的かつ計画的な管理により、公共施設等が適切に維持されています。
- ・ 民間活力の導入により、公共施設等で効果的・効率的なサービス提供ができています。
- ・ 市民と行政の協働により持続可能な施設管理体制が構築されています。

◆現状

公共施設等の老朽化による維持管理の経費が増加しており、今後大規模な改修や更新が必要となり、財源が不足するおそれがある中、平成 29（2017）年 3 月に、水俣市公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めました。

また、平成 15（2003）年 6 月の地方自治法改正により、公の施設の管理について指定管理者制度※¹が導入され、平成 18（2006）年 7 月には「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」が施行されるなど、各分野における民間活力の活用に向けての環境整備が進められました。

これらに伴い、本市のほとんどの施設へ指定管理者制度が導入されています。

さらに、自治会をはじめ、地縁団体※²、ボランティアによる特定の道路、公園等の公共財産の定期的な清掃等の管理業務を行う「アドプト制度」が実施されています。

◆課題

指定管理者制度導入の検討を要する直営施設もある一方で、指定管理施設のうち、管理運営方法を直営に変更する施設や、指定管理に課題があると評価する施設も出てきています。

また、公園等の管理業務においても、高齢化や資金不足による活動の限界や停滞を招く可能性があります。今後も、より効率的な行政運営を図るため、指定管理者制度の適正な運用に主眼を置き、各所管において、サービス水準と安全性の確保、行政責任の明確化等に留意しながら、指定管理の在り方について、調査・研究を行うとともに、活動を支援する仕組みを発展させていく必要があります。

なお、今後ますます公共施設の適正化が求められるため、水俣市公共施設等総合管理計画に基づく適切な維持管理を行い、更新費用の抑制及び平準化を進めていくことが必要となります。

施策区分 1：水俣市公共施設等総合管理計画の推進

【目的】

市が保有する施設等を最も合理的かつ効率的に管理・活用するため、公共施設を取り巻く現状や、将来にわたる見通し・課題を客観的に把握・分析し、市が保有するすべての公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などにより、保有総量の適正化を進めます。

また、公共建築物やインフラの個別施設計画を推進し、更新費用の抑制及び平準化を進めます。

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
行政財産の施設数	箇所	407	基準値以下

施策区分2：民間活力の活用

【目的】

公の施設に対する市民ニーズに的確に対処し、施設の適切な管理運営や市民サービスの向上を目的に、民間事業者の創意工夫を活用しつつ、経費の削減等を図ります。

また、市で管理している公園・緑地の一部について、草刈、清掃等の作業を地域住民に委託することで、公園への愛着を深めてもらい住民主体による公園管理を推進します。

＜関連計画＞ 第7次水俣市行財政改革大綱

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
指定管理者制度の導入施設数	箇所	23	基準値の維持
アドプト制度による事業の実施件数（再掲）	件	10	基準値の維持



地域住民による草刈、清掃等活動

【市民アンケート調査における市民の意見】

- ・ 民間活力の活用と同時に庁内活力の向上も図ってほしいと思います。

＜用語説明＞

- ※1 **指定管理者制度**：地方自治体が所管する公の施設の管理・運営について、民間事業者を含む法人やその他の団体に委託することができる制度のこと。
- ※2 **地縁団体**：町又は字の区域、その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づき形成される団体のこと。

施策4 市民参画の推進



◆目指す姿

- ・適切な情報発信等により、市政に対する市民の関心が高まり、市民と行政との協働体制が促進されています。
- ・市民の意見等が市政に適切に反映されています。
- ・行政活動に対するチェック機能が効果的に働き、事業の改善が図られています。

◆現状

現在、市民に対する行政情報の発信は、市報（広報みなまた）、市のホームページ、SNSなどにより行っています。

市民の意見等の市政への反映については、市政報告会や市民アンケート調査、パブリック・コメントの実施を通じて推進しています。

◆課題

近年の急速な情報化の進展により、市民生活にもスマートフォンやタブレット端末などが普及する中、SNSなどの多様な情報発信ツールにより市政に関する必要な情報を発信していくことが求められています。その一方で、スマートフォン等のデジタルツールの扱いに不慣れな市民が、社会の情報化の進展に取り残されることがないように、市民のデジタル活用能力の向上を図る必要があります。

また、市政報告会や市民アンケート調査、パブリック・コメントなど、市民が市政に参加する機会が確保されていますが、社会情勢の変化などを踏まえ、今後より効果的・効率的な市民参画の機会が確保されるよう、その手法などを検討する必要があります。

施策区分1：適切な情報発信と広聴機会の確保

【目的】

市政に対する市民の関心を高めるため、市報や市ホームページ、SNSなどの情報提供媒体の充実を図るとともに、適切な情報発信に努めます。

また、市政報告会や市民アンケート調査、パブリック・コメントなどを適切に実施することで、引き続き、市民の多様な意見等を集約します。

＜関連計画＞ 第7次水俣市行財政改革大綱

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
行政の広報・広聴活動が充実していると感じている市民の割合	%	10.0※	15.0
市公式LINEの登録者数	人	—	10,000

※市民アンケート調査（令和4年5月実施）の結果を基準値とした。



市政報告会



水俣市公式LINE

施策区分2：市政情報の受け手側への支援

【目的】

SNSなどの情報発信ツールを活用した市政情報の発信をより効果的なものとするため、情報の受け手である市民のデジタル活用能力向上のための支援を行います。

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
スマホ教室受講者数（累計）	人	14	100



スマホ教室

施策区分3：市民の意見を反映した行政活動の評価

【目的】

行政活動に対するチェック機能を働かせ、効果的な事業の改善につなげるため、行政活動への市民参画を図ります。

成果指標	単位	基準値(2021年度)	目標値(2026年度)
市民が参画する行政活動の評価数	件	1	基準値以上

【市民アンケート調査における市民の意見】

・アンケートを通して、行政と市民が協働してまちづくりを進めることが大切だと感じました（再掲）。

資料編

【目次】

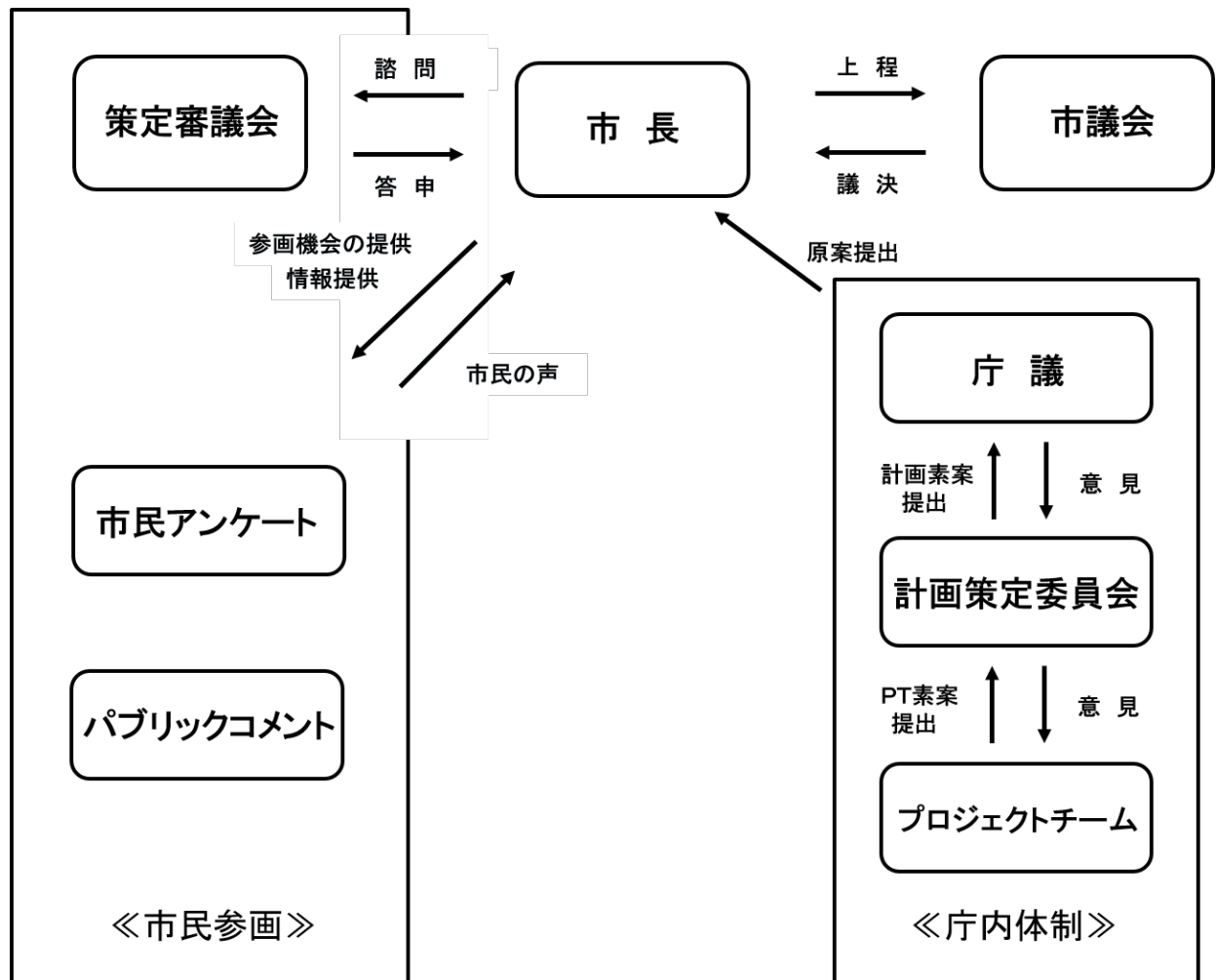
総合計画の策定経緯と体制	135
諮問と答申	137
水俣市総合計画策定審議会委員名簿	140
庁内組織名簿（庁議・策定委員会・プロジェクトチーム・事務局）	141
市民アンケート調査結果（調査報告書抜粋）	144
総合計画に基づく各分野の主な個別計画	168
条例、規則及び規程	173

総合計画の策定経緯と体制

◎策定審議会 ●庁議 ◆策定委員会（課長会議） ▲プロジェクトチーム（各課調整を含む） ★市議会

年	月	日	実施項目	内容
令和4年 (2022年)	4月	21日	策定方針決定	
	5月	9日	●庁議	策定方針、組織体制、スケジュール等の説明
			市民アンケート調査開始	
		12日	◎水俣市総合計画策定審議会（以下「策定審議会」と表記）委員候補者の選定	関係団体へ推薦依頼
		19日	◆課長会議	策定方針、組織体制、スケジュール等の説明
		27日	◆水俣市総合計画策定委員会（以下「策定委員会」と表記）の設置及び委員の就任	
		31日	市民アンケート調査終了	
	6月	6日	◎策定審議会委員決定（15人）	
		10日	▲プロジェクトチーム（以下「PT」と表記）の設置	
		20日	市民アンケート調査入力作業終了	
	7月	1日	◎第1回策定審議会	委嘱状の交付、会長・副会長選任、諮問、策定方針等の説明
		8日	▲PTメンバー決定	全51人（6部会）
	8月	10日	市民アンケート調査分析報告書収受	
		19日	●市民アンケート調査分析報告書の説明	庁議構成員へ結果を説明
		22日	◆課長会議（策定委員会）	市民アンケート調査分析報告書の説明
		31日	▲庁内調整	第2期基本計画（素案）の体系図等に係る照会
	9月	6日	●庁議	第2期基本計画策定に係る進捗報告
		21日	◆策定委員会	第1期基本計画の総括、第2期基本計画策定に係る進捗報告（市民アンケート調査結果報告等）
		28日	●第1期基本計画の総括に係る説明	庁議構成員へ説明
	10月	4日	◎第2回策定審議会	第1期基本計画の総括、第2期基本計画策定に係る進捗報告（市民アンケート調査結果報告等）
		26日	★市議会（全員協議会）	策定方針等の説明、第1期基本計画の総括、市民アンケート調査結果報告
	11月	25日	●▲庁内調整	第2期基本計画（素案）について、庁議構成員及び関係各課へ内容確認及び意見照会
	12月	6日	◎第3回策定審議会	計画素案に対する審議
		15日	★市議会（全員協議会）	計画素案に対する報告、パブリック・コメントの実施について
		20日	◆課長会議（策定委員会）	第2期基本計画の策定状況報告
		21日	パブリック・コメント開始	市内14か所（市ホームページ含む）で実施
		26日	●庁議	計画素案の報告、パブリック・コメントの実施について
令和5年 (2023年)	1月	13日	パブリック・コメント終了	
		26日	◎第4回策定審議会	パブリック・コメントの実施結果及び対応、答申（案）について
	2月	2日	◎策定審議会からの答申	第6次水俣市総合計画第2期基本計画（案）についての答申
		7日	●庁議	議案説明
	3月	10日	★市議会（総務産業常任委員会）	同上
		16日	★市議会	議案の議決

策定組織図



総合計画策定審議会

諮問と答申**【諮問】**

水公室第131号
令和4年7月1日

水俣市総合計画策定審議会
会長 明石 照久 様

水俣市長 高岡 利治

第6次水俣市総合計画基本構想の改定及び第2期基本計画の策定について
(諮問)

水俣市総合計画策定審議会条例第2条の規定に基づき、第6次水俣市総合計画基本構想の改定及び第2期基本計画の策定について、貴審議会に諮問します。

【答申】

令和5年2月2日

水俣市長 高岡 利治 様

水俣市総合計画策定審議会
会長 明石 照久

第6次水俣市総合計画基本構想の改定及び第2期基本計画の策定について (答申)

令和4年7月1日付け水公室第131号で諮問のありました、第6次水俣市総合計画基本構想の改定及び第2期基本計画の策定について、慎重に審議を重ねた結果、その内容は妥当であると認め、ここに答申します。

なお、総合計画の推進に当たって、特に留意いただきたい事項を下記のとおりまとめましたので、十分に尊重いただき、市が目指す将来像の実現に向け、最善を尽くされるよう要望します。

記

- 1 市の将来像「みんなが幸せを感じ 笑顔あふれる元気なまち 水俣」の実現に向け、本審議会における審議内容や市民アンケート調査の結果等を踏まえ、第2期基本計画の各施策を着実に進めていただきたい。

特に、市民アンケート調査報告書の中で課題の大きい分野であると指摘された、「経済・産業」、「行政経営」分野については、多くの市民が不満を感じているとの認識のもと、スピード感をもって、改善に向け取り組んでいただきたい。

- 2 第2期基本計画において新たに示された、市外の成長を市内に取り込む「外貨を稼ぐ水俣」、生活やビジネスの場として水俣を選ぶ人を増やす「選ばれる水俣」、旅行者など人の流れを呼び込む「活力生まれる水俣」の3つのビジョンは、人口減少下にあっても市民一人ひとりがより豊かになり幸せを実感できるまちを作っていくために、有効な考え方であるので、これらのビジョンに基づく施策を着実に推進していただきたい。

- 3 市民アンケート調査で「市の活気を感じない」との回答が多かった背景の1つに、市内事業者や個人の活躍、市の取組みなどが、市民に十分に伝わっていないことがあると考えられる。行政のみでまちづくりを進めるのではなく、市民に関心を持ってもらえるような情報発信に努め、多くの市民を巻き込んでいく「協働によるまちづくり」が重要である。市民が自ら主体的に参画し活気を実感できるようにしていただきたい。

なお、人口減少と高齢化が深刻化する中で、行政サービスの費用を負担する現役・若年層に更なる負担を求めることができないことを踏まえると、行政に加え、市民・企業・非営利団体などができること・やるべきことを分担する「協働によるまちづくり」は、今後益々重要になるので、着実に取組みを進めていただきたい。

- 4 本計画の推進に当たっては、新型コロナウイルスやデジタル改革に代表される社会情勢等に十分配慮し、最適な行政サービスを行うため、行政経営の視点に立ち、行政運営全般の見直しと改革を進めるとともに、各施策を着実に推進することができるよう、適切な事業の評価・検証を行い、本計画の進捗管理に努めていただきたい。
- 5 各施策の推進に当たっては、目指す姿（最終アウトカム）を実現するために何が必要かという観点から逆算し、論理的な道筋を立てた上でアウトプットや活動を検討する、いわゆる「ロジックモデル」を活用するなど、効果的な政策目標の設定を進めていただきたい。

水俣市総合計画策定審議会委員名簿

委員氏名 (敬称略、50音順)	所 属 等	水俣市総合計画策定審議会条例 第3条第2項における類型
◎明石 照久	一般財団法人たらぎまちづくり推進機構 代表理事	学識経験者 (熊本県立大学名誉教授)
網中 良明	水俣市自治会会長 宝川内区自治会長	市長が適当と認める者
上野 義郎	水俣商工会議所 常議員	市長が適当と認める者
梅下 彰	社会福祉法人水俣市社会福祉協議会 局長	市長が適当と認める者
榮永 徳博	水俣市スポーツ協会 副会長	市長が適当と認める者
小路 貴紀	水俣市議会議員 総務産業常任委員長	市議会議員
篠原 亮太	熊本県環境センター 館長	市長が適当と認める者
下村 孝一	あしきた農業協同組合 水俣基幹支所長	市長が適当と認める者
菅 浩	熊本県立水俣高等学校 校長	市長が適当と認める者
○永田 渉	一般社団法人水俣青年会議所 理事長	市長が適当と認める者
中谷 衛	水俣市役所 総務企画部長	市長が適当と認める者
西川 博文	一般社団法人みなまた観光物産協会 事務局長	市長が適当と認める者
藤原 貴浩	水俣市 PTA 連絡協議会 会長	市長が適当と認める者
眞鍋 哲郎	水俣市健康づくり推進協議会 会長	市長が適当と認める者
萬谷 まゆみ	水俣市地域婦人会連絡協議会 副会長	市長が適当と認める者

◎:会長 ○:副会長

庁内組織名簿

(1) 庁議構成員

職 名	氏 名
市長	高岡 利治
副市長	小林 信也
教育長	小島 泰治
総務企画部長	中谷 衛
福祉環境部長	高三渚 晋
産業建設部長	本田 聖治
総合医療センター事務部総務課長	上田 敬祐
上下水道局長	金子 昌宏
議会事務局長	岡本 広志

(2) 策定委員会委員

職 名	氏 名
市長公室長	鎌田 みゆき（委員長）
総務課長	岩井 浩昭
地域振興課長	柿本 英行
危機管理防災課長	田上 博昭
危機管理監	長谷川 勝
財政課長	岡本 夫美代
税務課長	丸山 健一
市民課長	深水 初代
環境課長	岩田 幸哉
いきいき健康課長	赤司 和弘
福祉課長	小形 浩充
経済観光課長	緒方 卓也
農林水産課長	永松 正治
土木課長	山村 良一
産業建設部次長（都市計画課長）	田中 真也
スポーツ交流課長	中村 俊彦
教育課長	設楽 聡
上下水道局長（上下水道総務課長）	金子 昌宏
上下水道工務課長	松下 克也
総合医療センター事務部総務課長	上田 敬祐

(3) 第6次水俣市総合計画（第2期基本計画）策定プロジェクトチーム

部 会	職 名	氏 名
経済・産業	経済観光課 経済振興室次長	松山 圭介
	経済観光課 観光交流推進室主任	山内 達太郎
	スポーツ交流課課長補佐（スポーツ交流係長）	東田 秀晃
	農林水産課 農業振興係主任	淵上 順史
	農林水産課 林務水産土木室長	鬼塚 芳浩
	地域振興課 地域振興係主事	向川 優平
教育・文化	教育課 学校教育室次長	宮地 正和
	教育課 学校教育室次長	田上 朋史
	教育課 生涯学習室次長	正岡 祐子
	教育課 生涯学習室図書館長	松元 草也
	教育課 生涯学習室公民館長	松尾 裕二
	スポーツ交流課 スポーツ交流係主任	野中 省一
	地域振興課 地域振興係主任	吉富 悠哉
	地域振興課 水俣環境アカデミア事務次長	山内 啓子
	経済観光課 経済振興室次長	元村 仁美
保健・医療・福祉	福祉課 福祉支援室次長	石原 美保
	福祉課 福祉支援室次長	森 隆博
	福祉課 こどもセンター館長	濱田 美紀
	いきいき健康課 健康推進室次長	木庭 聡子
	いきいき健康課 高齢介護支援室主任	栗本 優子
	総合医療センター 事務部医事課 医事係主任	山田 大悟
	市民課主幹（年金医療保険係長）	淵上 佳代
環境	いきいき健康課 健康推進室主任	前垣 由紀
	環境課 環境もやい推進係主任	堀 昌志
	環境課 環境衛生室次長	佐藤 利幸
	環境課 環境クリーンセンター主任	緒方 伸也
	水俣病資料館主事	堀田 尚吾
	上下水道局 上下水道総務課 給水サービス係長	山口 健一
	上下水道局 上下水道工務課 下水道工務係長	古里 信之
	農林水産課 農業振興係主査	竹下 侑志
	都市計画課 都市計画室次長	倉井 利幸

部 会	職 名	氏 名
生活基盤	都市計画課 都市計画室長	益田 誠也
	都市計画課 建築住宅室次長	境 憲明
	危機管理防災課 防災対策係主任	井手下 祥樹
	上下水道局 上下水道工務課 下水道工務係主任	古川 健太
	上下水道局 上下水道工務課主幹（水道工務係長）	溝口 博史
	地域振興課課長補佐（地域振興係長）	竹本 和哲
	土木課 道路河川整備室主任	平上 晴久
	土木課 道路公園管理室次長	平岡 晋一
	福祉課 福祉支援室長	山内 一也
	福祉課主幹（総務係長）	山下 哲也
	教育課 生涯学習室次長	田上 淑子
行政経営	総務課 行政管理室主事	松村 周
	総務課主幹（職員係長）	岩崎 徹哉
	総務課 情報政策係主任	福田 俊一
	財政課 財政係主任	宮本 晃輔
	財政課 契約管財係参事	富吉 正一郎
	税務課 収納対策室主任	本田 茂樹
	地域振興課 地域振興係主事	鬼塚 真衣
	市長公室 政策調整係主任	荒木 勇貴
	市長公室 秘書広報係主査	平松 奈津美

（４）事務局

職 名	氏 名
市長公室長	鎌田 みゆき
市長公室次長（政策調整係長）	竹下 昭博
市長公室 政策調整係主任	荒木 勇貴
市長公室 政策調整係主事	中島 希和

※ 組織名は、令和５（2023）年３月現在のものです。

市民アンケート調査結果（調査報告書抜粋）

目的：市民の市政への評価や意見を収集し、これまでの計画の進捗状況に関する評価やまちづくりの課題などを抽出し、第6次水俣市総合計画推進の基礎資料として活用する。

調査設計

1. 調査対象者：16歳以上の市内在住者（令和4年4月1日現在） 配布数：1,000

※住民基本台帳データからランダムサンプリングにより対象者を抽出

2. 調査方法：郵送調査法

3. 調査実施

・調査票発送：2022年5月9日

・締切：2022年5月31日

4. 有効回収数：n=281（回収率：28.1%）

※昨今の郵送調査の回収率は10%～40%と言われており、想定内と考える。

5. 調査実施者：調査票設計・対象者抽出・郵送・データ入力：水俣市市長公室
データ解析・分析：熊本県立大学総合管理学部

調査方法解説：今回の調査は、標本抽出（統計調査の対象となる集団からその構成要素の一部分“標本”をとりだして調査する方法）を用いている。ランダムサンプリングを行うことで、母集団全体へ拡大推計することができる。ただし、サンプル数（n）によって一定の標本誤差が発生する。

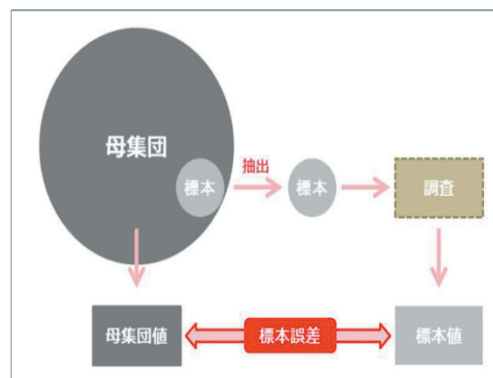
標本誤差：標本誤差は、次の式で算出される。

$$\text{標本誤差} = \pm 1.96 \times \sqrt{\frac{N-n}{N-1} \times \frac{p(1-p)}{n}}$$

$\left[\begin{array}{l} N = \text{母集団数} \\ n = \text{比率算出の基数(回答者数)} \\ p = \text{回答の比率(\%)} \end{array} \right]$

→本調査における標本誤差は次表の通り。

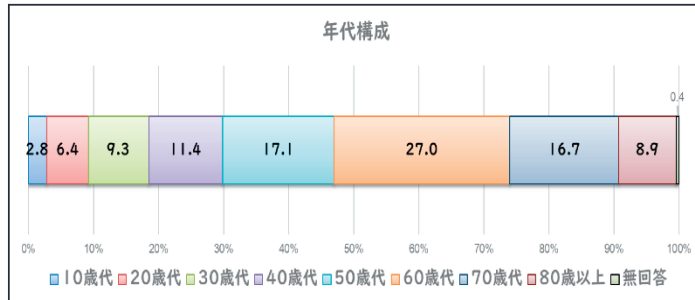
回答比率（%）	5%または 95%程度	10%または 90%程度	20%または 80%程度	30%または 70%程度	40%または 60%程度	50%程度
標本誤差	±2.5%	±3.5%	±4.7%	±5.4%	±5.7%	±5.8%



一般的なアンケート調査では、標本誤差が5%程度に収まるように実施される事が一般的であり、今回の調査もその範疇と判断される。

※図表の見方：図表中の数字は基本、比率%を示します。四捨五入による表記のため合計が100%にならない端数が出る場合もあります。

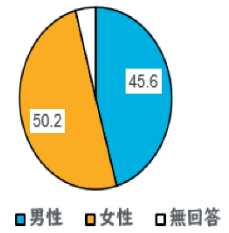
回答者の属性 (n=281)



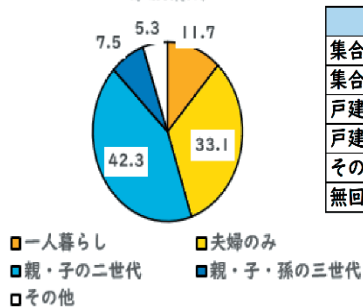
住まいの地区

住まいの地区	比率%
市街地	64.1
中間地	21.4
山間地	12.8
無回答	1.8

性別



家族構成



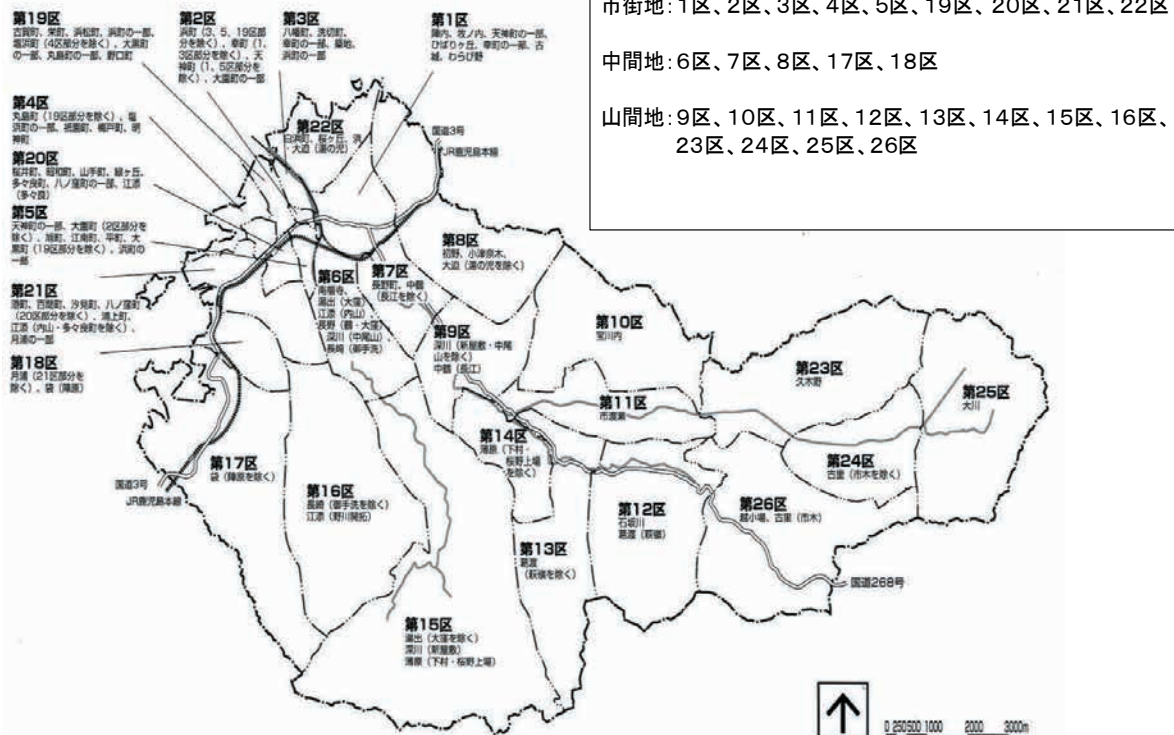
住居形態	比率%
集合住宅 (賃貸)	11.4
集合住宅 (持ち家)	2.5
戸建て住宅 (賃貸)	6.8
戸建て住宅 (持ち家)	78.3
その他	0.7
無回答	0.4

職業	比率%
自営業 (農林水産業)	4.6
自営業 (商工業・サービス業)	6.4
会社員 (フルタイム)	22.4
会社員 (パートタイム)	7.1
会社経営者・役員	1.4
公務員・団体職員	7.1
専門職 (医師・看護師・介護士など)	5.7
無職 (主婦夫など含む)	37.0
学生・生徒	3.6
その他	4.3
無回答	0.4

全体	比率%
水俣市	73.4
出水市・出水郡	6.2
伊佐市・姶良郡	0.0
蒼北郡 (津奈木町・芦北町)	7.3
八代市・八代郡	1.1
その他	5.6
無回答	6.2

※無職以外 (n=177)

図 地区割り



① 暮らしや市への総合的評価

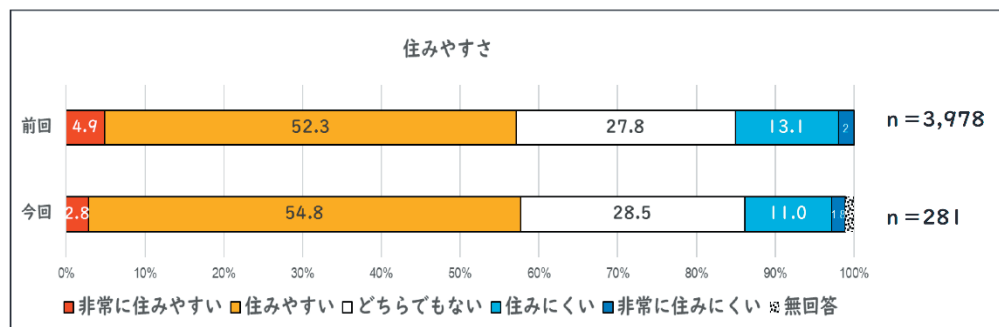
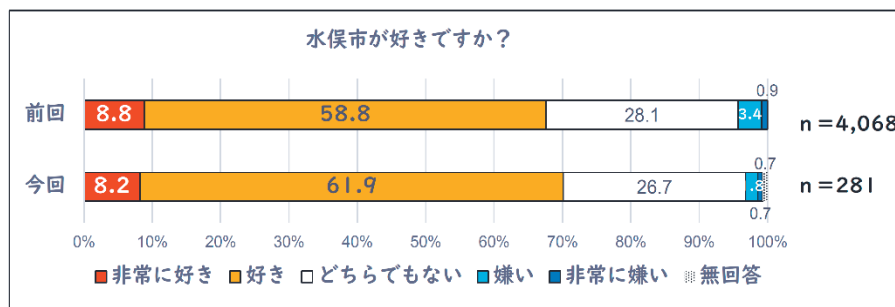
「水俣市を好きか?」「住みやすさ」「生活総合満足度」「今後の居留意向」など総合評価についてデータを紹介する。

なお、一部前回実施調査結果と比較しているが、前回調査の概要は次の通り。

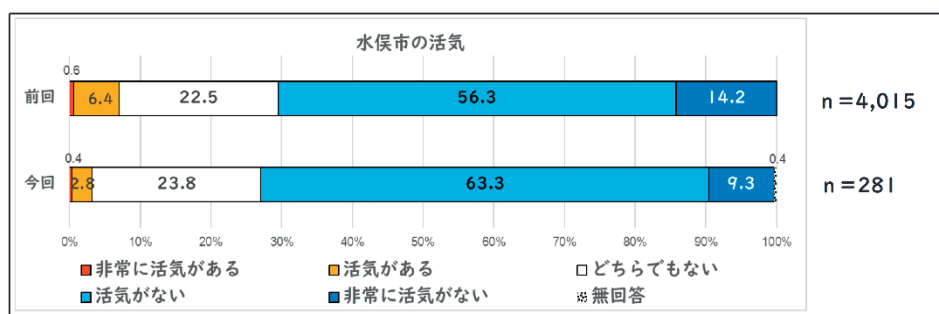
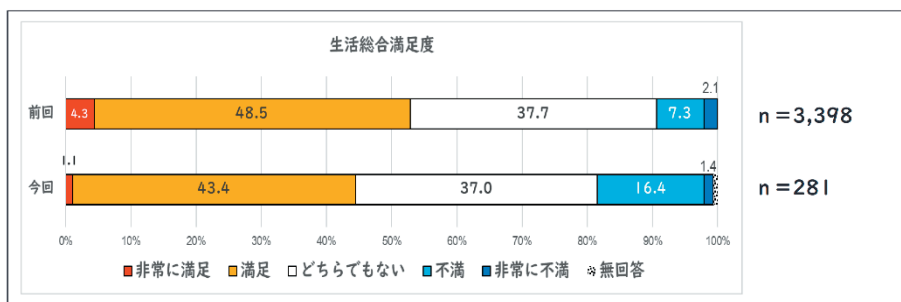
<前回市民意識調査概要>

1. 目的 第6次水俣市総合計画策定のための基礎データ収集のため
2. 調査内容 市民意識、健康・福祉に関する調査、教育に関する調査、産業に関する調査
防災・防犯に関する調査、環境に関する調査
3. 実施主体 慶應義塾大学環境情報学部 植原啓介研究室
4. 調査時期 平成28年(2016年)12月~平成29年(2017年)1月31日
5. 調査対象 全戸調査(11,891世帯)
6. 回収数 4,222世帯(回収率:36%)

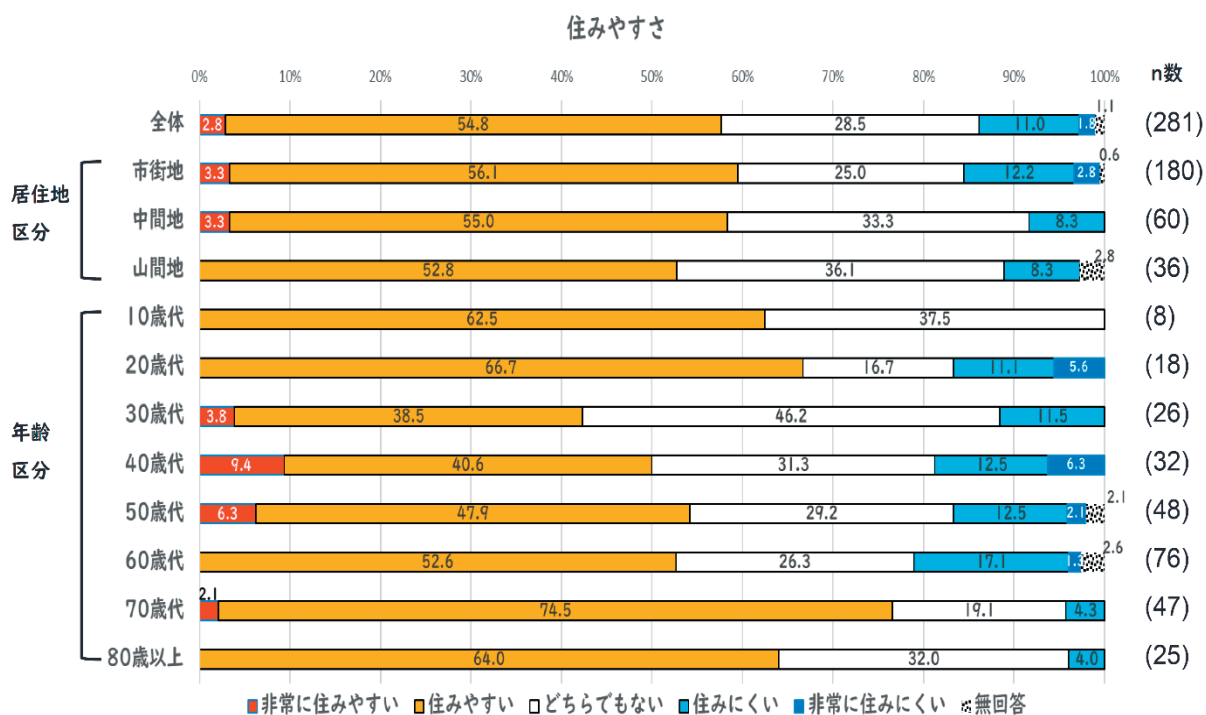
暮らしや市への総合的評価（前回調査との比較）



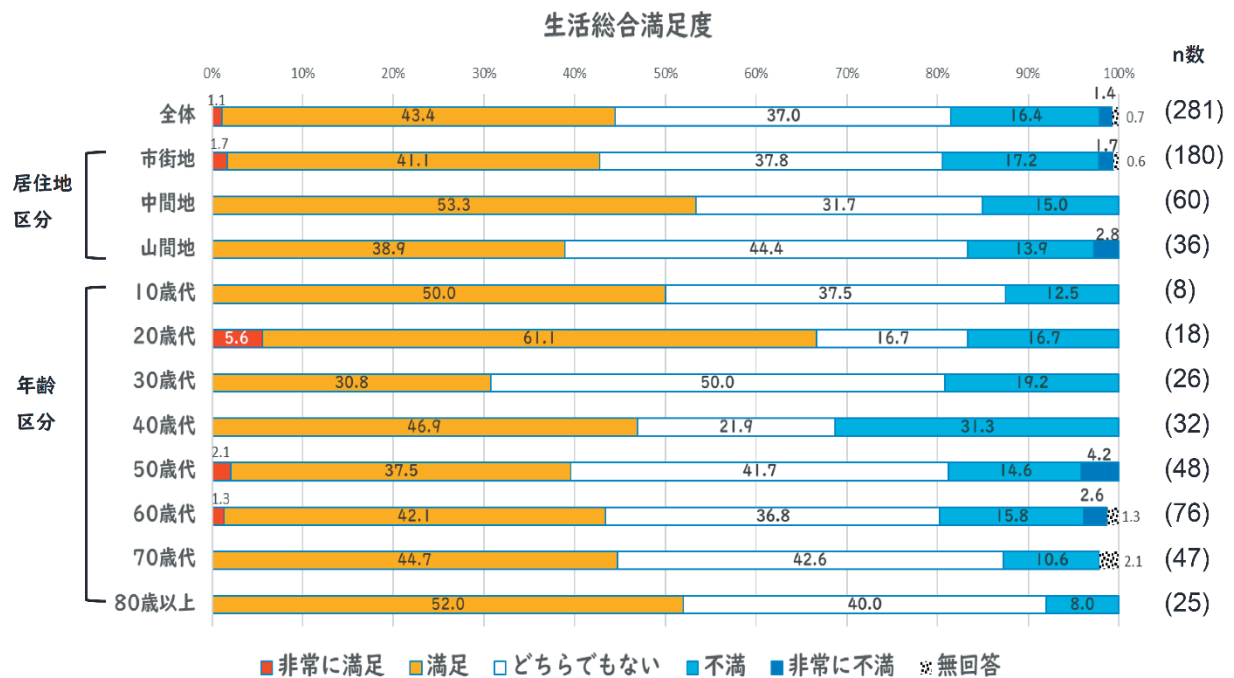
暮らしや市への全体評価（前回調査との比較）



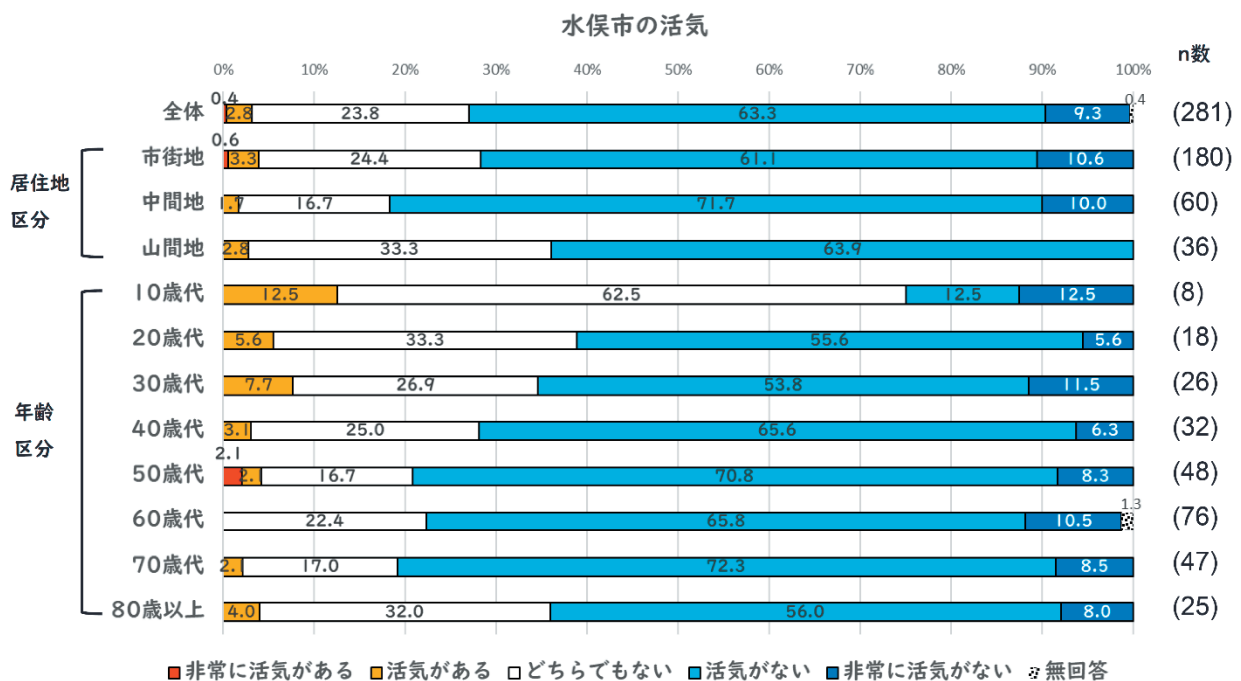
住みやすさ評価（居住地、年齢区分）



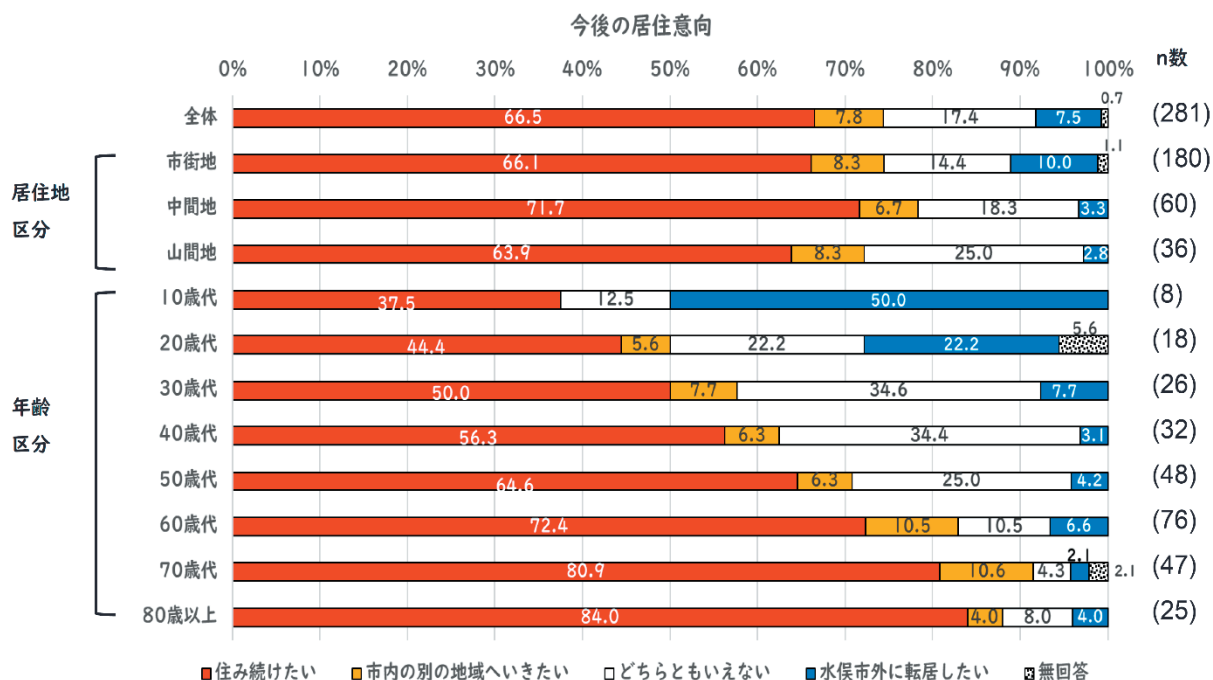
生活総合満足度（居住地、年齢区分）



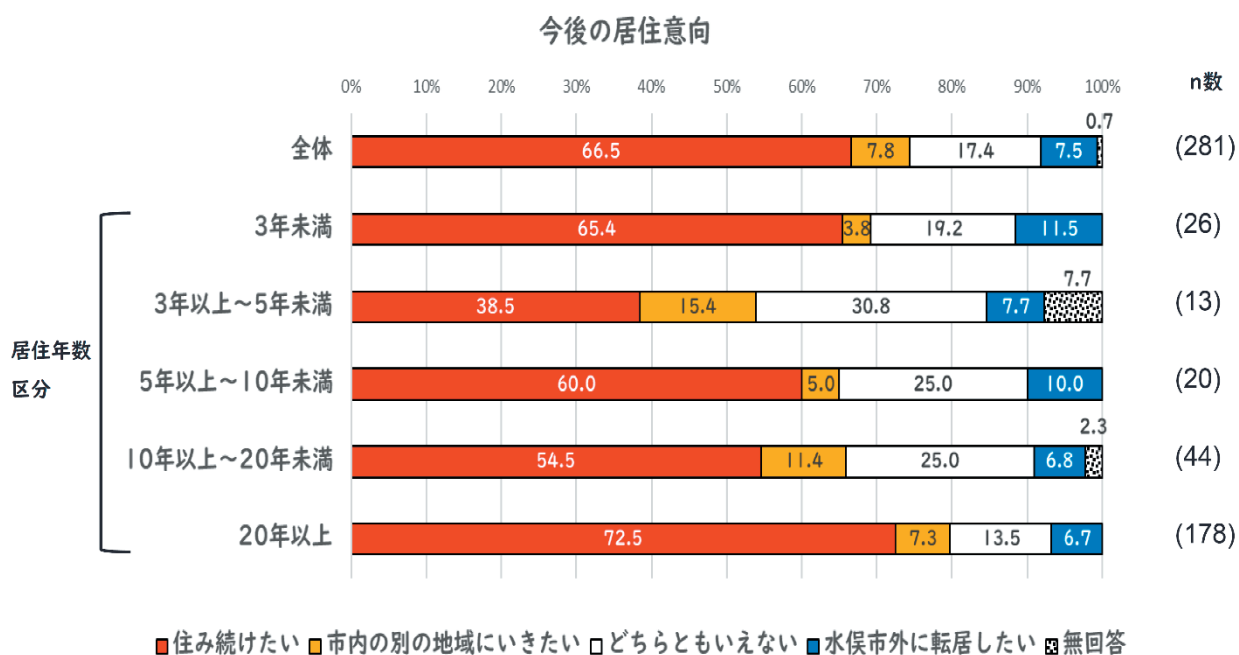
水俣市の活気（居住地、年齢区分）



今後の居住意向（居住地、年齢区分）



今後の居住意向（居住年数区分別）



今後の居住意向の理由（住み続けたい）

※赤は全体より+10%以上、青は全体より-10%以下

	自然環境 がよい	住環境が よい	医療機関 や福祉 サービス が充実	子どもの 教育や子 育て環境 が整って いる	公園・ス ポーツ施 設が整っ ている	治安（防 犯）がよ い	災害の不 安が少な い	働く機会 がある	通勤・通 学・買い 物に便利	親や子、 親戚、知 人が近く に住んで いる	水俣市に 愛着を感 じている	その他	n数
%													
全体	49.2	32.6	15.5	2.7	9.1	30.5	16.0	15.5	16.6	43.9	40.1	13.9	(187)
市街地	42.0	35.3	15.1	2.5	11.8	30.3	14.3	18.5	22.7	44.5	42.0	16.0	(119)
中間地	58.1	25.6	18.6	2.3	7.0	39.5	25.6	9.3	9.3	51.2	34.9	7.0	(43)
山間地	69.6	30.4	13.0	4.3	0.0	17.4	8.7	13.0	0.0	30.4	39.1	13.0	(23)
10歳代	33.3	33.3	33.3	0.0	66.7	66.7	0.0	0.0	66.7	100.0	66.7	0.0	(3)
20歳代	25.0	25.0	12.5	0.0	12.5	37.5	0.0	87.5	25.0	25.0	25.0	0.0	(8)
30歳代	30.8	30.8	0.0	0.0	15.4	15.4	7.7	23.1	0.0	46.2	23.1	46.2	(13)
40歳代	38.9	33.3	5.6	5.6	5.6	38.9	16.7	16.7	22.2	50.0	33.3	5.6	(18)
50歳代	45.2	32.3	3.2	3.2	6.5	25.8	6.5	35.5	25.8	38.7	38.7	16.1	(31)
60歳代	56.4	32.7	18.2	3.6	9.1	30.9	12.7	9.1	12.7	58.2	45.5	14.5	(55)
70歳代	68.4	36.8	26.3	2.6	7.9	34.2	26.3	0.0	10.5	34.2	39.5	13.2	(38)
80歳以上	33.3	28.6	23.8	0.0	4.8	23.8	33.3	0.0	19.0	23.8	47.6	4.8	(21)

（その他の理由）

仕方がない、家を建てたから、実家だから、自宅を建築したため、住居を購入したから、持ち家があるから（10）、家があるから、生まれた時から住んでいるから、退職後は田舎で畑仕事をしながら過ごしたいと思っていたので、生まれ育った所で他所に出ていない、家があるから仕方なく、跡取りだから、生まれ育った場所だから（2）、両親の墓があるから、自宅（持ち家）があるから

今後の居住意向の理由（転居したい）

※赤は全体より+10%以上、青は全体より-10%以下

	自然環境 がよい くない	住環境が よく ない	医療機関 や福祉 サービスが 充実して いない	子どもの 教育や子 育て環境 が整って いない	公園・ス ポーツ施 設が整っ ていない	治安（防 犯）がよ くない	災害の不 安がある	働く機会 が少な い	通勤・通 学・買い 物に不便	親・子、親 戚、知人 が近くに 住んでい ない	地域に 愛着を感 じない	その他	n数
%													
全体	4.7	16.3	18.6	9.3	11.6	2.3	34.9	18.6	53.5	11.6	7.0	14.0	(43)
市街地	3.0	18.2	21.2	12.1	15.2	3.0	30.3	21.2	48.5	15.2	9.1	18.2	(33)
中間地	0.0	16.7	16.7	0.0	0.0	0.0	16.7	16.7	83.3	0.0	0.0	0.0	(6)
山間地	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	(4)
水俣市内の別の地域に転居したい	9.1	22.7	9.1	9.1	9.1	4.5	54.5	4.5	45.5	4.5	0.0	13.6	(22)
水俣市外の別のまちに転居したい	0.0	9.5	28.6	9.5	14.3	0.0	14.3	33.3	61.9	19.0	14.3	14.3	(21)

（その他の理由）

市内で転居：農業をやる、家庭の事情

市外へ転居：水俣市の就労支援施設を利用したくないため、ゴミの分別が面倒だから、水俣病＝水俣のイメージが未だに残っているから

② 第6次水俣市総合計画施策に対する個別評価

「産業・経済」「教育・文化」「保健・医療・福祉」「環境」「生活基盤」「行政経営」といった各分野毎の施策について、それぞれ満足度と優先度を評価し、結果についてデータを紹介。

各施策の評価について

各施策について、「満足度」「優先度」という2つの軸で評価を実施。2つの軸でマトリクスにして分析することで、今後の優先度合いについて考察する。

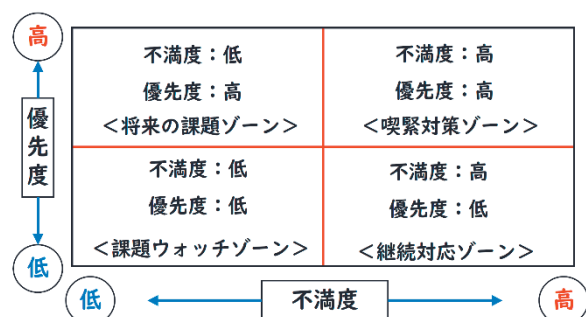
評価の平均点やポジティブ、ネガティブ評価%を使ってマトリクスを描くが、本調査では、「分からない」という評価も少なからず発生したため、平均点ではなく、ポジティブやネガティブの%比率を用いて、マトリクスを描いている。

満足度評価では、分野別のポジティブ（満足）とネガティブ（不満）の傾向により、どちらを使うかを判断。

ポジティブ（非常に満足＋満足%）利用	「環境」「生活基盤」
ネガティブ（非常に不満＋不満%）利用	「産業・経済」「教育・文化」「保健・医療・福祉」「行政経営」

※優先度はすべてポジティブ（特に優先すべき＋優先すべき%）を用いている。

マトリクスの見方



※マトリクス中の赤線は、分野各施策の%比率の平均%を示している。分野平均より高いか低いかでマトリクスを2分している。

※「環境」「生活基盤」分野は、不満度ではなく満足度を使用。

各分野に対するご意見、ご要望（自由回答）

各分野毎に、意見・要望を自由回答という形で収集。意見は全てそのまま掲載。

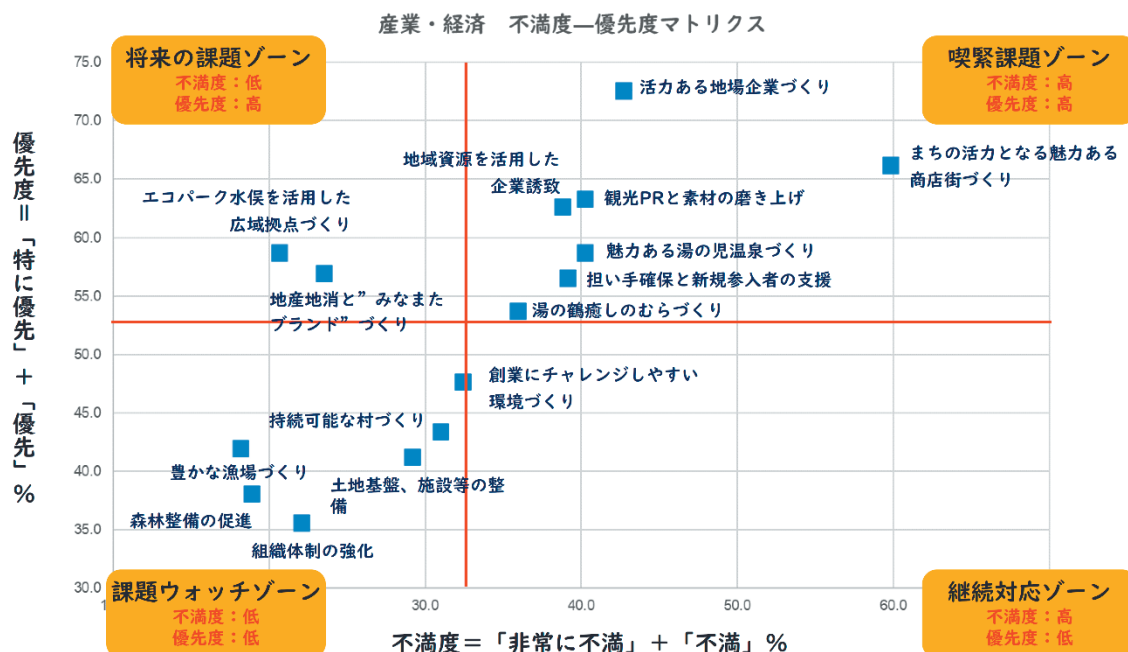
さらに、全体の傾向を掴むため、テキストマイニングという手法を活用して、ワードクラウドを掲載した。

※テキストマイニングとは、文章からなるデータを単語や文節で区切り、それらの出現の頻度や共出現の相関、出現傾向、時系列などを解析することで有用な情報を取り出す分析手法。今回は、ワードクラウドという独自のスコアが高い単語を複数選び出し、その値に応じた大きさで図示しています。単語の色は品詞の種類で異なっており、青色が名詞、赤色が動詞、緑色が形容詞、灰色が感動詞を表わす手法で表示。

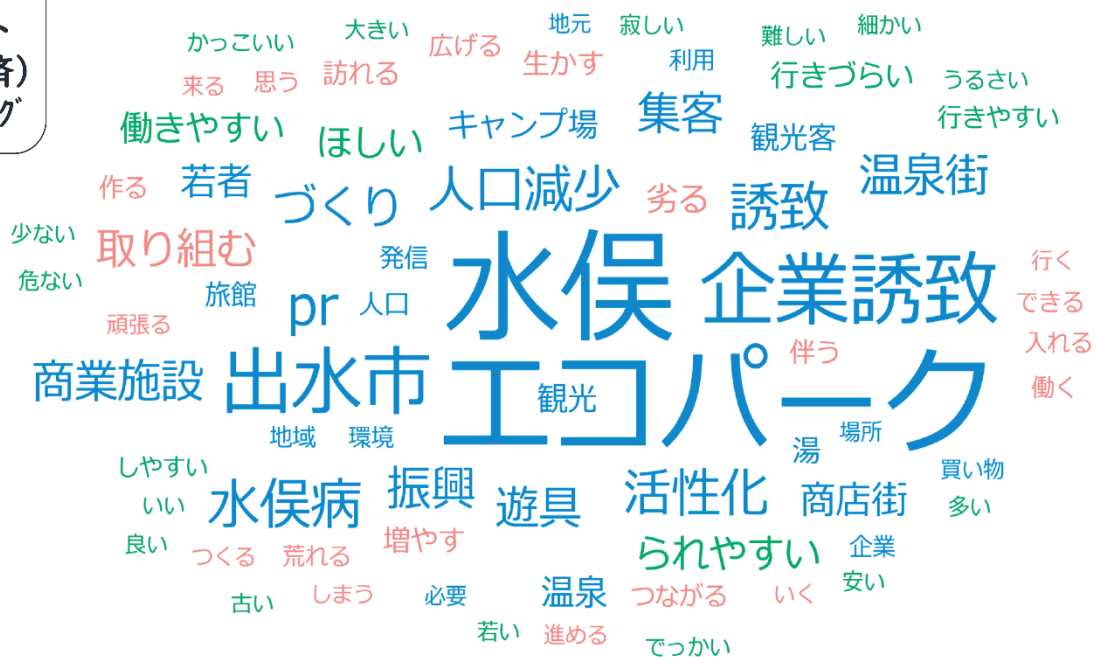
ツールとして、株式会社ユーザーローカルのAIテキストマイニングを活用。

(<https://textmining.userlocal.jp/>)

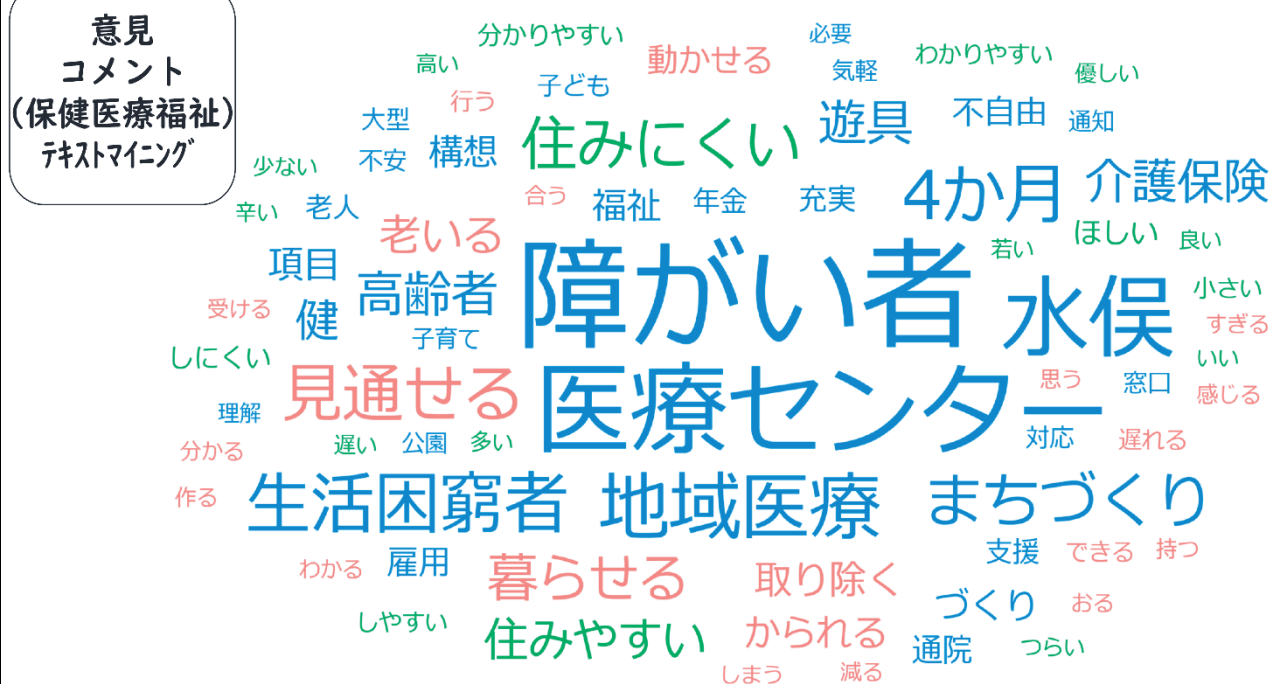
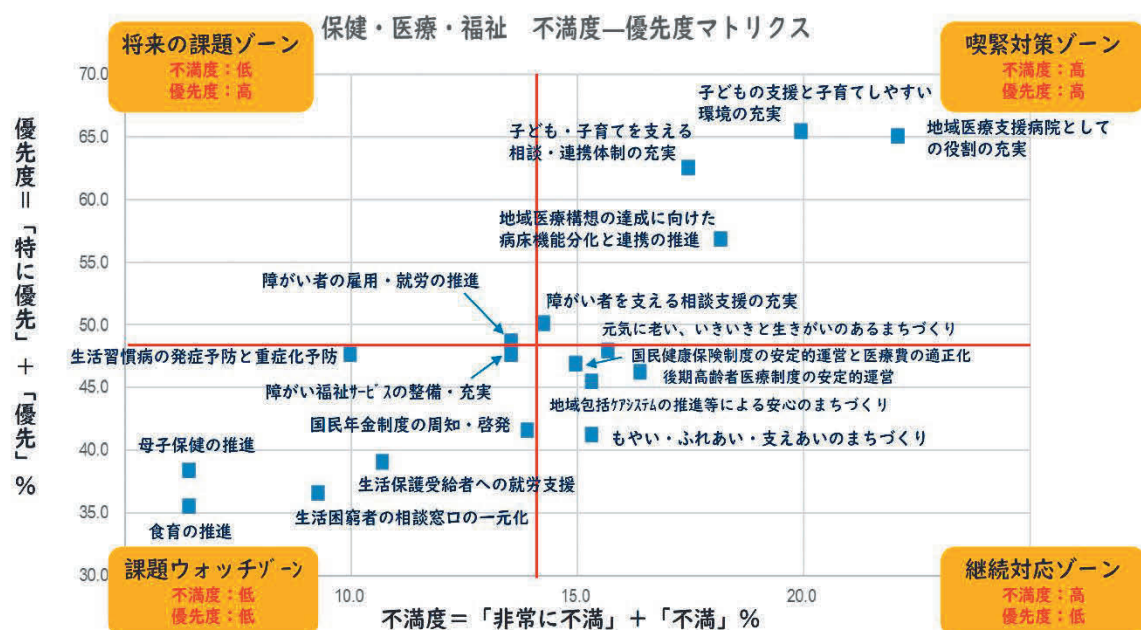
分野別施策への評価 (産業・経済)



意見
コメント
(産業経済)
テキストマイニング

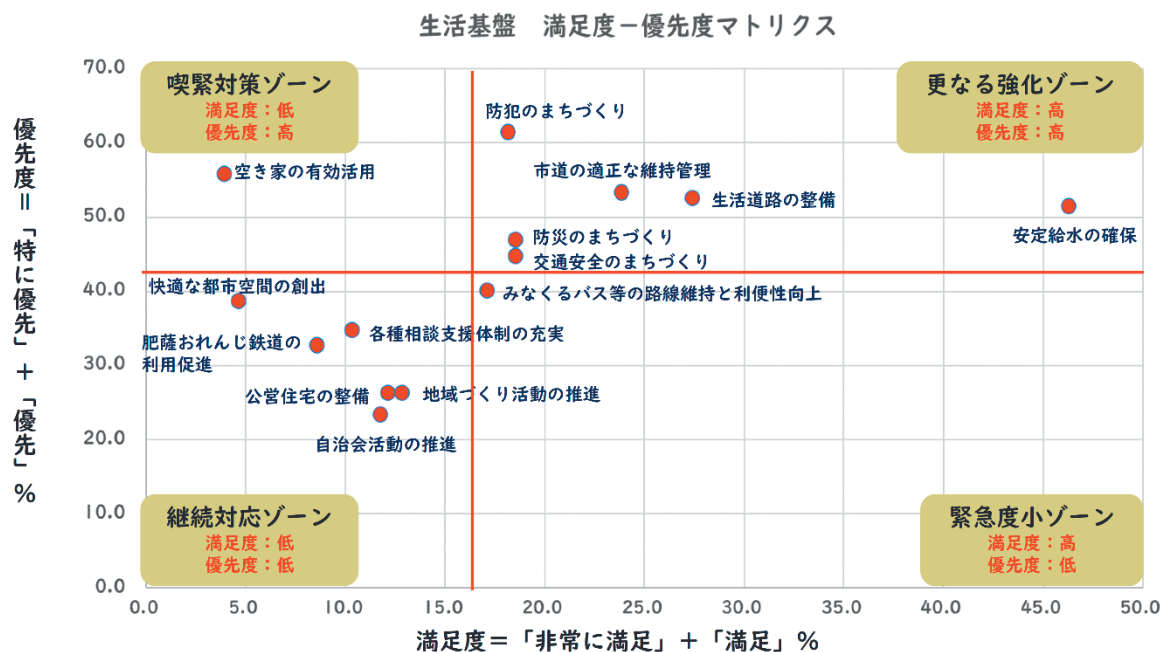


分野別施策への評価（保健・医療・福祉）

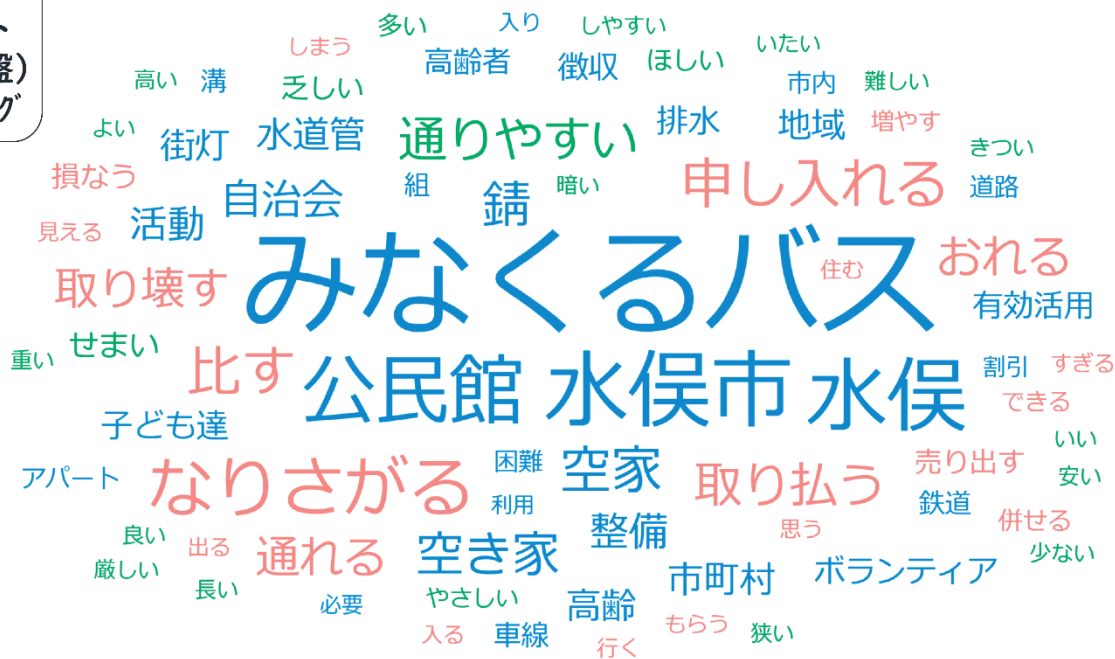


 User Local AIテキストマイニング を利用して分析

分野別施策への評価（生活基盤）

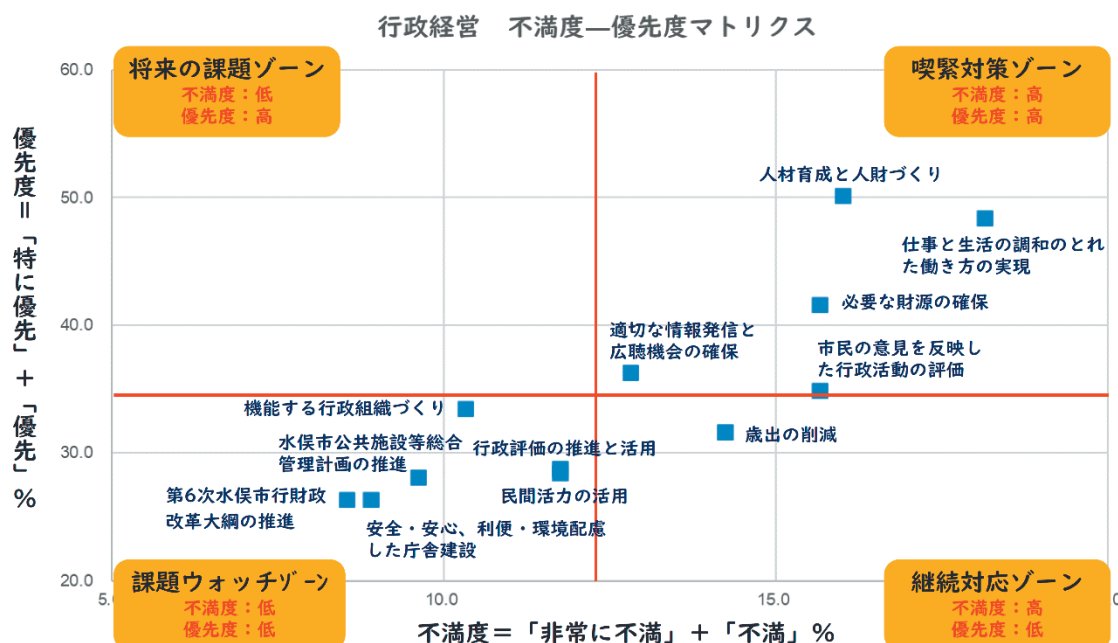


意見
コメント
(生活基盤)
テキストマイニング

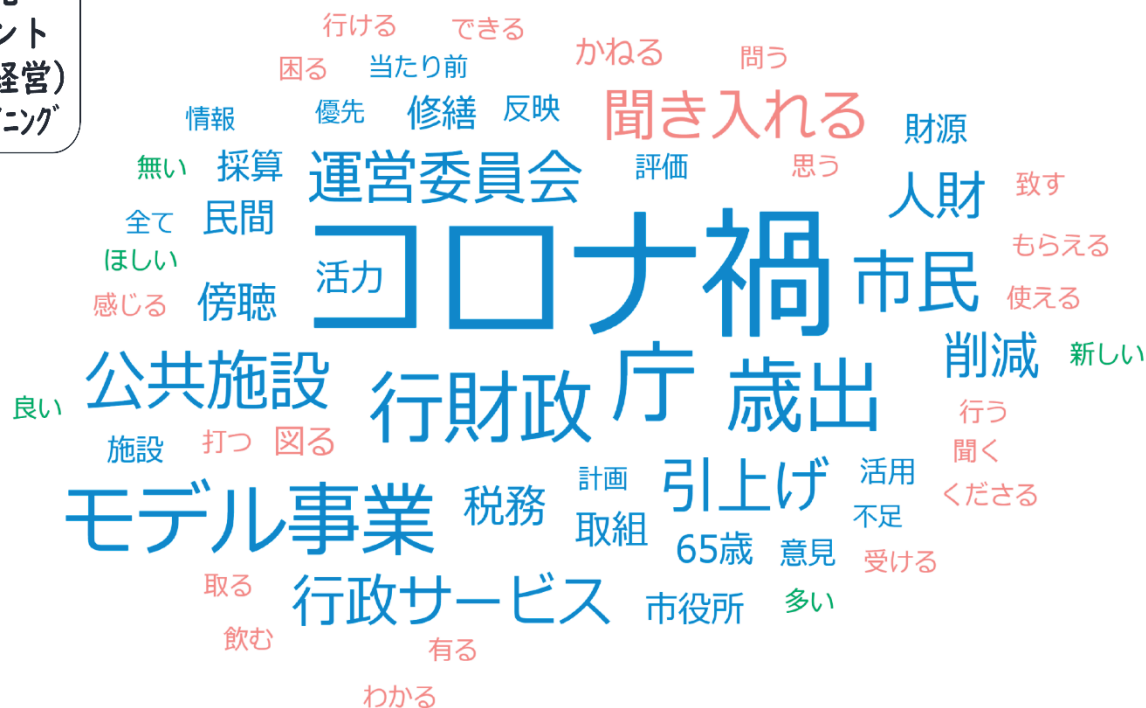


 User Local AIテキストマイニング を利用して分析

分野別施策への評価（行政経営）



意見
コメント
(行政経営)
テキストマイニング



 User Local AIテキストマイニングを利用して分析

分野横断分析

マトリクス分析から各分野喫緊対策ゾーン項目一覧

分野	喫緊対策ゾーンの項目
産業・経済	活力ある地場企業づくり、まちの活力となる魅力ある商店街づくり、地域資源を活用した企業誘致、観光PRと素材の磨き上げ、魅力ある湯の児温泉づくり、担い手確保と新規参入者の支援、湯の鶴癒しのむらづくり
教育・文化	安全・安心な学校施設の整備・充実、確かな学び・豊かな心・健やかな体を育む学校づくり、次世代人材育成の支援・推進、地場企業とのマッチング支援、子どものスポーツ活動を支える体制づくり、高等教育・研究活動の推進、国際的に活躍できる人材の育成、国内外の大学・研究機関との連携支援
保健・医療・福祉	子どもの支援と子育てしやすい環境の充実、子ども・子育てを支える相談・連携体制の充実、地域医療支援病院としての役割の充実、地域医療構想の達成に向けた病床機能分化と連携の推進、障がい者を支える相談支援の充実、元気に老い、いきいきと生きがいのあるまちづくり
環境	自然環境の保全、水質・土壌・大気環境等の保全、公共施設における温室効果ガス排出量の削減
生活基盤	空き家の有効活用
行政経営	人材育成と人財づくり、仕事と生活の調和のとれた働き方の実現、必要な財源の確保、適切な情報発信と広聴機会の確保、市民の意見を反映した行政活動の評価

分野横断分析

住民評価（満足度、優先度）の分野間傾向

分野	項目数	①満足計% ≥ 不満計%		②満足計% ≥ 優先計%	
		該当項目数	+項目比率	該当項目数	+項目比率
産業・経済	15	+ : 1ヶ、- : 14ヶ	6.7%	- : 15ヶ	0%
教育文化	23	+ : 7ヶ、- : 16ヶ	30.4%	- : 23ヶ	0%
保健・医療・福祉	18	+ : 8ヶ、- : 10ヶ	38.9%	- : 18ヶ	0%
環境	12	+ : 12ヶ	100%	+ : 1ヶ、= : 1ヶ、- : 10ヶ	16.6%
生活基盤	14	+ : 10ヶ、- : 4ヶ	71.4%	- : 14ヶ	0%
行政経営	12	+ : 1ヶ、- : 11ヶ	8.3%	- : 12ヶ	0%
合計	94	+ : 39ヶ、- : 55ヶ	41.5%	+ : 1ヶ、= : 1ヶ、- : 92ヶ	2.1%

（表の見方）

- ①各施策の満足度評価における「満足度（非常に満足＋満足）合計」%と「不満度（非常に不満＋不満）合計」%の差をとって、満足度≥不満度の傾向をカウントし集計した。
- ②各施策の満足度評価における「満足度合計%」と優先度評価の「優先度（特に優先すべき＋優先すべき）合計%」の差をとって、満足度≥優先度の傾向をカウントし集計した。

分野横断分析

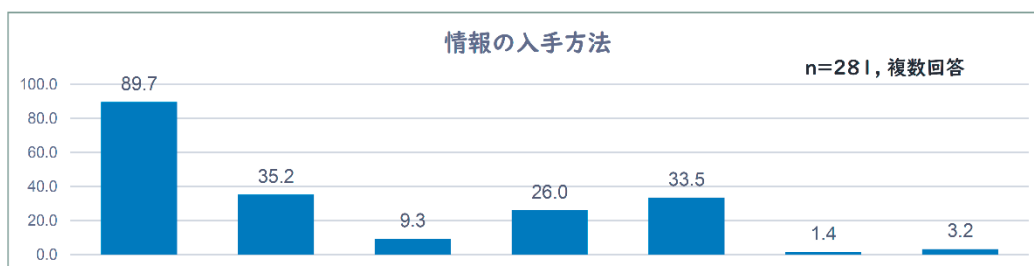
分野別各施策評価において「分からない」回答が多発していたため、全体俯瞰を試みる。

分野	産業・経済		教育文化		保健・医療・福祉		環境		生活基盤		行政経営	
	満足度	優先度	満足度	優先度	満足度	優先度	満足度	優先度	満足度	優先度	満足度	優先度
分からない% (平均)	19.6	13.7	26.7	20.4	24.5	17.0	22.4	18.9	16.9	13.9	30.8	25.8
項目数	15項目		23項目		18項目		12項目		14項目		12項目	

※各分野とも、平均して14%程度から3割に至る「分からない」回答が発生しており、市の活動についての情報発信不足が懸念されるデータとなっている。特に、市の行政経営については、内部の活動であるだけに、特にその比率が高くなっている。
地域の活性化に向けた計画やその施策について、市民の十分な理解と共感を得る事は、結果につなげる前提となると考えられ、広報のあり方など今後の検討と対策が求められる。

③ 水俣市役所のサービスや活動に関する評価

市関連情報の入手方法



	「広報みなまた」 や市のチラシ	市のホームページ	水俣市公式LINE	新聞・ラジオ・テレビ	家族や知人からの 伝聞	その他	入手していない、 わからない	n 数
全体	89.7	35.2	9.3	26.0	33.5	1.4	3.2	(281)
10歳代	37.5	12.5	0.0	0.0	75.0	0.0	12.5	(8)
20歳代	61.1	38.9	0.0	16.7	44.4	0.0	11.1	(18)
30歳代	73.1	30.8	7.7	0.0	42.3	0.0	15.4	(26)
40歳代	90.6	59.4	9.4	3.1	28.1	0.0	0.0	(32)
50歳代	91.7	41.7	12.5	16.7	25.0	2.1	2.1	(48)
60歳代	100.0	34.2	10.5	38.2	32.9	2.6	0.0	(76)
70歳代	95.7	23.4	8.5	38.3	36.2	2.1	2.1	(47)
80歳以上	96.0	24.0	12.0	56.0	24.0	0.0	0.0	(25)

(その他の情報源)
市議会議員、防災無線、市議会だより、訪問した先のチラシ等

知りたい情報

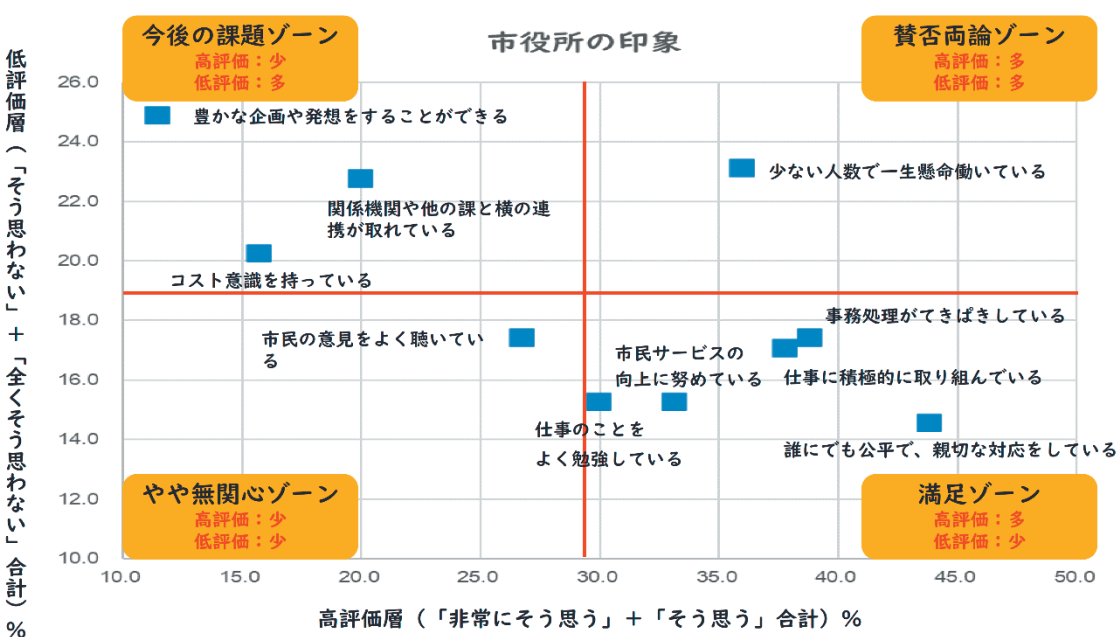
※赤は全体より+10%以上、青は全体より-10%以下

	観光・スポーツ・文化イベントの情報	予防接種や夜間当番などの医療情報	窓口での手続き方法や持参するもの	ごみの出し方やリサイクルの情報	災害が起りやすい危険個所の情報	市内の見どころや特産物などの地域情報	福祉サービスに関する情報	事故・防犯に関する情報	市の総合計画、市の将来像	公民館や体育館などの市民向け講座の情報	子育てや教育に関する情報	就労支援や職業紹介	予算・決算などの市の財政状況	公共施設の新設・補修・廃止計画	運動や食事などの健康維持に関する情報	公園などの遊び場の情報	市民活動やボランティアに関する情報	環境保全への取り組みに関する情報	その他	n数
全体	49.1	44.8	43.8	41.6	41.3	35.2	34.5	31.0	28.1	27.0	24.2	20.3	20.3	19.6	19.2	16.4	15.7	12.1	1.4	(281)
10歳代	62.5	62.5	25.0	12.5	50.0	12.5	25.0	37.5	0.0	25.0	37.5	50.0	0.0	25.0	25.0	37.5	25.0	0.0	0.0	(8)
20歳代	38.9	38.9	55.6	50.0	22.2	33.3	22.2	22.2	27.8	11.1	33.3	22.2	27.8	5.6	22.2	22.2	11.1	5.6	0.0	(18)
30歳代	46.2	46.2	38.5	38.5	34.6	23.1	15.4	23.1	23.1	7.7	57.7	30.8	15.4	19.2	7.7	30.8	7.7	0.0	0.0	(26)
40歳代	59.4	50.0	50.0	56.3	53.1	37.5	37.5	28.1	28.1	34.4	40.6	31.3	21.9	28.1	25.0	18.8	15.6	9.4	0.0	(32)
50歳代	58.3	47.9	45.8	50.0	37.5	35.4	31.3	29.2	14.6	29.2	27.1	18.8	10.4	12.5	27.1	12.5	16.7	10.4	2.1	(48)
60歳代	53.9	42.1	52.6	44.7	43.4	47.4	43.4	42.1	35.5	34.2	15.8	23.7	22.4	27.6	18.4	18.4	19.7	18.4	1.3	(76)
70歳代	34.0	40.4	27.7	25.5	36.2	29.8	36.2	21.3	29.8	27.7	10.6	8.5	25.5	12.8	10.6	6.4	14.9	17.0	0.0	(47)
80歳以上	40.0	48.0	36.0	36.0	56.0	24.0	40.0	36.0	44.0	24.0	4.0	0.0	28.0	20.0	24.0	8.0	12.0	12.0	8.0	(25)

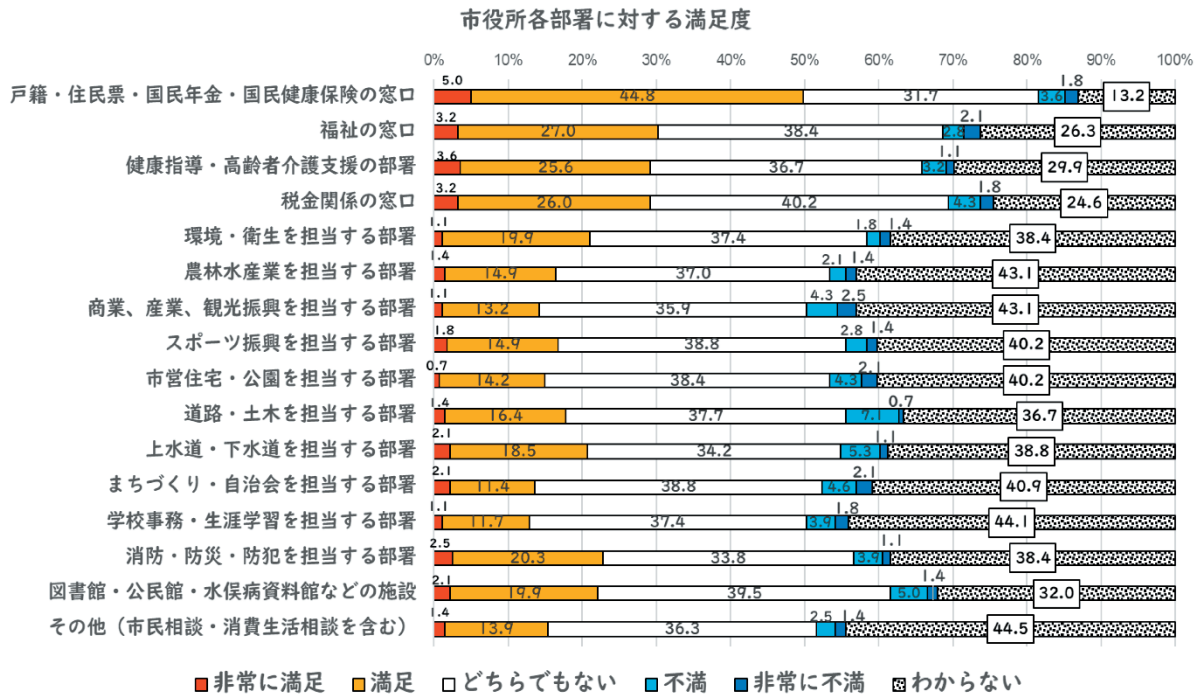
(その他の意見)
「市長・副市長・部長級くらいまでの方への”思い”を市民に知らせてほしい」、「移動図書館の利用」、「今のままでもそんなに悪いとは思いません」、「全ては当たり前のことで問うべきことでしょうか？」

市役所の評価

前頁の「市役所の印象」評価の高評価と低評価の比率%を用いてマトリクス分析を行った。



市役所各部署の満足度



市役所窓口業務への改善要望

※赤は全体より+10%以上、青は全体より-10%以下

		%	手続や申請書を簡単にしたい	事務手続きをもっと速くしてほしい	職員の応対をよくしてほしい	文書はもっとわかりやすくしてほしい	個人情報の取扱いに配慮してほしい	電子申請を進めてほしい	特にはない	その他	n数
居住地	全体		47.3	16.4	19.6	22.4	11.4	13.2	33.1	3.9	(281)
	市街地		54.4	18.3	21.7	22.8	15.6	13.3	27.8	5.0	(180)
	中間地		35.0	13.3	23.3	23.3	5.0	13.3	40.0	1.7	(60)
	山間地		33.3	11.1	2.8	19.4	2.8	8.3	52.8	2.8	(36)
年代	10歳代		37.5	25.0	12.5	12.5	25.0	12.5	50.0	0.0	(8)
	20歳代		66.7	33.3	22.2	22.2	11.1	22.2	22.2	16.7	(18)
	30歳代		42.3	19.2	23.1	7.7	7.7	15.4	34.6	3.8	(26)
	40歳代		43.8	6.3	31.3	12.5	18.8	31.3	25.0	3.1	(32)
	50歳代		54.2	16.7	20.8	20.8	6.3	20.8	29.2	6.3	(48)
	60歳代		52.6	17.1	14.5	34.2	14.5	9.2	25.0	1.3	(76)
	70歳代		36.2	12.8	17.0	23.4	10.6	2.1	44.7	0.0	(47)
	80歳以上		36.0	16.0	20.0	20.0	0.0	0.0	56.0	8.0	(25)

(その他)

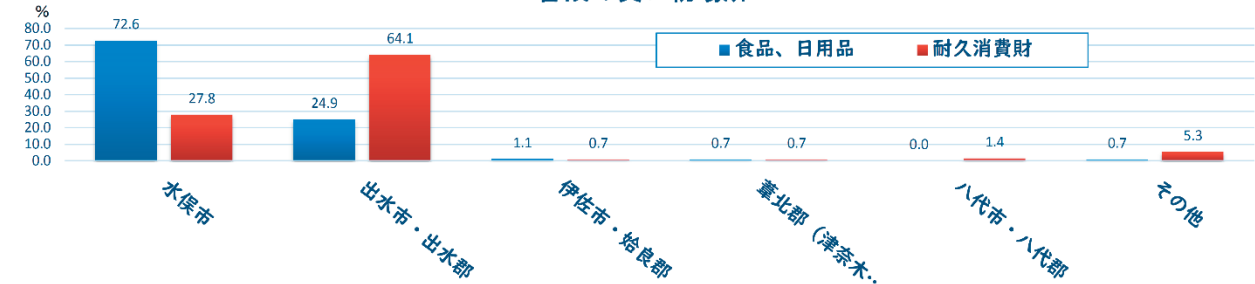
標準語で話すべきです。／申請書などの記入をなくしてもらいたい。パソコンで入力するように簡単にしてもらいたい。／依頼したことに返信をしてほしい。／応対が不親切な人がいました。若い女子の方でした。／高齢者にもわかる言葉や文書、電子機器の利用／土日の手続もできるようにしてほしい／コンビニでできたら楽／マイナンバーカードの使用をしたことがない（コンビニでも使えない）。／税金関連の詳しい説明をできる人がいない（八代へ行くと言われる。自力で行けない）。／声がかけにくい時があるので、気付いたら案内してほしい。／業務・制度についての知識をつけてほしい。

④ 水俣市民の生活実態や意識に関する項目

市民生活の実態と意識

普段の買い物場所

普段の買い物場所



	水俣市		出水市・出水郡		伊佐市・始良郡		葦北郡 (津奈木町・芦北町)		八代市・八代郡		その他		n 数
	日用	耐久	日用	耐久	日用	耐久	日用	耐久	日用	耐久	日用	耐久	
居住地													
市街地	75.6	26.1	24.4	66.1	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	2.2	0.0	5.0	(180)
中間地	65.0	26.7	35.0	65.0	0.0	0.0	0.0	1.7	0.0	0.0	0.0	6.7	(60)
山間地	75.0	41.7	8.3	52.8	8.3	5.6	5.6	0.0	0.0	0.0	2.8	0.0	(36)
年代													
10歳代	87.5	25.0	12.5	75.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(8)
20歳代	55.6	16.7	44.4	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1	0.0	5.6	(18)
30歳代	61.5	11.5	34.6	69.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8	3.8	15.4	(26)
40歳代	65.6	6.3	34.4	87.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.3	(32)
50歳代	79.2	16.7	20.8	70.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.1	0.0	10.4	(48)
60歳代	65.8	30.3	28.9	67.1	2.6	1.3	1.3	0.0	0.0	0.0	1.3	1.3	(76)
70歳代	80.9	38.3	17.0	51.1	2.1	2.1	0.0	4.3	0.0	0.0	0.0	4.3	(47)
80歳以上	96.0	76.0	0.0	24.0	0.0	0.0	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(25)

※赤は全体より+10%以上、青は全体より-10%以下

市民生活の実態と意識

普段の買い物（食品、日用品）の交通手段

		徒歩	自転車	バイク (原付含)	自家用車	バス	タクシー	鉄道	その他	n 数
居住地	全体	5.3	10.0	2.5	79.0	1.4	0.7	0.0	1.1	(281)
	市街地	6.1	13.3	3.9	73.9	0.6	0.6	0.0	1.7	(180)
	中間地	3.3	6.7	0.0	85.0	3.3	1.7	0.0	0.0	(60)
	山間地	2.8	0.0	0.0	94.4	2.8	0.0	0.0	0.0	(36)
年代	10歳代	0.0	12.5	0.0	87.5	0.0	0.0	0.0	0.0	(8)
	20歳代	16.7	11.1	0.0	66.7	5.6	0.0	0.0	0.0	(18)
	30歳代	15.4	0.0	0.0	80.8	3.8	0.0	0.0	0.0	(26)
	40歳代	0.0	12.5	0.0	87.5	0.0	0.0	0.0	0.0	(32)
	50歳代	4.2	12.5	2.1	75.0	2.1	2.1	0.0	2.1	(48)
	60歳代	3.9	7.9	3.9	84.2	0.0	0.0	0.0	0.0	(76)
	70歳代	2.1	6.4	6.4	85.1	0.0	0.0	0.0	0.0	(47)
	80歳以上	8.0	24.0	0.0	52.0	4.0	4.0	0.0	8.0	(25)

※赤は全体より+10%以上、青は全体より-10%以下

市民生活の実態と意識

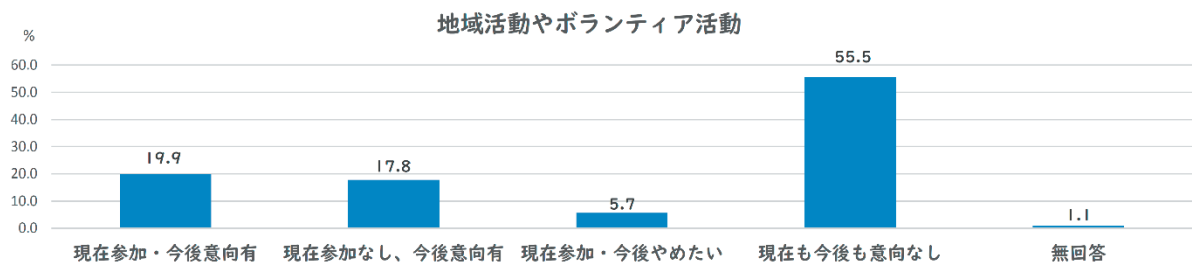
普段の買い物（耐久消費財）の交通手段

	%	徒歩	自転車	バイク (原付含)	自家用車	バス	タクシー	鉄道	その他	n数
全体		1.4	3.9	0.7	86.5	1.4	0.0	0.0	5.0	(281)
居住地										
市街地		2.2	5.6	1.1	83.9	1.7	0.0	0.0	5.0	(180)
中間地		0.0	1.7	0.0	90.0	0.0	0.0	0.0	6.7	(60)
山間地		0.0	0.0	0.0	97.2	2.8	0.0	0.0	0.0	(36)
年代										
10歳代		0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(8)
20歳代		0.0	5.6	0.0	88.9	0.0	0.0	0.0	5.6	(18)
30歳代		3.8	0.0	0.0	76.9	3.8	0.0	0.0	11.5	(26)
40歳代		0.0	6.3	0.0	87.5	0.0	0.0	0.0	6.3	(32)
50歳代		0.0	2.1	2.1	83.3	4.2	0.0	0.0	8.3	(48)
60歳代		1.3	2.6	0.0	94.7	0.0	0.0	0.0	1.3	(76)
70歳代		0.0	4.3	2.1	89.4	0.0	0.0	0.0	2.1	(47)
80歳以上		8.0	12.0	0.0	64.0	4.0	0.0	0.0	8.0	(25)

※赤は全体より+10%以上、青は全体より-10%以下

市民生活の実態と意識

地域活動やボランティア活動



	%	現在、何らかの活動に参加しており、今後も続けたい	現在は参加していないが、今後は参加したい	現在、何らかの活動に参加しているが、今後はやめたい	現在、参加しておらず、今後も参加する気はない	無回答	n数
居住地							
市街地		19.4	17.2	6.7	55.6	1.1	(180)
中間地		8.3	18.3	6.7	66.7	0.0	(60)
山間地		44.4	13.9	0.0	38.9	2.8	(36)
年代							
10歳代		0.0	37.5	0.0	62.5	0.0	(8)
20歳代		5.6	11.1	5.6	77.8	0.0	(18)
30歳代		3.8	15.4	0.0	76.9	3.8	(26)
40歳代		21.9	28.1	6.3	40.6	3.1	(32)
50歳代		18.8	27.1	2.1	52.1	0.0	(48)
60歳代		26.3	17.1	11.8	43.4	1.3	(76)
70歳代		29.8	12.8	4.3	53.2	0.0	(47)
80歳以上		16.0	0.0	4.0	80.0	0.0	(25)

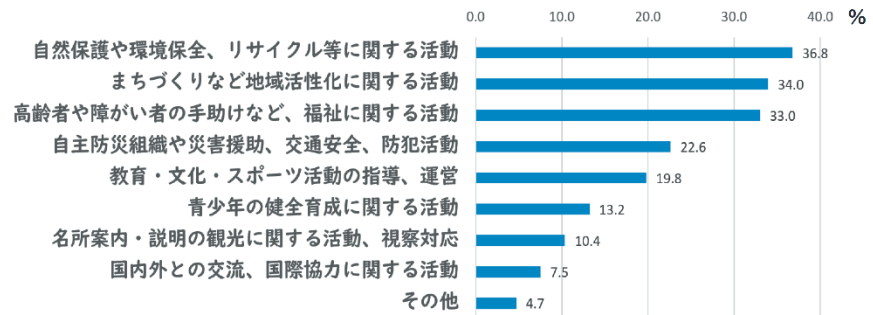
※赤は全体より+10%以上、青は全体より-10%以下

市民生活の実態と意識

地域活動やボランティア活動

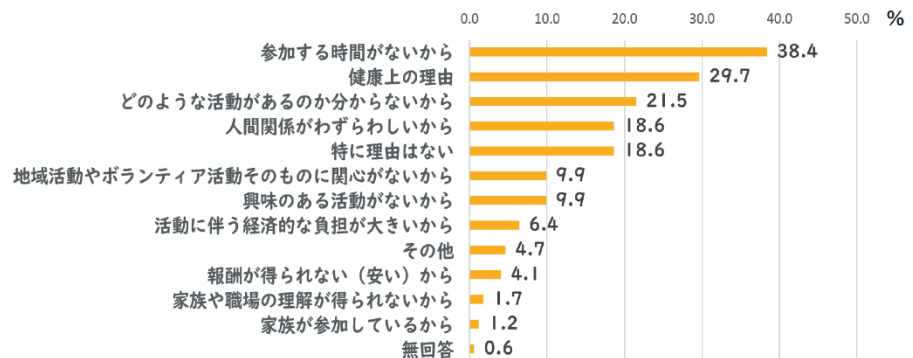
現在活動中および
今後意向の方の
活動（意向）内容

n = 106



今後活動をやめたい
あるいは今後も意向
なしの方の理由

n = 172



市民生活の実態と意識

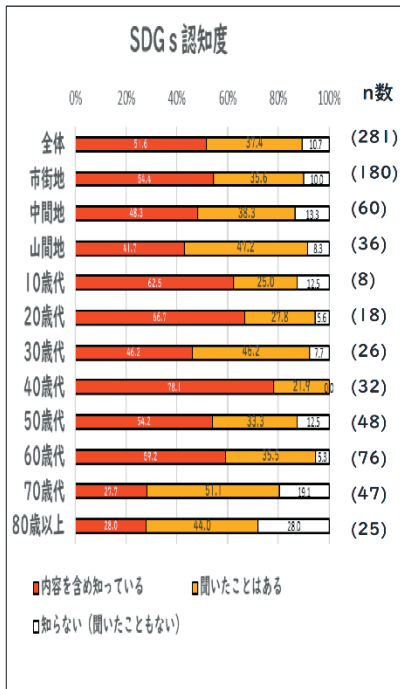
地域活動やボランティア活動「活性化に必要なこと」

		広報などによる情報の提供と共有	活動の場や機会の提供	住民（団体）リーダーの育成	まちづくりに関する学習機会の提供	地域や団体などの活動支援（補助・助成を含む）	市の計画策定や実施に関わる機会の増加	その他	無回答	n数
	全体	59.4	38.1	21.7	17.1	39.9	14.9	3.6	3.6	(281)
居住地	市街地	58.9	39.4	21.1	16.7	39.4	16.1	2.8	2.2	(180)
	中間地	60.0	36.7	26.7	20.0	43.3	11.7	6.7	5.0	(60)
	山間地	63.9	30.6	13.9	11.1	36.1	13.9	0.0	8.3	(36)
年代	10歳代	25.0	50.0	12.5	37.5	50.0	12.5	0.0	0.0	(8)
	20歳代	55.6	38.9	5.6	11.1	38.9	11.1	0.0	0.0	(18)
	30歳代	46.2	34.6	23.1	23.1	23.1	30.8	7.7	0.0	(26)
	40歳代	43.8	37.5	15.6	18.8	50.0	18.8	0.0	6.3	(32)
	50歳代	56.3	56.3	18.8	14.6	33.3	16.7	6.3	2.1	(48)
	60歳代	68.4	38.2	27.6	19.7	44.7	11.8	3.9	3.9	(76)
	70歳代	72.3	29.8	14.9	10.6	36.2	14.9	0.0	4.3	(47)
	80歳以上	64.0	20.0	40.0	16.0	48.0	4.0	8.0	8.0	(25)

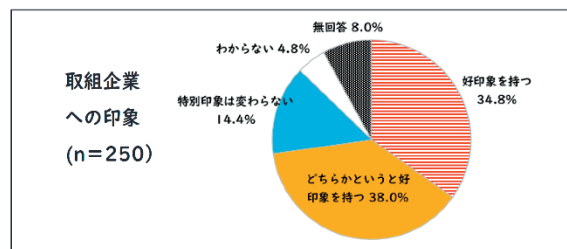
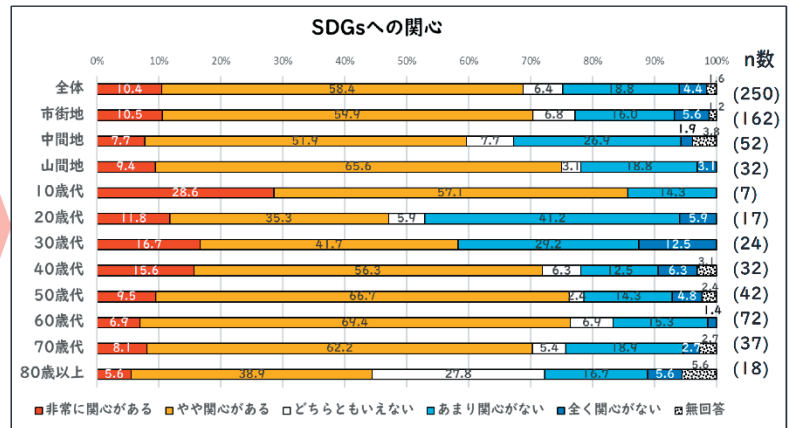
※赤は全体より+10%以上、青は全体より-10%以下

市民生活の実態と意識

SDGsに関する意識（認知と関心）



認知者ベース



市民生活の実態と意識

SDGsに関する意識（関心領域と無関心理由）

関心領域

複数回答	%
n数	(172)
貧困をなくす	50.0
飢餓(きが)をなくす	29.1
健康と福祉を促進する	52.3
質の高い教育を提供する	30.8
ジェンダーの平等	27.3
清潔な水と衛生	40.1
再生可能エネルギーやクリーンエネルギー	52.3
安全・安心な労働環境と経済成長	33.1
新しい技術とインフラ	19.8
国や人の不平等をなくす	31.4
住み続けられるまちづくり	62.8
責任を持って生産・消費する	30.2
気候変動への具体的な対策	41.9
海の豊かさを守る	43.0
陸の豊かさを守る	35.5
平和で公正な社会	45.9
目標達成のために協力する	18.6

無関心理由

複数回答	%
n数	(58)
SDGsという言葉が何を意味するのかわからないから	32.8
何をすればよいのかわからないから	46.6
自分の生活にどんな関わりがあるのかわからないから	25.9
英語やカタカナが理解しづらいから	12.1
取り組んでもあまり意味がないと感じるから	10.3
政府や企業が取り組むものだと思うから	6.9
日本にはあまり関係がない気がするから	1.7
特に理由はない	22.4
その他	6.9

⑤まとめと考察

1.暮らしや市への総合的評価

- ・「水俣市への好意：70%」「住みやすさ：58%」評価は、前回と同水準となっている。「生活総合満足度」では、満足度が45%と前回より8p下がり、「活気」では、活気がない比率が73%と前回より+2pとなった。
- ・今後の居住意向では、全体の74%が「住み続けたい（市内転居含む）」と3/4が水俣市居住を希望している。

2.総合計画施策に関する個別評価（満足度－優先度）

- ・6分野94項目の施策に関する評価では、「満足－不満」でプラスとなった項目は39項目（41%）、「満足－優先度（成果の満足度が高く、今後それほど優先しなくてよい）」でプラスとなった項目はわずか2項目であり、課題解決に向けて、道半ばの項目がほとんどであると言える。ある意味で、第6次水俣市総合計画で設定した課題が的を得たものであることが市民の評価からも確認され、また、その課題のハードルも高く継続的で長期的な対策が必要なことも指摘されたと考察する。
- ・分野別に見ると「環境」の分野については全ての施策の満足が不満を上回っており、環境都市としての水俣市の取り組みが市民に高く評価されていると言ってよい。一方で「産業・経済」や「行政経営」の分野については不満が多く、課題の大きい分野と考える。
- ・不満度（一部満足度）と優先度マトリクス分析から、各分野における喫緊対策項目が抽出された。
- ・また、全項目で平均2割程度の方が「分からない」と回答しており、施策や活動に対する説明責任をもっと果たしていく必要を指摘する。施策の効果を高めるためにも、市民の理解と共感、協力を得ることは不可欠。

⑤まとめと考察

3.市役所のサービスや活動に対する評価

- ・情報発信では、特に若い世代に向けた媒体が不足している傾向が見える。年代によって欲しい情報も異なり、上記総合計画施策に対する情報提供不足も指摘されており、今後更なるきめ細かな広報対応が求められる。
- ・市役所の活動については、「事務処理」「公平親切的対応」など通常業務への評価は割と高く、「企画や発想」「他や横の連携」「コスト意識」などこれからの地域を創る機能への課題が指摘された。

4.その他

- ・若い世代への情報発信が課題となっているが、若年層が情報を入手する手段として一般的なSNSであるはずの市公式LINEの認知度は現状、未だ低いレベル（2022年4月スタート）。熊本市では登録者数10万人を超え市政情報の伝達ツールとして大きな効果を発揮している例もあり、先進事例を参考にしてSNSツールの活用に積極的に取り組むことが求められる。
- ・地域活動やボランティア活動に取り組む市民の割合は、山間地においては高くなっている。また、市街地においても現在一定の数の市民がボランティア等に取り組んでいることが分かる。一方で中間地においてはこのような市民活動は低調となっている。また、若年層における関心も低調である。今後地域社会においてはますます共助の重要性が高まることが想定されており、市全体でこのような市民活動を支援・促進していく枠組みづくりが必要ではないか。
- ・SDGsの文言について「内容を含め知っている」という回答の割合が半数を超えている。この認知度の高さは水俣市民の意識の高さを示すものであり、SDGs未来都市に選定された自治体の市民に相応しいものとして高く評価できる。一方で、無関心の理由として「何をすれば良いかわからない」という回答が最も多くなっている。これらの層的に確かな情報を届けていくのもSDGs未来都市としての役割ではないか。

総合計画に基づく各分野の主な個別計画

基本目標1 地域に根差した強い経済基盤づくり(経済・産業)

名 称 [計画期間等]	概 要	所 管
水俣市産業振興戦略 2015 [平成 27(2015)年度～令和2(2020)年度]	水俣市における産業振興の基本理念を示し、「水俣を元気にする 30 の施策」として、その具体的施策を定め、更に、本戦略の計画期間である5年の間にすべき「重点プロジェクト」を明確化する計画。	経済観光課
水俣川河口臨海部振興構想 [平成 27(2015)年度～]	漁業者やエコタウン立地企業等のヒアリングにより出された提案等を振興策としてまとめ、丸島漁港を中心とした水産業及び産業団地の振興を図る計画。	経済観光課
創業支援等事業計画 [平成 27(2015)年度～令和8(2026)年度]	地域の創業を促進させるため、市が商工会議所等創業支援事業者と連携して創業支援を行ための計画。産業競争力強化法に基づき、国の認定を受けている。	経済観光課
水俣市観光振興計画 [令和5(2023)年度～令和8(2026)年度]	官民が一体となって観光振興を推進するため、水俣市の観光施策の方針とその取組を示した計画。	経済観光課
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 [平成 18(2006)年度～]	農業経営基盤強化促進法に基づき、県が策定する基本的な方針に即して、将来育成すべき農業経営の目標の設定とその実現に向けての措置などを明らかにするもの。	農林水産課
水俣市森林整備計画 [令和5(2023)年度～]	森林を健全な状態に整備、保全していくための森林整備の基本的な考え方及び森林施業の方法等を示した計画。	農林水産課
水俣市森林施業計画 [平成 22(2010)年度～]	保育林の除間伐等を実施し、環境の保全や景観の維持向上のため、適切に森林を整備し、優良木生産を図る計画。	農林水産課
第2期水俣市空家等対策計画 [令和5(2023)年度～令和9(2027)年度]	空家等対策について、総合的かつ計画的に取組み、公共の福祉の増進と地域の振興と共に、安心・安全なまちづくりに寄与するための計画	地域振興課

基本目標2 豊かな心で未来に挑戦する人づくり(教育・文化)

名 称 [計画期間等]	概 要	所 管
水俣市教育大綱 [令和4(2022)年度～令和7(2025)年度]	水俣市の教育政策に関する目標や施策の根本的な方針を定めたもの。	総務課
水俣市教育振興基本計画 [令和5(2023)年度～令和8(2026)年度]	水俣市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画	教育課
非構造部材耐震化計画 [平成26(2014)年度～]	学校施設の天井材や外壁、屋内照明等、構造体とは異なる非構造部材の耐震化を示した計画。	教育課
水俣市学校施設等長寿命化計画 (個別施設計画) [令和2(2020)年度～令和12(2030)年度]	学校施設の整備内容や時期、費用等を具体的に表す計画。	教育課
第4次水俣市男女共同参画計画 [令和2(2020)年度～令和8(2026)年度]	男女が、社会の対等な構成員としてあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができる社会づくりを推進する計画。	地域振興課

基本目標3 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり(保健・医療・福祉)

名 称 [計画期間等]	概 要	所 管
第3期水俣市地域福祉計画 [令和3(2021)年度～令和8(2026)年度]	地域福祉の主体である地域住民や福祉関係団体等の参加を得て、地域福祉の政策や制度を充実させながら、地域福祉を推進する仕組みや体制づくりのために策定する計画。	福祉課
第2期水俣市子ども・子育て支援事業計画 [令和2(2020)年度～令和6(2024)年度]	幼児期の教育・保育及び子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及び円滑な実施を総合的かつ計画的に行うための計画。	福祉課
水俣市健康増進計画及び食育推進計画 (いきいき・みなまたヘルスプラン) [平成30(2018)年度～令和5(2023)年度]	水俣市の特徴や市民の健康課題を明らかにした上で、生活習慣病予防に視点を置いた水俣市健康増進計画と、本市の健康課題である「生活習慣病発症予防と重症化予防」の視点を取り入れた、ライフステージごとの食育推進計画を一本化した計画。	いきいき健康課
第2期みなまた生きる支援推進プラン (水俣市自殺対策計画) [令和5(2023)年度～令和9(2027)年度]	自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、自殺対策についての計画を定めるもの（生きることの包括的な支援）。	いきいき健康課
国保水俣市立総合医療センター経営強化プラン (令和5(2023)年度～令和9(2027)年度)	地域医療構想に基づく持続可能な医療提供体制を確保し続けるために必要な取組について定めた計画。	総合医療センター

名 称 [計画期間等]	概 要	所 管
第8期水俣市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(ひまわりプラン) [令和3(2021)年度～令和5(2023)年度]	高齢者が「元気に老い」、可能な限り住み慣れた地域で、家族や地域住民とともに「もやい、ふれあい、支えあい」ながら、「安心して暮らしていける」地域社会を構築することを目的とした計画。	いきいき健康課
水俣市成年後見制度利用促進計画 [令和3(2021)年度～令和8(2026)年度]	判断能力が十分でない方々の支援及び権利擁護を行うため、制度の利用促進に関する基本的な計画を定めたもの。	いきいき健康課
第2期水俣市障がい者計画 [令和3(2021)年度～令和8(2026)年度]	障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障がい者計画」であり、本市における障がい福祉施策推進のための指針となる計画。「水俣市障がい福祉計画」及び「水俣市障がい児福祉計画」の上位計画となる。	福祉課

基本目標4 次代へつなぐ環境づくり(環境)

名 称 [計画期間等]	概 要	所 管
第3次水俣市環境基本計画 [令和2(2020)～令和9(2027)年度]	水俣市環境基本条例に基づく、良好な環境を確保する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画。	環境課
水俣市環境モデル都市第3期行動計画(アクションプラン) [令和5(2023)年度～令和12(2030)年度]	国の環境モデル都市認定に伴い、地球温暖化の防止に向けて、水俣市全体の温室効果ガス排出量を2013年を基準として、2030年までに半減させることを目標に掲げた計画。	環境課
水俣市地球温暖化対策推進実行計画(事務事業編) [令和2(2020)年度～令和12(2030)年度]	「地球温暖化対策の推進に関する法律」の規定に基づき、市の事務及び事業における温室効果ガス排出量の削減について定めた計画。	環境課
水俣市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 [平成23(2011)年度～令和7(2025)年度]	長期的・総合的視野に立って、計画的な一般廃棄物処理を推進するための基本方針を立案し、一般廃棄物の発生から最終処分に至るまでの、基本的事項、具体的な施策、処理・処分施設の位置づけを策定する計画。	環境課
水俣市公共下水道事業計画(事業認可計画) [平成30(2018)年度～令和5(2023)年度]	公共用水域の水質保全、生活環境の改善、浸水の防除を目的とした公共下水道整備計画。	上下水道局

基本目標5 安全で安心して暮らせる生活基盤づくり(生活基盤)

名 称 [計画期間等]	概 要	所 管
水俣市都市計画マスタープラン [平成 14(2002)年度～令和4(2022)年度]	都市づくりの将来像をはじめ、土地利用、交通体系、都市機能・拠点形成、市街地整備等の方針を定めた計画。	都市計画課
水俣市地域防災計画 [毎年度見直し]	水俣市における防災体制を確立し、災害の予防、災害応急対策及び災害復旧の万全を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するための計画。	危機管理防災課
水俣市国民保護計画 [毎年度見直し]	武力攻撃事態等において、市民の生命、身体及び財産の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、警報、避難、国・県・関係機関等との連携要領等を定めた計画。	危機管理防災課
水俣市公営住宅等長寿命化計画 [令和2(2020)年度～令和 11(2029)年度]	長期的な視点のもと、公営住宅等のライフサイクルコストの縮減につながる長寿命化のための建替事業方針及び維持管理方針を明らかにすることを目的とした計画。	都市計画課
第2期水俣市空家等対策計画 [令和5(2023)年度～令和9(2027)年度]	空家等対策について、総合的かつ計画的に取組み、公共の福祉の増進と地域の振興と共に、安心・安全なまちづくりに寄与するための計画	地域振興課
みなまた・水・品質向上計画 (第4次水俣市水道事業経営方針及び 中長期計画) [令和3(2021)年度～令和 12(2030)年度]	将来にわたり効率的かつ計画的に事業運営を図るため、現状と課題の分析及び経営全体の見直しを行い、利用者に安全・安心な水を安定的に供給するための経営方針等を示した計画。	上下水道局
水道拠点施設災害対策事業・更新計画 [平成 29(2017)年度～令和 18(2036)年度]	平成 28 年4月に発生した熊本地震を踏まえ、厳しい財政事情の中、事業に優先順位をつけ、計画的に進めることを目的として策定した計画。	上下水道局
水道事業計画(施設統廃合計画) [令和3(2021)年度～令和 18(2036)年度]	水道拠点施設災害対策事業・更新計画に併せて、管理施設の削減を行うために策定した計画。	上下水道局
水道事業におけるアセットマネジメント [令和3(2021)年度～令和 18(2036)年度]	水道施設による飲料水の給水サービスを継続していくために必要な補修・更新といった施設管理を行い、そのための財源を算定し、長期的に管理・経営していくためのもの。	上下水道局
水俣市舗装維持管理計画 [平成 27(2015)年度～]	舗装の劣化状況や路線の重要度等の評価指標を基に、効率的な舗装の維持管理を行う計画。	土木課
水俣市橋梁長寿命化修繕計画 [平成 23(2011)年度～]	経年劣化する橋梁群について、予防対策型の維持管理を行い、橋梁の長寿命化を図る計画。	土木課
第2期水俣市地域公共交通網形成計画 [令和2(2020)年度～令和6(2024)年度]	交通事業者と連携した公共交通の利便性向上の取組の検討、公共交通の維持・活性化を図るための計画。	地域振興課
水俣市DV防止基本計画 [令和2(2020)年度～令和8(2026)年度]	恋人や配偶者間の暴力である DV やセクハラ問題、性暴力等に対する相談体制の充実を図る計画。	福祉課

基本目標6 持続可能な行財政基盤づくり(行政経営)

名 称 [計画期間等]	概 要	所 管
第7次水俣市行財政改革大綱 [令和5(2023)年度～令和8(2026)年度]	限りある財源を有効に活用しながらよりよい公共サービスの提供、市民協働による行財政改革の推進・継続を図るための方針を定めたもの。	総務課
水俣市中期財政計画 [令和4(2022)年度～令和8(2026)年度]	水俣市財政の現状を正確に把握し、現状分析に基づいた中期的な財政収支を見通すことにより、財政の健全性を確保し、今後の財政運営や予算編成の指針とするため定めたもの。	財政課
第4次水俣市定員適正化計画 [令和2(2020)年度～令和6(2024)年度]	今後の必要な組織体制の整備のため、本市の財政状況や人件費に配慮しながら定員の適正化に努めることを目的としたもの。	総務課
水俣市人材育成基本方針 [平成 26(2014)年度～]	職員一人ひとりの意識改革を図り、自立性・主体性を高め、計画的・総合的に人材育成を進め、組織としての総合力を高めることを目的としたもの。	総務課
水俣市公共施設等総合管理計画 [平成 29(2017)年度～令和 37(2055)年度]	公共施設等の現状・将来にわたる見通しを踏まえ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めることを目的とした計画。	財政課

水俣市総合計画策定審議会条例

昭和45年9月30日条例第20号

(設置)

第1条 本市に、水俣市総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(会務)

第2条 審議会は、水俣市総合計画の策定に関する事項について、市長の諮問に応じて審議し、その結果を答申するとともに、自ら市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 学識経験者

(3) その他市長が適当と認める者

3 市長は、前項の委員に欠員が生じた場合は、必要に応じ補欠委員を委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務企画部において処理する。

(費用弁償)

第8条 委員が、職務を行うために必要な費用の弁償は、別に条例で定める。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、昭和45年10月1日から施行する。

2 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（昭和35年告示第9号）の一部を、次のように改正する。

第2条に規定する別表中「都市計画審議会委員」の項の次に、次の1項を加える。

振興計画策定審議会委員	〃	800円
-------------	---	------

附 則（昭和51年10月4日条例第22号抄）

1 この条例は、昭和51年11月1日から施行する。

附 則（昭和53年9月25日条例第27号抄）

1 この条例は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則（昭和62年6月27日条例第9号抄）

1 この条例は、昭和62年8月1日から施行する。

附 則（平成5年3月31日条例第6号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月31日条例第6号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正)

2 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（昭和35年条例第9号）の一部を、次のように改正する。

別表中「振興計画策定審議会委員」を「総合計画策定審議会委員」に改める。

附 則（平成28年3月23日条例第10号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月14日条例第3号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

水俣市総合計画策定に関する規則

平成8年3月29日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、水俣市総合計画（以下「計画」という。）の策定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(策定方針)

第2条 計画策定に当たっては、策定過程において市民の意見を十分取り入れるとともに、学識経験者等による専門的かつ総合的な見地からの指導助言を受けるものとする。

2 策定作業には、全職員が参加できるような体制の整備に努めるものとする。

(用語の意義)

第3条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 本市の将来の健全な発展と望ましい都市づくりを促進するために策定する基本構想、基本計画及び実施計画からなる市政の総合的な計画をいう。

(2) 基本構想 本市におけるまちづくりの基本方向、目標及び主要施策の構想を明らかにするものであり、計画の基幹となるべきものをいう。

(3) 基本計画 基本構想に基づき、施策の大綱を具体化した基本施策の方向を体系的に示したものをいう。

(4) 実施計画 基本計画に基づき具体的な事業の実施に関して作成する計画をいう。

(組織)

第4条 計画策定事務の円滑な推進を図るため、計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、関係課長をもって組織し、委員長は、市長公室長の職にある者を充てる。

3 委員会の会議は、委員長が招集し議長となる。

4 委員会の事務局は、総務企画部市長公室に置く。

(職務)

第5条 委員会は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 計画原案の作成に関すること。

(2) 計画策定に係る各課等との調整に関すること。

(3) 実施計画の見直し及び調整に関すること。

(4) その他計画策定に関し特に必要と認めること。

(作業部会)

第6条 委員会は、必要に応じ作業部会を設置することができる。

2 作業部会は、計画策定に関心のある市民の自主的な参加により組織する。

3 作業部会の会議の議長は、部会員の互選により選出する。

4 作業部会の事務局は、総務企画部市長公室に置く。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成16年8月20日規則第18号）

この規則は、平成16年8月23日から施行する。

附 則（平成28年3月24日規則第5号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日規則第5の2号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日規則第17号抄）

(施行期日)

第1条 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

第6次水俣市総合計画（第2期基本計画）策定プロジェクトチーム設置規程

令和4年6月10日

水俣市訓令第7号

水俣市教育委員会訓令第4号

水俣市上下水道事業管理規程第4号

水俣市病院事業管理規程第8号

（設置）

第1条 第6次水俣市総合計画（第2期基本計画）の策定に当たり、その案を作成するため、水俣市総合計画策定に関する規則（以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、第6次水俣市総合計画（第2期基本計画）策定プロジェクトチーム（以下「チーム」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 チームは、次の各号に掲げる事務を行う。

- （1） 施策区分及び事業等の見直し、検討に関すること。
- （2） 施策及びその事例の調査研究に関すること。
- （3） 基礎資料の収集に関すること。
- （4） 各課の所管事項に係る連絡調整に関すること。

（組織）

第3条 チームは、市長に任命された職員をもって構成し、基本目標（政策分野）ごとに部会を設置する。

2 チームの事務局は、総務企画部市長公室に置く。

（職務従事の形態）

第4条 メンバーは、現所属のまま、必要の都度チームの事務に従事するものとする。

（策定委員会への報告等）

第5条 チームは、第2条に規定する事務の進捗状況等について、規則第4条に規定する水俣市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）に報告するものとする。

2 チームは、前項の規定による報告について、委員会から指示等があった場合は、当該指示事項について調査検討を行い、その結果を委員会に報告しなければならない。

（関係機関等との協議）

第6条 チームは、その業務の遂行に当たり、関係者及び関係機関と協議することができる。

（協力要請）

第7条 チームは、その業務の遂行上必要があるときは、関係機関に対し、資料の提出その他協力を要請することができる。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、委員会の委員長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、令和4年6月10日から施行する。
- 2 この訓令は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

第6次水俣市総合計画
～第2期基本計画～

令和5（2023）年3月発行



水 俣 市

●お問い合わせ●

水俣市総務企画部市長公室

〒867-8555 熊本県水俣市陣内 1 - 1 - 1

TEL : 0966-61-1657

FAX : 0966-62-3074

Email : seisaku@city.minamata.lg.jp